

名古屋市公報	令和 2年 4月 1日	第47号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
○ 条例のあらまし		7
○ 規則のあらまし		25
○ 教育委員会規則のあらまし		33
○ 名教委教訓令のあらまし		35

条	例		
○ 名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	(健福・総務課)	(第3号)	36
○ 名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第4号)	38
○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病院・総務課)	(第5号)	40
○ 名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	(教育・総務課)	(第6号)	41
○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第7号)	50
○ 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第8号)	52
○ 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例	(教育・総務課)	(第9号)	58
○ 名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会条例	(環境・総務課)	(第10号)	59
○ 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例	(緑土・総務課)	(第11号)	62
○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例	(緑土・総務課)	(第12号)	67
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第13号)	72
○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第14号)	76
○ 名古屋市災害救助基金条例	(防災・危機管理企画室)	(第15号)	77
○ 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第16号)	79
○ 名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第17号)	81
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課)	(第18号)	82
○ 名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	84

○ 名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例	(市経・住民課)	(第20号)	87
○ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第21号)	88
○ 名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第22号)	90
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第23号)	91
○ なごや子ども条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第24号)	93
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(総務・給与課)	(第25号)	96
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例	(総務・行政改革推進室)	(第26号)	124
○ 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例	(総務・総務課)	(第27号)	126
○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例	(市経・住民課)	(第28号)	128
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第29号)	130
○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第30号)	131
○ 名古屋市営住宅等管理運営等基金条例	(住都・総務課)	(第31号)	133
○ 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第32号)	135
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第33号)	137
○ 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	(住都・総務課)	(第34号)	139
○ 名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(交通・総務課)	(第35号)	140
○ 名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	(健福・総務課)	(第36号)	141
○ 名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例	(健福・総務課)	(第37号)	148
○ 名古屋市衛生研究所条例	(健福・総務課)	(第38号)	151
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第39号)	153
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第40号)	155
○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第41号)	156
○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第42号)	158
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第43号)	161
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第44号)	163
○ 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例を廃止する等の条例	(健福・総務課)	(第45号)	169
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第46号)	171

規	則		
○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第22号)	172
○ 名古屋市浄化槽法等施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第23号)	174
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第24号)	177
○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第25号)	179
○ 名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第26号)	181
○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第27号)	184
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第28号)	186
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第29号)	191
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第30号)	195
○ 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則	(市経・住民課)	(第31号)	203
○ なごや子ども・子育て支援協議会規則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第32号)	204
○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第33号)	205
○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第34号)	207
○ 名古屋都市計画事業下之一色南部土地地区画整理事業施行条例施行細則及び名古屋都市計画事業下之一色南部土地地区画整理事業清算金規則を廃止する規則	(住都・総務課)	(第35号)	208
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(住都・総務課)	(第36号)	209
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第37号)	210
○ 名古屋市衛生研究所条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第38号)	215
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第39号)	218
○ 名古屋市スポーツ推進委員規則	(市経・総務課)	(第40号)	223
○ 名古屋市スポーツ推進審議会規則	(市経・総務課)	(第41号)	225
告	示		
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第175号)	227

○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第176号)	228
○ ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更	(住都・ささしまライブ24総合整備事務所)	(第177号)	230
○ 環境影響評価方法書について	(環境・地域環境対策課)	(第178号)	232
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第179号)	235
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第180号)	236
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第181号)	238
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第182号)	243
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第183号)	245
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第184号)	248
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第185号)	269
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第186号)	347
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第187号)	348
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第188号)	351
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第189号)	367
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第190号)	369
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第191号)	372
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第192号)	373
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第193号)	376
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第194号)	377
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第195号)	378
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第196号)	379
○ 生活保護法による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第197号)	380

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第198号)	381
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第199号)	383
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課)	(第200号)	385
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第201号)	388
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地事業課)	(第202号)	389
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第203号)	390
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について	(緑土・都市農業課)	(第204号)	391
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日	(市経・地域商業課)	(第205号)	392
○ 防火管理に関する講習及び防災管理に関する講習に係る手数料の収納事務の委託	(消防・予防課)	(第206号)	394

選挙管理委員会告示

○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について	(第2号)	395

教育委員会規則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	(第3号)	580
○ 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則	(第4号)	583

教育委員会告示

○ 名古屋市美術館の臨時休館について	(第8号)	585

名教委教訓令

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第2号)	586

人事委員会規則

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第3号)	588
○ 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第4号)	591
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第5号)	592
○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	(第6号)	596
○ 名古屋市人事委員会会議規則の一部を改正する規則	(第7号)	597

人事委員会達

○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	598

上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第6号)	599
交 通 局 告 示		
○ 乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について	(第4号)	609
○ なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光 ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第5号)	611
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告	(上下水・営業課)	614
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	615
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	616
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告	(上下水・営業課)	617
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	618
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	619
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	620
正 誤		
○ 令和2年 3月25日付け名古屋市公報第46号中の訂正について		623

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 3 号）

1 制定内容

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（第 4号）

1 改正内容

(1) 浄化槽保守点検業者の登録について暴力団員等に係る欠格条項を定めます。（第 3条及び第 5条関係）

(2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 9条の 2関係）

(3) その他規定の整備等を行います。（第 7条及び第13条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第 5号）

1 改正内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 5条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（第 6号）

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第23条第 1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することとします。

2 関係条例の整理

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）、名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）、名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6号）、名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）、名古屋市港サッカー場条例（平成 5年名古屋市条例第 9号）、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）及び名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第 5号）について、規定を整理します。

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日の前日現に名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会又は名古屋市スポーツ推進審議会の委員である者に対する経過措置を定めます。
- (3) 施行日前に附則第 6項の規定による改正前の名古屋市総合体育館条例、附則第 7項の規定による改正前の名古屋市体育館条例、附則第 8項の規定による改正前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例、附則第 9項の規定による改正前の名古屋市港サッカー場条例、附則第10項の規定による改正前の名古屋市志段味スポーツランド条例、附則第11項の規定による改正前の名古屋市プール条例若しくは附則第12項の規定による改正前の名古屋市名城庭球場条例（以下「改正前条例等」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に改正前条例等の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

- 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部を改正する条例（第 7号）

- 1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例」に改めます。（題名関係）
 - (2) 私立幼稚園授業料の補助について、規定の整備を行います。（第 1 条、第 2条及び第 4条関係）

- 2 施行期日

- 令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例（第 8号）

- 1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市瑞穂公園条例」に改めます。（題名関係）
 - (2) 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務の変更に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 7条、第 9条から第14条、第16条、別表第 1及び別表第 2関係）
 - (3) 瑞穂公園体育館の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 2条第 1項の表、別表第 1及び別表第 2関係）

- 2 関係条例の整理

- 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6号）、名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）及び名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）

- 1の改正に伴い、規定の整理を行います。

- 3 施行期日等

- (1) 別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2年 4月 1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

○ 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例（第 9号）

1 制定の趣旨

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、教育委員会の定めるところにより行うものとします。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会条例（第10号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 2条から第 9条関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例（第11号）

1 制定の趣旨

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド（以下「グラウンド」といいます。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) グラウンドの施設の使用の許可、使用の許可の取消し等について定めます。（第 2条及び第 6条関係）
- (2) グラウンドの施設の利用料金、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。（第 3条から第 5条関係）
- (3) 特別の設備及び原状回復について定めます。（第 7条及び第 8条関係）
- (4) グラウンドの管理を指定管理者に行わせます。（第 9条関係）
- (5) 指定管理者の指定の手続を定めます。（第10条関係）
- (6) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。（第11条関係）
- (7) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。（第12条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。
- (2) この条例の施行前に名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第 15号）の規定によりされた承認その他の行為又はこの条例の施行の際現に名古屋市都市公園条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定によりされたものとみなします。

○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例（第12号）

1 制定の趣旨

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、名古屋市東山公園テニスセンター（以下「テニスセンター」といいます。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) テニスセンターの施設の使用の許可、使用の許可の取消し等について定めます。（第 2 条及び第 6 条関係）
- (2) テニスセンターの施設の利用料金、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。（第 3条から第 5条関係）
- (3) 特別の設備及び原状回復について定めます。（第 7条及び第 8条関係）
- (4) テニスセンターの管理を指定管理者に行わせます。（第 9条関係）
- (5) 指定管理者の指定の手続を定めます。（第10条関係）
- (6) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。（第11条関係）

(7) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。(第12条関係)

3 施行期日等

(1) 令和 2年 4月 1日から施行します。

(2) この条例の施行前に名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定によりされた承認その他の行為又はこの条例の施行の際現に名古屋市都市公園条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定によりされたものとみなします。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第13号）

1 改正内容

(1) 市長の附属機関として、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会を設置します。(第18条の 6関係)

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。(第 4条、第12条、第13条の 3、第13条の 4、別表第 1、別表第 2、別表第 2の 2及び別表第 3関係)

(3) その他規定の整備を行います。(第18条の 3関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例（第14号）

1 改正内容

(1) 保管した自転車等を売却した代金を返還するときの費用の徴収について定めます。(第14条関係)

(2) 撤去し、保管した自転車等を返還するときに当該利用者等から徴収する費用の額を改定します。(第14条関係)

2 施行期日

令和 2年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市災害救助基金条例（第15号）

1 制定の趣旨

災害救助法（昭和22年法律第 118号）第21条第 1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、名古屋市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条関係から第 5条関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（第16号）

1 改正内容

市民の健康寿命の延伸に資するため、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実の促進について必要な事項を定めるものです。（前文及び第 6条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例（第17号）

1 改正内容

久屋大通公園に関する利用料金の額の基礎となる面積の端数処理の方法を変更します。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第18号）

1 改正内容

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等に関し、規定の整備を行います。（第17条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

スポーツを通じて市民の健康増進、地域活動の活性化等を推進するため、スポーツ市民局を新設するとともに、イノベーションの創出、成長産業の振興等に機動的に取り組むため、市民経済局の経済部門を経済局とします。
（第 1条関係）

2 関係条例の整理

1の改正に伴い、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）、名古屋市交通安全対策会議条例（昭和45年名古屋市条例第63号）、名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）、名古屋市大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年名古屋市条例第58号）、名古屋市町名、町界審議会条例（昭和37年名古屋市条例第35号）、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号）及び名古屋市消費生活条例（昭和51年名古屋市条例第43号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例（第20号）

1 改正内容

印鑑の登録を受ける者について、成年被後見人に係る欠格条項の見直しを行います。（第 2条及び第 9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第21号）

1 改正内容

放課後事業健全育成事業の運営に関する基準について、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第 9条第関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第23号）

1 改正内容

名古屋市鳩岡保育園、名古屋市藤が丘保育園及び名古屋市松が根保育園を廃止します。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ なごや子ども条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

子どもが権利の主体であることを明確にする等します。（前文、第 3条、第 4条、第 6条から第 8条、第10条、第12条、第15条、第19条及び第19条の 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第25号）

1 改正内容

非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定等を行います。

- (1) 非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定並びに職種の新設及び廃止等を行います。（第 3 条及び別表第 1 から別表第 4 関係）
- (2) 公務上負傷等した非常勤の職員の災害補償を規定します。（第10条関係）
- (3) 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額の特例を規定します。（附則関係）
- (4) その他規定の整理を行います。（附則関係）

2 関係条例の整理等

非常勤の職員に支給される報酬等の額の改定等に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3 号）、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5 号）、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4 号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第17号）、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年名古屋市条例第47号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 2 年 6 月21日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

- (1) 令和 2 年度における職員の定数を定めるものです。（第 1 条関係）

(2) 地方公務員共済組合の業務に専ら従事する者を定数外とすることに伴い、規定を整備します。(第 2条関係)

(3) 自己啓発等休業をしている者を定数外とすることに伴い、規定を整備します。(第 2条関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例 (第27号)

1 改正内容

名古屋市事務分掌条例の一部改正に伴い、規定を整備するものです。(第 4条関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例 (第28号)

1 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第 2条、第 4条、第 5条及び第 7条関係)

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第 1条第 6号に掲げる規定の施行の日から施行します。

○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例 (第29号)

1 改正内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査又は容器再検査に係る手数料の額を定めます。(別表関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

名古屋市下志段味消防団の新設に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅等管理運営等基金条例（第31号）

1 制定の趣旨

次に掲げる目的を達成するため、名古屋市営住宅等敷金積立基金条例（昭和39年名古屋市条例第18号）の全部を改正するものです。

(1) 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「市営住宅条例」という。）に規定する市営住宅及び共同施設並びに名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住促進住宅条例」という。）に規定する定住促進住宅及び共同施設の持続的かつ安定的な管理運営

(2) 市営住宅条例及び定住促進住宅条例の規定により徴収した敷金の管理

2 主な内容

題名を「名古屋市営住宅等管理運営等基金条例」に改め、名古屋市営住宅等管理運営等基金の設置の目的、積立て、管理、益金の処理、処分及び運用について必要な事項を規定します。

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、別表を改正します。

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（第34号）

1 制定の趣旨

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例（平成18年名古屋市条例第81号）を廃止します。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第35号）

1 改正内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例（第36号）

1 制定の目的

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市及び市民等が一体となって認知症に関する取組を総合的に推進し、もって認知症の人と家族が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とします。（第 1 条関係）

2 主な内容

- (1) 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりについての基本理念並びに市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を定めます。（第 3条から第 7条関係）
- (2) 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策について定めます。（第 2章関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例（第37号）

1 制定の目的

受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置を講ずることにより、子供の健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図ることを目的とします。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 子どもの受動喫煙を防止するための市及び市民の責務を定めます。（第 3条から第 4条関係）
- (2) 子どもの受動喫煙を防止するための喫煙者の責務を定めます。（第 5条から第 7条関係）
- (3) 市が行う子どもの受動喫煙を防止するための具体的な取組について定めます。（第 8条から第11条関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市衛生研究所条例（第38号）

1 制定内容

名古屋市衛生研究所の移転に伴い、規定を整理等するとともに、規定を口語体表記に改めるため、名古屋市衛生研究所条例（名古屋市条例昭和19年条例第14号）の全部を改正するものです。

2 主な内容

- (1) 衛生研究所の移転に伴い規定を整理します。
- (2) 衛生研究所の取扱い業務並びに運営及び管理の方法を見直し、不要な規定を削除します。
- (3) 文語体表記の規定を口語体表記に改めます。

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第39号）

1 改正内容

- (1) 犬及び猫の引取り手数料の額を改定します。（第 2条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第40号）

1 改正内容

福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（第41号）

1 改正内容

名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会に関する規定を整備します。（目次、第 5 章及び第 11 条関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例（第 42 号）

1 改正内容

- (1) 敬老パスの利用回数に係る規定の整備を行います。（第 3 条及び第 3 の 3 条関係）
- (2) 運賃相当額の支給に係る規定の整備を行います。（第 3 条の 2 関係）
- (3) 敬老パスの再交付に係る手数料を改めます。（第 5 条関係）
- (4) 敬老パスの対象となる交通事業者及び交通機関に係る規定の整備を行います。（第 8 条、別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第 43 号）

1 改正内容

介護医療院サービスの調査に係る手数料を定めます。（第 18 条関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（第 44 号）

1 改正内容

- (1) 関係行政機関及び市民等と協力して施策を実施する市の責務について規定の整備を行います。（第 3 条関係）
- (2) 動物の適正飼養に関する飼主の遵守事項等に係る規定の整備を行います。（第 2 条、第 5 条、第 5 条の 2 及び第 25 条関係）

- (3) 人と動物の共生に向けた施策、同施策を推進するための計画の策定及び同施策を審議等する協議会の設置について定めます。（第 5 章の 2 関係）
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（第16条の 3、第17条及び第18条関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（第 1条）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 6月 1日又は同年10月 1日から施行します。

- 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例を廃止する等の条例（第45号）

1 改正及び廃止内容

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）
- (2) 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例（平成12年名古屋市条例第53号）を廃止します。

2 施行期日

- (1) 令和 2年 6月 1日から施行します。
- (2) 令和 3年 6月 1日から施行します。

- 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第46号）

1 改正内容

- (1) 保険料の基礎賦課額の算定方法を改めます。（第13条関係）
- (2) 保険料の介護納付金賦課額の算定方法を改めます。（第15条の 3関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。

- (2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第22号）

1 改正内容

名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会に関する規定を整備します。（目次、第 5章及び第11条から第15条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市浄化槽法等施行細則の一部を改正する規則（第23号）

1 改正内容

(1) 浄化槽保守点検業登録申請書の添付書類に関する規定の整備を行います。（第11条関係）

(2) その他規定の整備等を行います。（第20条、第11号様式及び第12号様式関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第24号）

1 改正内容

組織再編に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第25号）

1 改正内容

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3号様式及び第 4号様式関係）

2 施行期日

令和 2年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則（第26号）

1 改正内容

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 8条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1号様式及び第 7号様式から第 9号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条及び第 3号様式関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

(1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15条）の一部改正に伴い、瑞穂公園、鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスセンターに関する規定を削除します。（第 7条、第19条の 2、別表第 1、別表第 2、別表第 4、別表第 6及び第 7号様式関係）

- (2) 名古屋市都市公園条例の一部改正に伴い、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会の組織及び運営について定めます。（第29条から第33条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第15条及び第25条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、第15条の改正規定は、同年 7月 1日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができることとします。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第29号）

1 改正内容

- (1) 事務の増大に伴い、鳥獣保護管理許可専用の市長印を作成します。（別表関係）
- (2) スポーツ市民局の設置等に伴い、表彰専用のスポーツ市民局長印を作成します。（別表関係）
- (3) 感染症対策・調査センターの設置に伴い、専用の保健所長印を作成します。（別表関係）
- (4) その他規定の整備等を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1条第 6号に掲げる規定の施行の日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第30号）

1 改正内容

- (1) 小切手の不渡りがあった際の指定金融機関等による当該小切手の提出先を会計管理者から市会計管理者に変更します。（第51条関係）
- (2) 収入日計表の作成主体を会計管理者から市会計管理者に変更します。（第57条関係）
- (3) 前渡金出納簿への登載を不要とする経費を追加するとともに、前渡金出納簿と現在金との符合の確認を不要とする要件を変更します。（第78条関係）
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、概算払をすることができる経費を追加します。（第81条関係）
- (5) 戻入通知の取消しに関する手続について、規定を整備します。（第91条及び第68号様式関係）
- (6) 歳入歳出外現金の点検の結果の報告の対象を市会計管理者が指定するものに限定します。（第 127条の 2関係）
- (7) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 3関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則（第31号）

1 改正内容

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第10条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ なごや子ども・子育て支援協議会規則の一部を改正する規則（第32号）

1 改正内容

なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

(1) 地方公務員共済組合の業務に専ら従事する者を定数外とすることに伴い、規定を整備します。（第 5条関係）

(2) 自己啓発等休業をしている者を定数外とすることに伴い、規定を整備します。（第 5条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整備を行います。（第11条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例施行細則及び名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業清算金規則を廃止する規則（第35号）

1 制定の趣旨

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例施行細則（平成19年名古屋市規則第18号）及び名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業清算金規則（平成27年名古屋市規則第 102号）を廃止します。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第36号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第33号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
用途廃止	菊元荘	西区新道二丁目	令和 2年 4月 1日

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第37号）

1 改正内容

市営住宅、改良住宅等の附帯施設及び市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市衛生研究所条例施行細則の一部を改正する規則（第38号）

1 改正内容

(1) 使用許可申請手続及び使用料並びに製作に係る規定の整備を行います。

（第 5条、第 6条、第11条、別表第 1及び別表第 2関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 1条から第 4条、第 7条から第10条及び第12条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

(1) 犬又は猫の多頭飼育の届出に関する規定を定めます。（第 1条の 2、第15条及び第 5号様式関係）

- (2) 人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画の策定に必要な事項について定めます。（第12条の 2関係）
- (3) 名古屋市人とペットの共生推進協議会の組織及び運営について定めます。（第12条の 3から第12条の 8関係）
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）等の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（第 2条、第14条及び第 4号様式）
- (5) その他規定の整備を行います。（第12条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 6月 1日又は同年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市スポーツ推進委員規則（第40号）

1 制定の趣旨

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

委員の任期、職務及び責務について定めます。（第 2条及び第 3条関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市スポーツ推進審議会規則（第41号）

1 制定の趣旨

名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）第 4条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の会長及び副会長、会議の招集、開催及び議事並びに部会その他必要な事項を定めます。（第 2条から第 6条関係）

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、令和 2年度の組織改正等を行います。（第 2条、第 3条、第 9条及び第11条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（第 4号）

1 廃止内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 23条第 1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、次に掲げる規則を廃止します。

- (1) 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則（昭和57年名古屋市教育委員会規則第 1号）
- (2) 名古屋市スポーツ推進委員規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第 5号）
- (3) 名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第 4号）
- (4) 名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第 7号）
- (5) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号）
- (6) 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9号）
- (7) 名古屋市港サッカー場条例施行規則（平成 5年名古屋市教育委員会規則第10号）

- (8) 名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号）
- (9) 名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）
- (10) 名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第 3号）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程
(第 2号)

- 1 改正内容

令和 2年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 2条
関係)

- 2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに
公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3号

名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条 例

(趣旨)

第 1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の 5第 1項の
規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものと
する。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備
及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」とい
う。）の定めるところによる。この場合において、省令第12条第 6項第 1号
ハ中「7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれに
より難い場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。」とあるのは、
「7.43平方メートル以上とすること。」と読み替えるものとする。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 3条 無料低額宿泊所は、非常災害に備え、入居者及び職員の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第 4条 無料低額宿泊所は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4号

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3号中「取締役」の次に「、執行役」を加え、「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 5条第 1項において」に改め、同条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「第 6号まで」を「第 7号まで及び第 9号」に改める。

第 5条第 1項中第 7号を第 8号とし、第 6号を第 7号とし、第 5号を第 6号とし、第 4号の次に次の 1号を加える。

- (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5年

を経過しない者（第 9号において「暴力団員等」という。）

第 5条第 1項に次の 1号を加える。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 7条第 2号中「役員」の次に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9条の次に次の 1条を加える。

（研修の機会の確保）

第 9条の 2 浄化槽保守点検業者は、前条第 1項の浄化槽管理士に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第13条第 1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2号中「第 7号」を「第 9号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5号

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 5条中「第 243条の 2第 8項」を「第 243条の 2の 2第 8項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 6 号

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第23条第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の一部改正）
- 2 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び附則第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の一部改正に伴

う経過措置)

- 3 施行日の前日現に名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例第4条第1項の規定により、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

(名古屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 4 名古屋市スポーツ推進審議会条例(昭和57年名古屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(名古屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日現に名古屋市スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の名古屋市スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により、名古屋市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の名古屋市スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された名古屋市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(名古屋市総合体育館条例の一部改正)

- 6 名古屋市総合体育館条例(昭和62年名古屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第6号中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書及び第6条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考、別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場を除く。）の表備考、別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場に限る。）の表備考及び別表第3備考中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市体育館条例の一部改正）

7 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第2条並びに第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第5条の2第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第5条の3第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条の4ただし書及び第5条の5第1項中「委員会」を「市長」に改め

る。

第6条中「次の各号の一にあたる」を「市長は、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第7条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条中「委員会」を「市長」に、「使用許可」を「使用の許可」に、「つけ」を「付け」に改める。

第8条の見出しを「（使用の許可の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

第8条第1号中「基く」を「基づく規則の」に改め、同条第2号中「使用許可」を「使用の許可」に改める。

第9条中「委員会」を「市長」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第10条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項本文中「委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項ただし書中「委員会」を「市長」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考第5号、別表第2 1専用使用の表備考第5号、別表第3 1専用使用の表備考第6号、別表第4 1専用使用の表備考第6号、別表第5 1専用使用の表備考第6号、別表第6 1専用使用の表備考第6号及び別表第8 1専用使用の表備考第6号中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正）

- 8 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第5条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第8条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考第5号中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市港サッカー場条例の一部改正）

- 9 名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市志段味スポーツランド条例の一部改正)

- 10 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第5条の2第1項及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」

を「市長に」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1 1 専用使用（屋外施設）の表備考及び別表第1 2 専用使用（屋内施設）の表備考中「委員会」を「市長」に改める。

（名古屋市プール条例の一部改正）

11 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第3条第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書並びに第6条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条ただし書及び第8条の2第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条の3各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条第1項及び第3項並びに第10条中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同項に項番号を付し、同条第3項中「委員会」を「市長」に改め、同項に項番号を付し、同条第4項中「委員会」を「市長」に改め、同項に項番号を付する。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項に項番号を付し、同条第3項中「委員会」を「市長」に改め、同項及び同条第4項に項番号を付する。

第14条第2号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1 1 専用使用の表備考第2号中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市名城庭球場条例の一部改正)

- 12 名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会は」を「市長は」に改め、「委員会が」を削る。

第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1備考中「委員会」を「市長」に改める。

(名古屋市総合体育館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 13 施行日前に附則第6項の規定による改正前の名古屋市総合体育館条例、附則第7項の規定による改正前の名古屋市体育館条例、附則第8項の規定による改正前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例、附則第9項の規定

による改正前の名古屋市港サッカー場条例、附則第10項の規定による改正前の名古屋市志段味スポーツランド条例、附則第11項の規定による改正前の名古屋市プール条例若しくは前項の規定による改正前の名古屋市名城庭球場条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に改正前条例等の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ附則第6項の規定による改正後の名古屋市総合体育館条例、附則第7項の規定による改正後の名古屋市体育館条例、附則第8項の規定による改正後の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例、附則第9項の規定による改正後の名古屋市港サッカー場条例、附則第10項の規定による改正後の名古屋市志段味スポーツランド条例、附則第11項の規定による改正後の名古屋市プール条例又は前項の規定による改正後の名古屋市名城庭球場条例の相当の規定によりされたものとみなす。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7 号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の
一部を改正する条例

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例

第 1 条中「及び私立幼稚園」を削り、「行なう」を「行う」に、「父兄」を「保護者」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。）（以下「私立高等学校等」という。）」を削る。

第 4 条第 1 項中「私立高等学校等」を「第 2 条第 1 項に規定する高等学校」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例第 5 条の規定によるこの条例の施行の日の属する年度の前年度までの年度分の私立幼稚園授業料の補助の返還については、なお従前の例による。

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8 号

名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例

(名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市瑞穂公園条例

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に寄与するとともに、市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）の特例その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条の見出しを「（有料公園施設）」に改め、同条中「、市民のスポー

ツ及びレクリエーション活動の振興に寄与するため」を削り、同条第5号中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

瑞穂公園の有料公園施設（都市公園条例第2条第4項に規定する有料公園施設をいう。）（以下「瑞穂運動場」という。）は、次の表のとおりとする。

瑞穂運動場	陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、テニスコート、練習プール、屋内プール、トレーニング室、宿泊研修室及び駐車場並びにこれらの附属設備

第3条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設をいう。）（以下「瑞穂公園施設」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第6条の2第1項及び第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「みだした」を「乱した」に、「みだす」を「乱す」に改める。

第9条の2中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に、「大型映像装置及び電光表示装置」を「附属設備」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会の」を「市長の」に改める。

第10条中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改める。

第11条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「瑞穂運動場」を「瑞穂公

園施設」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 2 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「市長」に改め、同項第 2 号中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改め、同項第 4 号中「瑞穂運動場」を「市民に憩いとやすらぎの場を提供するため、瑞穂公園」に改め、同項第 7 号を削り、同条第 4 項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第 1 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「休場日」を「供用月日」に改め、同条第 2 項中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に、「休場日」を「供用月日」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「市長」に、「休場日に開場し、又は」を「供用月日以外の日及び」に改める。

第13条第 4 号中「委員会」を「市長」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「瑞穂運動場」を「瑞穂公園施設」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 瑞穂公園施設を一般の利用に供すること。

第14条中「委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 1 中

「

プール	練習プール
	屋内プール

」を「

練習プール
屋内プール

」に改め、同

表備考中「委員会」を「市長」に改める。

別表第 2 中

プール	練習プール	を	練習プール	に改める。
	屋内プール		屋内プール	

(名古屋市瑞穂公園条例の一部改正)

第2条 名古屋市瑞穂公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「野球場」の次に「、体育館」を加える。

別表第1の表の前に次のように加える。

専用使用（体育館を除く。）

別表第1に次の1表を加える。

専用使用（体育館に限る。）

使用区分	利 用 料 金 の 基 準 額						
	区 分		午 前	午後 1	午後 2	夜 間	延長 (30分当たり)
第 1 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	8,900 円	8,900 円	8,900 円	12,900 円	2,200 円
		その他の場合	44,500 円	44,500 円	44,500 円	64,500 円	11,000 円
第 2 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	4,600 円	4,600 円	4,600 円	6,800 円	1,200 円
		その他の場合	23,000 円	23,000 円	23,000 円	34,000 円	6,000 円
第 1 競 技 場 又 は 第 2 競 技 場	一部を専用する場合	バスケットボール（コート1面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		バレーボール（コート1面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		テニス（コート1面につき）	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,400 円	
		バドミントン（コート1面につき）	800 円	800 円	800 円	1,000 円	
		卓球（コート1面につき）	500 円	500 円	500 円	600 円	
		その他スポーツ（400平方メートル以内につき）	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,900 円	
第 3 競 技 場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	900 円
		その他の場合	17,500 円	17,500 円	17,500 円	26,000 円	4,500 円
	2分の1を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750 円	1,750 円	1,750 円	2,600 円	
		その他の場合	8,750 円	8,750 円	8,750 円	13,000 円	
会議室（1室につき）			1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,100 円	200 円

備考	
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。	
(1) 午 前	午前9時から正午まで
(2) 午後1	正午から午後3時まで
(3) 午後2	午後3時から午後6時まで
(4) 夜 間	午後6時から午後9時まで
2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、延長の欄に定める額とする。	
3 第1競技場、第2競技場又は第3競技場の全面を専用使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。	
4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に第1競技場、第2競技場又は第3競技場の全面を専用使用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額にそれぞれその額の1割相当額を加算した額とする。	
5 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。	

別表第2中

「

北陸上競技場	100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	

」

を

「

北陸上競技場	100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	
体育館 第3競技場	100 円 (200 円)	11回分 1,000 円 (2,000 円)	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第1条及び次項から附則第6項までの規定は、令和2年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までに第2条の規定により新たに設置される施設（以下「新施設」という。）の指定管理者の指定をしようとする場合は、第2条の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを

選定することができる。

- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第11条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 新条例の規定に基づく許可の申請その他新施設を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 5 一部施行日前に第1条の規定による改正前の名古屋市瑞穂運動場条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は一部施行日前に現に旧条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ第1条の規定による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の相当の規定によりされたものとみなす。

（名古屋市総合体育館条例等の一部改正）

- 6 次に掲げる条例の規定中「名古屋市瑞穂運動場条例」を「名古屋市瑞穂公園条例」に改める。
 - (1) 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）第6条の2第3項の表
 - (2) 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第5条の5第3項の表
 - (3) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第5条の2第3項第3号
 - (4) 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第5条の2第3項第4号
 - (5) 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第8条の2第3項の表

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9 号

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例

教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（同条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が設置する名古屋市南陽工場焼却設備及び破碎施設の整備事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例

(設置)

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、次のように多目的グラウンドを設置する。

名称 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド

位置 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 156 号

(使用の許可)

第 2 条 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) グラウンドの管理上支障があるとき。

3 市長は、第 1 項の許可に際して、グラウンドの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第3条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第9条の規定によりグラウンドの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者が自己の責に帰することができない事由によってその使用ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のグラウンドの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第7条 使用者は、グラウンドの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(指定管理者)

第9条 グラウンドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第10条 市長は、グラウンドの指定管理者の指定をしようとするときは、当該施設の設置の状況等に鑑み、次に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、グラウンドの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

2 グラウンドの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、グラウンドの供用月日及び供用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のグラウンドの供用月日及び供用時間は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) グラウンドを一般の利用に供すること。

- (2) グラウンドの施設の使用の許可に関すること。
- (3) グラウンドの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）
に関すること。
- (4) その他市長が定める業務
（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定によりされたものとみなす。

別表

施設の名称	利用料金の基準額	
多目的グラウンド（1面）	1時間	8,000円
備考 夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。		

名古屋市東山公園テニスセンター条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市東山公園テニスセンター条例

(設置)

第 1 条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、次のようにテニスセンターを設置する。

名称 名古屋市東山公園テニスセンター

位置 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番地の19

(使用の許可)

第 2 条 名古屋市東山公園テニスセンター（以下「テニスセンター」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) テニスセンターの管理上支障があるとき。

3 市長は、第 1 項の許可に際して、テニスセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第3条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第9条の規定によりテニスセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者が自己の責に帰することができない事由によってその使用ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のテニスセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第7条 使用者は、テニスセンターの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(指定管理者)

第9条 テニスセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第10条 市長は、テニスセンターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 テニスセンターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、テニスセンターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、テニスセンターの供用月日及び供用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のテニスセンターの供用月日及び供用時間は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テニスセンターを一般の利用に供すること。
- (2) テニスセンターの施設の使用の許可に関すること。
- (3) テニスセンターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) その他市長が定める業務
（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同条例の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定によりされたものとみなす。

別表

施設の名称		利用料金の基準額	
テニスコート（１面）	センターコート	2 時間	6,000円 (7,500円)
	屋 内 コ ー ト	2 時間	4,500円
	屋 外 コ ー ト	2 時間	3,000円
同 附 属 設 備	会議室（１室）	1 時間	400円
備考 1 （ ）内の額は、観覧席を使用する場合に適用する。 2 夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。 3 その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。			

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、「（別表第1 1 有料公園施設の表に掲げる大型映像装置及び電光表示装置による場合を除く。）」を削り、同項第10号中「立入」を「立入り」に改め、同項第11号中「車馬を乗り入れ、又はとめおく」を「車両を乗り入れる」に改める。

第12条第1項中「（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）」を削る。

第13条の3及び第13条の4を削る。

第18条の3第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第18条の6第2項の規定による答申を受けて民間事業者を選定する場合にあっては、別表第3施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げ

る選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

第18条の3第3項第4号を次のように改める。

- (4) 第1項ただし書の規定によって別表第3施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同項ただし書に規定する民間事業者が法第5条第1項の許可を受けて設置又は管理を行う公園施設を一体的に管理することができること。

第18条の5の次に次の1条を加える。

(名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会)

第18条の6 市長の附属機関として、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、緑政土木局が所管する公園施設（市長の定めるものに限る。）の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 委員会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、委員32人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱し、又は任命する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。
- 10 委員会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委

員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 1 有料公園施設の表瑞穂公園の項を削り、同表中

「

鶴 舞 公 園	多目的グラウンド
	テ ニ ス コ ー ト

を

」

「

鶴 舞 公 園	テ ニ ス コ ー ト

に改め、

」

同表東山公園の項中

「

	展 望 塔
	テ ニ ス コ ー ト
	セ ン タ ー コ ー ト
	屋 内 コ ー ト
	屋 外 コ ー ト
	同 附 属 設 備
	会 議 室
	拡 声 器

を

」

「

	展 望 塔

に改める。

」

別表第 2 5 有料公園施設を利用する場合の表中「（東山公園テニスコートを除く。）」を削る。

別表第 2 の 2 を削る。

別表第 3 中

「

瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）

鶴舞公園多目的グラウンド

鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

東山公園展望塔

東山公園テニスコート

」

を

「

鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

東山公園展望塔

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条 例

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「自転車等」の次に「（前条第2項の規定により売却した代
金を含む。）」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「1,500
円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「5,000円」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

名古屋市災害救助基金条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市災害救助基金条例

(設置の目的)

第 1 条 災害救助法（昭和22年法律第 118 号）第21条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、名古屋市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

前文中「明らかになっており」を「明らかになっています。また、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、オーラルフレイル（口腔機能のささいな衰えが生じはじめ、それを放置すると心身の活力低下や要介護状態につながる状態をいう。第6条第7号において同じ。）対策など」に、「縮小」を「解消」に改める。

第6条第1号中「歯科検診、口腔ケア」を「口腔清掃を含む口腔環境の改善」に改め、同条中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、同条第8号中「歯科医療等関係者等の」の次に「確保及び養成の支援並びに」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第7号を第11号とし、第6号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 周術期における口腔機能管理並びに医科歯科連携及び多職種連携に関

すること。

第6条中第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 科学的根拠に基づくフッ化物応用等のむし歯予防措置の実施に関する
こと。

(7) オーラルフレイル対策に関すること。

第6条第3号中「介護を必要とする者」を「要介護者」に、「妊産婦その他の者」を「妊産婦等」に、「を受けること等又は歯科医療」を「、歯科医療等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた切れ目のない歯科検診に関する
こと。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を次のように改める。

備考 利用料金の額の基礎となる面積が0.01平方メートル未満であるとき又は当該面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第45号の5ア(イ) b 及びイ(イ) b 中「共用部分」の次に「（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）」を加え、同号イ(イ) c 中「同省令」を「同令」に、「同ロ(2)」を「ロ(2)」に改め、同条第45号の6ア(イ) b 及びイ(イ) b、第45号の10ア(イ) b 及びイ(イ) b、第45号の11ア(イ) b 及びイ(イ) b 並びに第45号の12ア(イ) b 中「共用部分」の次に「（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）」を加え、同号イ(ア) a 中「仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2) 及び同号ロ(2)」を「モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i) 及びロ(2) に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号において同じ。）又は仕様基準（同令第1条第1項第2号イ(3) 及びロ(3)」に改め、同号イ(ア) b 中「仕様基

準」を「モデル住宅法及び仕様基準」に改め、同号イ(イ) a 中「部分(」の次に「フロア入力法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号において同じ。)又は」を加え、同号イ(イ) b 中「部分(」の次に「フロア入力法及び」を加え、同号イ(イ) c 中「共用部分」の次に「(エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条財政局の項の次に次のように加える。

スポーツ市民局

- (1) 市民生活の安全及び向上に関する事項
- (2) 広聴及び市政情報に関する事項
- (3) スポーツに関する事項

第 1 条中「市民経済局」を「経済局」に改め、同条経済局の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同局の項第 4 号中「消費生活及び」を削り、同号を同局の項第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 2 名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市総務局指定管理者選定委員会	市長	総務局
名古屋市市民経済局指定管理者選定委員会	市長	市民経済局

」

を

「

名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会	市長	スポーツ市民局
名古屋市経済局指定管理者選定委員会	市長	経済局

」

に改める。

(名古屋市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 名古屋市交通安全対策会議条例（昭和45年名古屋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

(名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正)

- 4 名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

(名古屋市大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)

- 5 名古屋市大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民経済局」を「経済局」に改める。

(名古屋市町名、町界審議会条例の一部改正)

- 6 名古屋市町名、町界審議会条例（昭和37年名古屋市条例第35号）の一部を

次のように改正する。

第14条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

(名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の一部改正)

- 7 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例（平成31年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局」を「スポーツ市民局」に改める。

(名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正)

- 8 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第25条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

(名古屋市消費生活条例の一部改正)

- 9 名古屋市消費生活条例（昭和51年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第34条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第 9 条第 4 号中「後見開始の審判が確定した」を「意思能力を有しない者となった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「 1回は」と」の次に「、省令第10条第 3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員であ

る者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第22号

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4号中「病院」の次に「、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 3条第 1項に規定する配偶者暴力相談支援センター」を、「弁護士」の次に「、婦人相談員」を加える。

第 9条第 1項中「弁護士」の次に「、婦人相談員」を加える。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市名城保育園	名古屋市北区名城三丁目 3番 2 － 101号
〃	名古屋市鳩岡保育園	名古屋市北区鳩岡二丁目18番 7 号

を

」

「

〃	名古屋市名城保育園	名古屋市北区名城三丁目 3番 2 － 101号

に、

」

〃	名古屋市はざま保育園	名古屋市緑区南陵 401番地	を
〃	名古屋市藤が丘保育園	名古屋市名東区藤が丘99番地	

〃	名古屋市はざま保育園	名古屋市緑区南陵 401番地	に、

〃	名古屋市豊成保育園	名古屋市中川区豊成町 101番地	を
〃	名古屋市松が根保育園	名古屋市緑区松が根台 221番地	

〃	名古屋市豊成保育園	名古屋市中川区豊成町 101番地	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

なごや子ども条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第24号

なごや子ども条例の一部を改正する条例

なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なごや子どもの権利条例

目次中「第19条」を「第19条の 2」に改める。

前文のうち第 3項中「備えとともに、自分の行動に責任を持ち」を「備え」に改め、「社会の責任ある一員として」を削り、第 4項中「年齢や発達」を「一人一人の発達段階」に改め、第 5項を次のように改める。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

前文のうち第 6項中「未来の視点を大切にするとともに」を「将来を見据えて」に、「の年齢や発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

前文に第 1項として次の 1項を加える。

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

第 3条の見出し中「及び責任」を削り、同条第 2項中「その年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改め、「、社会の責任ある一員であることを自覚し」を削り、「尊重するよう努めなければならない」を「尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる」に改める。

第 4条第 4号中「あらゆる」を「虐待、体罰、いじめ等あらゆる」に改め、同条第 6号中「年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改め、同条に次の 2号を加える。

(7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。

(8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

第 6条（見出しを含む。）中「豊かに」を「のびのびと豊かに」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 休息すること。

(4) 様々な人とふれあうこと。

(5) 自然とふれあうこと。

(6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

第 7条中「その年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

第 8条第 1号中「尊重し、社会の責任ある一員として育つ」を「尊重することができるようになる」に改める。

第10条第 2項並びに第12条第 1項及び第 3項中「の年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

第15条第 3号中「社会の責任ある一員として」を削る。

第19条の見出し中「等」を削り、同条第 2項を削り、第 4章中同条の次に次の 1条を加える。

（広報）

第19条の 2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、そ

の普及を図るため、広報活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
 - (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）第 2条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）第 2条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 100号）第 2条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第 8号）第 3条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）第 2条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）第 2条

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第25号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が定める者については、この限りでない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（災害補償との関係）

第10条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない非常勤の職員には、その勤務することができない期間中、期末手当を除き、この条例に定める報酬及び費用弁償（給与条例第11条に規定する手当

に相当する費用弁償に限る。)は支給しない。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額の特例)

- 2 会計年度任用短時間勤務職員のうち、市長が定める勤務 1 時間当たりの報酬額が当該職員に適用される最低賃金法(昭和34年法律第 137 号)第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の報酬の額は、当分の間、第 2 条及び別表第 4 の規定にかかわらず、市長が定める額とする。別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1 (行政委員会の委員等)

番号	区分	報酬の額	旅費
1	固定資産評価審査委員会の委員	日額 17,100円	特別職員
2	農業委員会 会長 会長職務代理 委員	月額 58,000円 月額 53,500円 月額 49,000円	特別職員 特別職員 特別職員
3	農地利用最適化推進委員	月額 49,000円	特別職員
4	監査委員 識見を有する者の中から選任された監査委員 市議会議員の中から選任された監査委員	日額 29,500円 日額 27,000円	特別職員 特別職員
5	人事委員会 委員長 委員	日額 29,500円 日額 27,000円	特別職員 特別職員
6	市選挙管理委員会 委員長 委員長職務代理 委員 地方自治法第189条第3項の規定により臨時に充てられた委員	日額 29,500円 日額 27,000円 日額 27,000円 日額 12,600円	特別職員 特別職員 特別職員 特別職員
7	区選挙管理委員会 委員長 委員 地方自治法第252条の20第6項において準用する同法第189条第3項の規定により臨時に充てられた委員	日額 21,000円 日額 18,200円 日額 12,600円	特別職員 特別職員 特別職員
8	選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、投票管理者及び投票立会人については、職務時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に職務を行った時	7級とする。ただし、選挙長にあっては、特別職員とする。

		間数を乗じ、これを投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	
9	教育委員会の委員	日額 27,000円	特別職員

備考 旅費の欄中「特別職員」は、旅費条例第8条に規定する職員をいい、「級」は給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	防災危機管理局 総務局
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級	
10	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
11	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
14	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級	財政局
15	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	スポーツ市民局
16	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
17	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
18	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
19	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
20	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
21	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級	
22	男女平等参画審議会 会長	日額 13,500円	8級	

	委員	日額	12,600円	8級	
23	スポーツ推進委員	年額	19,800円	6級	
24	スポーツ推進審議会委員	日額	12,600円	8級	
25	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額	12,600円	8級	
26	瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
27	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	経済局
28	中央卸売市場運営協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
29	市場取引委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
30	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		観光文化交流局
31	環境審議会委員及び専門委員	日額	12,600円	8級	
32	地域環境審議会委員	日額	11,700円	7級	環境局
33	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
34	公害健康被害認定審査会委員	日額	19,800円	8級	
35	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
36	南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
37	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	健康福祉局
38	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
39	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
40	民生委員推薦会委員	日額	12,600円	8級	
41	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額	12,600円	8級	
42	介護認定審査会委員	日額	16,200円	8級	
43	福祉有償運送運営協議会委員	日額	12,600円	8級	
44	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
45	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
46	精神医療審査会委員	日額	19,800円	8級	
47	精神保健指定医	日額	19,800円	8級	
48	透析療法審査委員会委員	日額	10,000円	8級	

49	障害者差別解消調整委員会委員	日額	12,600円	8級	
50	障害支援区分認定等審査会委員	日額	16,200円	8級	
51	国民健康保険運営協議会委員	日額	12,600円	8級	
52	保健所運営協議会委員	日額	12,600円	8級	
53	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
54	感染症診査協議会 委員 部会委員	日額 日額	12,600円 19,800円	8級 8級	
55	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
56	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
57	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
58	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
59	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
60	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
61	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
62	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
63	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
64	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
65	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
66	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
67	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
68	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員及び調査員	日額 日額	17,600円 15,300円	8級 8級	住宅都市局
69	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
70	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
71	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
72	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	

73	建築紛争調停委員会委員	日額 12,600円	8級	
74	建築審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
75	開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
76	土地利用審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
77	土地区画整理審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
78	土地区画整理事業評価員	日額 12,600円	8級	
79	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
80	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局
81	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級	
82	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員	日額 12,600円	8級	
83	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
84	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級	
85	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局
86	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	
87	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
88	社会教育委員	日額 12,600円	8級	
89	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額 12,600円	8級	
90	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級	
91	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級	
92	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級	
93	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級	
94	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額 12,600円	8級	
				関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 27,730円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	
12	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	観光文化交流局
13	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	
14	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	健康福祉局
15	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		

16	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
17	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
18	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 49,400円		
19	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
20	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
21	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
22	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
23	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
24	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
25	保護課嘱託医	月額 117,000円		
26	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
27	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
28	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
29	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
30	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
31	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
32	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
33	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
34	保育所嘱託医 産後休暇明け園等	年額 402,500円		

	一般園	年額 251,600円		
35	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
36	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円		
37	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
38	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
39	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
40	名古屋市子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
41	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
42	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
43	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
44	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会事務局
45	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
46	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
47	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
48	学校産業医	月額 200,000円	7級	
49	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
50	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科 精神科（特別支援学校）	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額 393,300円	7級 7級 7級	
51	小学校臨時専門医	1回につき、	7級	

		24,600円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		
52	学校歯科医	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
53	学校薬剤師	年額とし、180,800円に2,950円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
54	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8級	
55	子ども適応相談センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
56	子ども適応相談センターセラピスト	1回 18,500円	7級	
57	博物館長	日額 27,730円	9級	
58	博物館参与	日額 15,630円	8級	
59	美術館長	日額 27,730円	9級	
60	美術館参与	日額 15,630円	8級	
61	科学館長	日額 27,730円	9級	
62	教育センター嘱託弁護士	1回 25,900円	7級	
63	教育センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
64	教育センター特別教育相談員	1回 21,400円	7級	
65	教育センター嘱託心理士	1回 18,500円	7級	
66	教育センター嘱託社会福祉士	1回 18,500円	7級	
67	消防局産業医	1回 21,400円	7級	消防局
68	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
69	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、40,800円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	8級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、40,800円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、40,800円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加	5級	

	副団長	算した額とする。 年額とし、37,800 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	部長	年額とし、34,500 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	班長	年額とし、31,200 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
	団員	年額とし、27,900 円に7,000円を上限 として市長が定め る額に出場回数を 乗じて得た額を加 算した額とする。	4 級	
70	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防 団の業務に従事する者	1 回 4,500 円 を上限と して市長 が定める 額 と す る。	消 防 団 員 （基本消防 団）として の級に準ず る。	
	名古屋市大学生消防団の 業務に従事する者	1 回 1,000円	4 級	

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,459円を支給する。
- 3 10の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,431円、区政協力委員にあっては月額2,459円を支給する。
- 4 20の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,431円、民生委員にあっては月額2,459円を支給する。
- 5 27の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額3,431円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額2,459円を支給す

る。
6 41の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額
2,459円を支給する。

別表第 4（会計年度任用短時間勤務職員）

番号	区分	報酬の額	旅費
1	企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 1 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）	2 級
2	市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 2 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
3	内部事務等の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 3 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
4	技能労務業務の補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例附則第14項第 1 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級
5	簡易な補助的業務を行う者	当該会計年度任用短時間勤務職員が給与条例第 6 条第12項第 4 号又は附則第14項第 2 号の規定の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第 1 行政職給料表の職務の級をいう。

第2条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中28の項及び29の項を削り、30の項を28の項とし、31の項から94の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第10項（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第9条第1項の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）及び第10条第2項の改正規定（「受けている」を「支給されている」に改める部分に限る。）に限る。）及び第19項の規定は公布の日から、第2条の規定は同年6月21日から施行する。
- 2 附則第19項の規定による改正後の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）（第1条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後非常勤条例」という。）別表第4 5の項に掲げる者その他任命権者が定める者を除く。）に対する令和2年6月に期末手当を支給する場合における改正後非常勤条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第5項中」とあるのは、「第20条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の100」と、同条第5項中」とする。
- 4 会計年度任用短時間勤務職員（改正後非常勤条例別表第4 5の項に掲げる者その他任命権者が定める者に限る。）には、改正後非常勤条例第8条の規定にかかわらず、令和2年6月の期末手当を支給しない。
- 5 前項の会計年度任用短時間勤務職員に対する改正後非常勤条例第8条第2

項の規定の適用については、同項中「第20条第5項中」とあるのは、令和2年12月に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の39」と、同条第5項中」と、令和3年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の78」と、同条第5項中」と、令和4年度に期末手当を支給する場合にあっては「第20条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の104」と、同条第5項中」とする。

- 6 常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）を退職し、引き続き職員（市長が定める者に限る。）として在職した後、引き続いて会計年度任用短時間勤務職員（市長が定める者に限る。）となった者に対する令和2年6月に期末手当を支給する場合における改正後非常勤条例第8条第2項において準用する職員の給与に関する条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「基準日以前6箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間及び常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間」とする。

（委任）

- 7 前4項並びに附則第11項から第17項まで、第24項から第26項まで及び第28項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 8 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「、第4条」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（1）一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第3条中「前条各項」を「前2条」に改める。

第4条中「前条の規定による」の次に「当該職員の」を加える。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項ただし書中「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「市長」を「第2条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後非常勤条例」という。）別表第45の項に掲げる者その他任命権者」に、「この条例による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後非常勤条例」という。）」を「改正後非常勤条例」に改め、同項ただし書中「規定する報酬」の次に「（附則第6項の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第15条から第17条までに規定する手当に相当する報酬を除く。）」を加える。

附則第4項中「第6条第12項第4号」を「附則第14項第1号」に改める。

附則第7項中「市長」を「改正後給与条例第6条第12項第4号又は附則第14項第2号の規定の適用を受ける者その他任命権者」に、「前項の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）」を「改正後給与条例」に、「100分の185」を「100分の190（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にあっては、100分の220）」に改め、同項ただし書中「する手当」の次に「（改正後給与条例第15条から第17

条までに規定する手当を除く。）」を加え、「並びに改正後給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料の月額（改正後給与条例第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）」を削る。

附則第8項中「第6条第12項」を「附則第14項」に、「同項第4号」を「同項第1号」に、「174,111円」を「173,583円」に、「187,548円」を「186,980円」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

10 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「第5号」を「第4号」に改め、同項第1号中「224,992円」を「224,310円」に改め、同項第2号中「211,391円」を「210,750円」に改め、同項第3号中「187,548円」を「186,980円」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第9条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定めるもの（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第9条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「6,500円」の次に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定めるもの（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「ある場合」の次に「、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、

父母等がある場合」を加え、同項第1号中「場合」の次に「（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「至った場合」の次に「及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」を加え、「前項」を「同項」に、「受けている」を「支給されている」に改め、「死亡した日」の次に「、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「その事実」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となつた場合

た場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第12条の22第2項中「（徴收件数に基づき算定する場合にあっては、徴收件数1件につき150円）」を削る。

附則第16項に見出しとして「（再任用職員の給料月額の特例）」を付し、同項各号列記以外の部分中「再任用職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加え、同項を附則第17項とする。

附則第15項に見出しとして「（初任給調整手当の額の加算）」を付し、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

14 前項の規定の適用を受ける職員のうち、新たに会計年度任用職員となった者に対する前項の規定に基づき条例第6条第12項の規定を準用する場合における同項各号に規定する額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 技能労務業務の補助的業務を行う者 173,583円

(2) 簡易な補助的業務を行う者 1号給

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

18 職員のうち、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する

地域別最低賃金の額に達しない者の給料月額、当分の間、第5条から第6条まで並びに附則第13項及び第14項の規定にかかわらず、市長が定める額とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 法第57条に規定する職員のうち、国民健康保険の保険料を集金する者（以下「推進員」という。）を退職した後、引き続いて法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）となった者であつて、別に定める基準により、その者が適用を受けることとなる前項の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第6条第12項に規定する号給を超える給料月額を受けることとなるものの号給又は給料月額については、当分の間、市長が別に定める基準に従い決定する。
- 12 施行日から令和3年3月31日までの間は、改正後給与条例第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員

となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級職員等が行 8 級職員等及び行 9 級職員等」とあるのは「行 8 級以上職員等が行 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行 8 級職員等及び行 9 級職員等」とあるのは「行 8 級以上職員等」と、「が行 8 級職員等」とあるのは「が行 8 級以上職員等」とする。

- 13 会計年度任用職員（改正後給与条例第 6 条第 12 項第 4 号又は附則第 14 項第 2 号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者を除く。）に対する令和 2 年 6 月に期末手当を支給する場合における改正後給与条例第 20 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 14 会計年度任用職員（改正後給与条例第 6 条第 12 項第 4 号又は附則第 14 項第 2 号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者に限る。）には、改正後給与条例第 20 条の規定にかかわらず、令和 2 年 6 月の期末手当を支給しない。
- 15 前項の会計年度任用職員に対する改正後給与条例第 20 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは、令和 2 年 12 月に期末手当を支給する場合にあつては「100 分の 39」と、令和 3 年度に期末手当を支給する場合にあつては「100 分の 78」と、令和 4 年度に期末手当を支給する場合にあつては「100 分の 104」とする。
- 16 常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）又は法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採

用された愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員を退職し、引き続き職員（市長が定める者に限る。）として在職した後、引き続いて法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員となった者に対する令和2年6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合における改正後給与条例第20条第2項及び第20条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「基準日以前6箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間及び常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）又は法第28条の5第1項の規定により採用された愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間」とする。

- 17 推進員を退職した後、引き続いて会計年度任用職員となった者に対する令和2年6月に期末手当を支給する場合における改正後給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「基準日以前6箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間及び法第57条に規定する職員のうち、国民健康保険の保険料を集金する者を退職した日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間」とする。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 18 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び附則第19項」を「及び附則第17項」に、「附則第19項第1号」を「附則第17項第1号」に改める。

（教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

- 19 教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4級若しくは5級」を「3級から5級までのいずれか」に改める。

（職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

- 20 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「ある」の次に「場合において、その年度から継続してそ

の次の年度も在職する」を加える。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

- 21 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第8条 任命権者は、第2条第1項又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

(1) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）第2条の2第1項第1号の規定による任期を定めた採用

(2) 法第22条の3の規定による臨時的任用

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 22 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）

第8条第1号の規定により任期を定めて採用された職員

(職員退職手当条例の一部改正)

- 23 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く。」の次に「次項を除き、」を加え、同条第2項中「職員以外の者のうち、職員」を「前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要しない者であって、職員（前項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）」に改める。

第7条第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号ま

でを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「第2号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第2号から第5号まで」を「第1号から第4号まで」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第6項中「前項第2号又は第8号」を「前項第1号又は第7号」に、「同項第3号から第7号」を「同項第2号から第6号」に、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改める。

附則第2項中「職員」を「規定の適用を受ける者」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

24 推進員を退職した後、引き続いて会計年度任用職員となった者のうち、推進員としての引き続いた在職期間において勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えた者については、当分の間、前項の規定による改正後の職員退職手当条例（以下「改正後退職手当条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける者とみなして、改正後退職手当条例の規定を適用する。

25 推進員を退職した後、引き続いて会計年度任用職員となった者の改正後退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、当分の間、推進員としての引き続いた在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

26 前項に規定する推進員としての引き続いた在職期間については、改正後退職手当条例第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算する。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

27 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項の規定に準じて計算した額
(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

28 前項の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条第1項第4号の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の

災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11,584人」を「11,638人」に改め、同条第 3 号中「2,261人」を「2,241人」に改め、同条第 4 号中「4,211人」を「4,452人」に改め、同条第 5 号中「1,618人」を「1,623人」に改め、同条第 6 号中「2,416人」を「2,414人」に改め、同条第 7 号中「12,765人」を「12,780人」に、「10,674人」を「10,703人」に改める。

第 2 条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第 1 項の規定により地方公務員共済組合の業務に専ら従事する者

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4 号）第

2 条第 1 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定
により自己啓発等休業をしている者

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ スポーツ市民局の所管に属する事項

第 4 条第 5 号ア中「市民経済局」を「経済局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市会委員会条例（以下「改正前条例」という。）の規定により総務環境委員会及び経済水道委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例の施行の日それぞれこの条例による改正後の名古屋市会委員会条例（以下「改正後

条例」という。)の規定により総務環境委員会及び経済水道委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなす。この場合における改正後条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「令和2年5月14日まで」とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前条例第4条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ改正後条例第4条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第27号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「通知カード又は」を削る。

第 5 条第 4 号中「通知カード若しくは」を削る。

第 7 条中「第 2 条第 1 項第24号及び第25号」を「第 2 条第 1 項第23号及び第24号」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第29号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表容器検査又は容器再検査の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 1基本消防団の表中

「			
名古屋市志段 味西消防団	名古屋市立下志段味小学校の通学区域が設定される直前の名古屋市立志段味西小学校の通学区域一円	25人	を
」			
「			
名古屋市志段 味西消防団	名古屋市立志段味西小学校の通学区域一円	25人	に
名古屋市下志 段味消防団	名古屋市立下志段味小学校の通学区域一円	25人	
」			

改める。

別表 2機能別消防団の表中

「

名古屋市マイスター消防団	市内一円	811人

を

」

「

名古屋市マイスター消防団	市内一円	814人

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市営住宅等管理運営等基金条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市営住宅等管理運営等基金条例

名古屋市営住宅等敷金積立基金条例（昭和39年名古屋市条例第18号）の全部を改正する。

（設置の目的）

第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、名古屋市営住宅等管理運営等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(1) 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「市営住宅条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する市営住宅及び同条第 2 号に規定する共同施設並びに名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号。以下「定住促進住宅条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する定住促進住宅及び同条第 2 号に規定する共同施設（以下「市営住宅等」という。）の持続的かつ安定的な管理運営

(2) 市営住宅条例第16条（市営住宅条例第38条、第43条及び第45条の 4 第 2

項において準用する場合を含む。)及び第45条の4第1項並びに定住促進住宅条例第12条の2(定住促進住宅条例第23条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条第1項の規定により徴収した敷金(以下「敷金」という。)の管理

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

2 敷金は、前条第2号に掲げる目的を達成するための基金(以下「第2号基金」という。)に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 第1条第1号に掲げる目的を達成するための基金(以下「第1号基金」という。)から生ずる収益は、第1号基金に編入するものとする。

2 第2号基金から生ずる収益は、市営住宅等の管理運営に要する費用の財源に充てるため、支出するものとする。

(処分)

第5条 第1号基金は、市営住宅等の管理運営に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 第2号基金は、敷金を返還する場合に限り、これを処分することができる。

(運用)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第32号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部
を改正する条例

(名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例（昭和59年名古屋
市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第21条第 4 項中「換地処分の公告の日」を「公告があつた日の翌日」に改
め、同条第 5 項中「利率年 6 パーセント」を「法第 103 条第 4 項の規定によ
る公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

(名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 2 条 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例（昭和61年名古屋
市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第22条第 4 項中「換地処分の公告の日」を「公告があつた日の翌日」に改
め、同条第 5 項中「利率年 6 パーセント」を「法第 103 条第 4 項の規定によ
る公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

(名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業施行条例（昭和62年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「換地処分公告の日」を「公告があった日の翌日」に改め、同条第5項中「利率年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(名古屋都市計画事業有松土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 名古屋都市計画事業有松土地地区画整理事業施行条例（平成2年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「換地処分公告の日」を「公告があった日の翌日」に改め、同条第5項中「利率年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(名古屋都市計画事業大高駅前土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 名古屋都市計画事業大高駅前土地地区画整理事業施行条例（平成4年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「換地処分公告の日」を「公告があった日の翌日」に改め、同条第5項中「利率年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第6条 名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地地区画整理事業施行条例（平成12年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「換地処分公告の日」を「公告があった日の翌日」に改め、同条第5項中「利率年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

上 名 古 屋 荘	西区上名古屋三丁目
菊 元 荘	西区新道二丁目

を

」

「

上 名 古 屋 荘	西区上名古屋三丁目

に、

」

「

梅ノ木荘	港区野跡三丁目
港栄荘	港区港栄三丁目

を

」

「

梅ノ木荘	港区野跡三丁目

に改

」

める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第34号

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例を廃
止する条例

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例（平成18年名古屋
市条例第81号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第35号

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第36号

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

目次

前文

第 1章 総則（第 1条—第 7条）

第 2章 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策（第 8条—第13条）

第 3章 雑則（第14条・第15条）

附則

名古屋市では、高齢化の進展に伴い、現在65歳以上の高齢者の約 6人に 1人といわれる認知症の人の割合は今後も増加していくことが予想されています。また、認知症には65歳未満で発症する、若年性認知症もあります。認知症は、今や誰もがなり得る身近な病気です。

このように認知症は誰もが関わるものであり、全ての市民が正しい理解と知

識を持ち、市全体で認知症の人を支えていかなければなりません。また、認知症は、本人はもとより介護する家族にも大きな負担が生じるため、家族への理解と支援も求められています。そして、認知症の人の尊厳が保持され、権利が守られるとともに、認知症の人と家族が、地域社会を構成する一員として尊重される社会を構築していくことも重要です。

これまで名古屋市では、認知症の予防や認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくりをはじめ、様々な取組を推進してきました。また、地域の多くの人々がボランティアなど認知症の人への支援に積極的に参画してきており、認知症の人と家族にやさしいまちをつくりあげるための土壌が名古屋市にはあります。

これらの強みを生かしながら、市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務や役割を認識し、相互に連携して、市全体で認知症に関する取組をさらに推進しなければなりません。

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民、事業者及び関係機関が一体となって認知症に関する取組を総合的に推進し、もって認知症の人と家族が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで

認知機能が低下した状態をいう。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(4) 関係機関 医療機関、介護サービスを提供する事業所、大学、研究機関その他の認知症の人に業務上関係のある機関をいう。

(5) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人及びその家族を手助けする者をいう。

(6) 認知症カフェ 認知症の人及びその家族が、地域の住民及び専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場をいう。

(基本理念)

第 3条 市、市民、事業者及び関係機関は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

(1) 認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、認知症の人及びその家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らせるまちの実現を目指すこと。

(2) 認知症の人及びその家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人及びその家族に寄り添った支援を切れ目なく受けられること。

(3) 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市はその責務を果たし、市民、事業者及び関係機関はそれぞれの役割を認識し、相互に連携して、市全体で認知症に関する取組を推進すること。

(市の責務)

第 4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族が必要としていることを把握するとともに、市民、事業者及び認知症に関する研究等を実施する大学をはじめとする関係機関と連携し、及び協力し、認知症に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症に関する施策を実施するに当たり、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮するものとする。

(市民の役割)

第 5条 市民は、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、

認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防に努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族の悩み、不安等に気づいたときは、その人及びその家族の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 6条 事業者は、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、従業員が認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族の悩み、不安等に気づいたときは、その人及びその家族の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第 7条 関係機関は、相互に連携し、認知症の人に対し、その人の状態に応じた適時かつ適切な医療及び介護サービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、相互に連携し、認知症に関する研究等に係る成果の情報共有に努めるものとする。

3 関係機関は、市が実施する認知症に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2章 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策
（認知症に関する施策の総合的な推進）

第 8条 市は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮し、地域の実情に即した取組を推進するとともに、この章に定める施策を有機的に連携させて取り組むことにより、認知症に関する施策を総合的に推進するものとする。

（市民の理解の促進）

第9条 市は、市民が認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を積極的に行うとともに、小中学生をはじめとする幅広い世代の市民及び事業者に対し、認知症サポーターの養成を推進するものとする。

2 市は、認知症の人及びその家族に対する支援活動に意欲のある認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な施策を実施するものとする。

(認知症の予防及び早期発見の推進並びに医療及び介護提供体制の充実)

第10条 市は、市民が日常生活において認知症の予防に努めることができるよう、関係機関と連携し、認知症の予防の取組の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、認知症に関する検診の実施等により、認知症の疑いのある人を早期に発見し、適切な関係機関につなぐことができるように、きめ細かな支援を実施する等、認知症の早期発見及び早期対応を推進するものとする。

3 市は、認知症の人及びその家族の医療及び介護に関する多様な需要に的確に対応し、適切な医療及び介護サービスを相互に連携して提供できるよう、認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関及び認知症に対応した介護サービスを提供する事業所の充実を図るとともに、医療及び介護従事者の認知症への対応力を向上するために必要な施策を実施するものとする。

4 市は、認知症に関する研究等を実施する大学、研究機関等と相互に連携し、及び協力し、認知症の予防及び治療に関する研究や技術の向上を促進するために必要な施策を実施するものとする。

(事故の防止及び救済)

第11条 市は、認知症の人が行方不明となった際の事故を未然に防止するため、行方不明となった人を早期に発見するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、認知症の人による事故に係る損害が救済されるために必要な施策を実施するものとする。

(地域における相談支援の充実)

第12条 市は、認知症の人及びその家族が身近な地域で気軽に相談できるよう、いきいき支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46

第 1項に規定する地域包括支援センターをいう。) 等において相談支援を行うとともに、地域の実情に即した関係機関との有機的な連携ネットワークの構築を図るものとする。

2 市は、認知症の人及びその家族が地域社会に参加する機会を確保するとともに、認知症の人同士又は認知症の人を介護する家族同士によるピアサポート（同じ症状又は悩みを持ち、同じような立場の人による支援をいう。次項において同じ。）等を推進するため、認知症カフェ等において、認知症の人及びその家族、地域の住民並びに支援者の交流を深めるために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、認知症の人及びその家族の生活の質を向上できるよう、認知症の人を介護する家族によるピアサポートを推進する等、認知症の人を介護する家族への支援に必要な施策を実施するものとする。

4 市は、若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加に関する支援の推進等、若年性認知症の人及びその家族が、その人及びその家族の状態に応じた適切な支援を受けられるようにするために必要な施策を実施するものとする。

（権利擁護の充実）

第13条 市は、認知症の人の意思決定の支援に関する指針の普及及び啓発等、認知症の人の判断能力に配慮した意思決定の支援が適切に行われるようにするために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、権利擁護の支援に関する地域の連携ネットワークの構築や成年後見制度の担い手の養成に関する支援等、認知症の人が成年後見制度等の利用を適切にできるようにするために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、認知症の人に対する虐待を防止し、その養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第 124号）第 2条第 2項に規定する養護者をいう。）等に対する支援を推進するために必要な施策を実施するものとする。

第 3章 雑則

（進捗状況の確認）

第14条 市は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりの推進について、認知症に関する施策の進捗状況の確認を行うため、学識経験者、実務経験のある者等から意見を聴取し、必要に応じて、その内容を見直すものとする。

（財政上の措置）

第15条 市は、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第37号

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例

たばこは、肺がんをはじめとする多くの疾患の危険因子であり、喫煙をする本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっています。喫煙者の多くは、たばこの有害性を十分に認識しないまま喫煙を継続しており、たばこや受動喫煙の有害性と健康への影響について、より一層市民の意識を高めるとともに、理解を深め、広く市民の共通の認識としていく必要があります。

子どもは生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して健康的に暮らせるよう努めることは、広く市民の責務ですが、子どもは自らの意思によって受動喫煙を避けることが困難な場合が多く、子どもの生活の場や子どもが利用する公共空間をはじめ、いかなる場所においても受動喫煙をさせることのないよう、大人や社会が受動喫煙から子どもを守らなければなりません。

こうした決意の下、本市において子どもを受動喫煙から守るべく、この条例

を制定します。

(目的)

第 1条 この条例は、受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第 2条第 3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第 2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(市の責務)

第 3条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、子どもの受動喫煙の防止に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第 4条 市民は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住居等の室内における子どもの受動喫煙の防止)

第 5条 喫煙をしようとする者は、子どもが居住する住居等の室内において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(自動車内における子どもの受動喫煙の防止)

第 6条 喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(屋外における子どもの受動喫煙の防止)

第 7条 喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない。

(禁煙に関する治療の普及)

第 8条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において禁煙に関する治療が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(教育)

第 9条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(屋外の分煙に関する対策)

第10条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策に必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第11条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において受動喫煙の有害性及び禁煙の効果に関する知識が普及するよう、啓発を行うものとする。

2 市は、市民に対し、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市衛生研究所条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第38号

名古屋市衛生研究所条例

名古屋市衛生研究所条例（昭和19年名古屋市条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第 1条 保健衛生に関する調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生等に係る情報の収集、解析、提供等を行うため、次のように名古屋市衛生研究所を設置する。

名称 名古屋市衛生研究所

位置 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番地の 132

（手数料）

第 2条 名古屋市衛生研究所に次の各号に掲げる事項を依頼しようとする者は、当該各号に掲げる額の範囲内において規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 試験検査 1件 30,000円

(2) 調査研究指導 1件 200,000円

(3) 証明書等の交付 1件 500円

2 前項の規定にかかわらず、特に期日を指定し、又は特に費用を要する場合における手数料の額は、同項に規定する手数料の額に市長が実費相当額として認定した額を加算した額とする。

(手数料の納付)

第 3条 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを後納させることができる。

(手数料の減免)

第 4条 市長は、特別の事由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第 5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(試料の不還付)

第 6条 依頼者から提出された試料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、還付することができる。

(委任)

第 7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第39号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第23号中「第 4条第 4項」を「第 4条第 3項」に改め、同項第43号の 2を次のように改める。

(43)の 2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第 1項の規定に基づく引取り

ア 犬の引取り手数料

(ア) 生後91日以上の犬 1頭 8,000円

(イ) 生後90日以内の犬 1頭 2,700円

イ 猫の引取り手数料

(ア) 生後91日以上の猫 1匹 5,000円

(イ) 生後90日以内の猫 1匹 1,700円

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条第 1項第23号の改正規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第40号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,027人」を「 1,077人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第41号

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5章 雑則（第11条）」を「第 5章 名古屋市災害弔慰金等支給
第 6章 雑則（第12条）
審査委員会（第11条）」に改める。
」

第11条を第12条とする。

第 5章を第 6章とし、第 4章の次に次の 1章を加える。

第 5章 名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会

（名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会）

第11条 市長の附属機関として、名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関

する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 3 委員会は、委員 7人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は 3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第42号

名古屋市敬老パス条例の一部を改正する条例

名古屋市敬老パス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「規則で定める交通事業者」を「別表第 1の交通事業者の欄に定める交通事業者（以下「別表第 1の交通事業者」という。）」に、「規則で定める交通機関」を「同表の交通機関の欄に定める交通機関（以下「別表第 1の交通機関」という。）」に改め、同条第 2項中「前項の交通事業者」を「別表第 1の交通事業者」に、「当該交通事業者が運行する交通機関」を「別表第 1の交通機関」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、敬老パスの有効期間内における利用回数の合計が 730回を超えた者は、当該敬老パスにより、別表第 1の交通機関を利用することができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第 3条の次に次の 2条を加える。

(敬老パスの利用による運賃相当額の支給)

第 3条の 2 市は、敬老パスを提示し、別表第 2の交通事業者の欄に定める交通事業者が運行する同表の交通機関の欄に定める交通機関（以下「別表第 2の交通機関」という。）の利用（別表第 2の交通機関の通用区間（別表第 1の交通機関の通用区間を含む。）内においてのみ利用をしたものと認められる場合に限る。）をして運賃を負担した者に対し、当該利用に係る運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）を支給するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、敬老パスの有効期間内における利用回数の合計が 730回を超えた場合においては、その超えた回数の利用に係る運賃相当額については、支給しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(利用回数の計算)

第 3条の 3 前 2条の利用回数の計算については、規則で定める。

第 5条第 2項中「 510円」を「 520円」に改める。

第 8条の見出し中「交通事業者」を「別表第 1の交通事業者」に改め、同条中「第 3条第 1項に規定する交通事業者」を「別表第 1の交通事業者」に改める。

附則の次に別表として次の 2表を加える。

別表第 1

交通事業者	交通機関
名古屋市	一般乗合旅客自動車及び鉄道
名古屋ガイドウェイバス株式会社	軌道
名古屋臨海高速鉄道株式会社	鉄道

別表第 2

交通事業者	交通機関
名古屋鉄道株式会社	鉄道
東海旅客鉄道株式会社	鉄道
近畿日本鉄道株式会社	鉄道

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第43号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1項の表48の項及び71の項中「、63の 2の項又は64の項」を「から64の項まで」に改め、同表85の項中「介護保健施設サービス」という。）」の次に「若しくは同条第29項に規定する介護医療院サービス（以下「介護医療院サービス」という。）」を加え、「又は 103の項」を「から 103の項まで」に改め、同表中

「

102	介護保健施設サービスに係る調査の申請	を

」

「

102	介護保健施設サービスに係る調査の申請
102 の 2	介護医療院サービスに係る調査の申請

に改め、

」

同表 109の項中「介護保健施設サービス」の次に「、介護医療院サービス」を加え、「、102の項又は103の項」を「又は102の項から103の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例44号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1条 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「飼主の遵守事項」を「動物の適正飼養等」に、「第 5条」の次に「・第 5条の 2」を加え、「第 5章 飼犬等の規制（第11条―第16条）」を「第 5章 飼犬等の規制（第11条―第16条）」

第 5章の 2 人と動物の共生に向けた施策の総合的な推進（第16条の 2―第16条の 6）」に、「第24条」を「第25条」に改める。

第 1条中「その他」の次に「動物の生命の尊重、健康及び安全の保持等の」を加え、「及び管理」を削り、「定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、」を「定めて動物を愛護する気運を醸成するとともに、動物の管理に関する事項を定めて」に、「防止する」を「防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図る」に改める。

第 2 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) の 2 第 2 種動物取扱業 法第 24 条の 2 の 2 に規定する第 2 種動物取扱業をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 地域猫対策 市民が、飼主のない猫に生殖を不能にする手術を行い、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水並びに排せつ物の適正な処理を行う等当該猫の管理を行うことをいう。

第 3 条中「策定し、」の次に「関係する行政機関及び市民と協力して」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市は、人と動物の共生に向けた施策と保健、福祉、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する責務を有する。

「第 2 章 飼主の遵守事項」を「第 2 章 動物の適正飼養等」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 適正な飼養及び保管のために必要なときは、動物の種類、習性、生理及び生態を考慮した飼養施設を設けること。

第 5 条第 1 項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) の 2 飼養及び保管する動物の数は、適正な飼養及び保管を行うための環境の確保、終生飼養（法第 7 条第 4 項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）の確保並びに周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理をすることが可能な数とすること。

第 5 条第 1 項第 5 号中「物件」の次に「（以下「公共の場所等」という。）」を加え、同項に次の 3 号を加える。

- (8) 犬の飼主は、飼犬が公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。
- (9) 犬の飼主は、飼犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法によりしつけを行うよう努めること。
- (10) 猫の飼主は、飼猫を室内において飼養し、及び保管するよう努めること。

第 5条第 2項を次のように改める。

- 2 動物の所有者は、当該動物の終生飼養に努めるとともに、やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる者に、当該動物を譲渡するよう努めなければならない。

第 2章中第 5条の次に次の 1条を加える。

（多数の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出）

第 5条の 2 犬又は猫の飼主（第 1種動物取扱業又は第 2種動物取扱業を営む者その他規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、同一敷地内にある住居又は飼養施設（以下「住居等」という。）において飼養又は保管する犬及び猫（いずれも生後90日以内のものを除く。以下この条において同じ。）の数を合計した数（以下「飼養頭数」という。）が10以上となったとき（同一敷地内にある住居等の数が 2以上である場合にあっては、これらの住居等における飼養頭数を合計した数が10以上となったとき）は、その日から30日以内に、当該住居等の存する敷地ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 飼主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 同一敷地内にある住居等の所在地
- (3) 飼養又は保管する犬及び猫の数
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第 1号又は第 2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第 1項の規定による届出をした者は、その届出に係る飼養頭数が10未満になったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第 1項の規定による届出をした者は、市が行う講習会（動物の飼養に必要な知識及び能力に関する講習会をいう。）を受けなければならない。

第 5章の次に次の 1章を加える。

第 5章の 2 人と動物の共生に向けた施策の総合的な推進

（普及啓発）

第16条の 2 市は、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を行うものとする。

(犬又は猫の譲渡)

第16条の 3 市は、法第35条第 1項本文（同条第 3項において準用する場合を含む。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

(地域猫対策の推進)

第16条の 4 市民は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、飼主のない猫を適正に取り扱わなければならない。

2 市は、市民に対し、地域猫対策を推進するため、飼主のない猫の生殖を不能にする手術の実施に対する支援及び適切な給餌等に関する助言を行うものとする。

3 市長は、地域猫対策を推進するため、適切な給餌等の方法について必要な事項を定めるものとする。

(人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画)

第16条の 5 市長は、人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画の策定に必要な事項は、規則で定めるものとする。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(名古屋市人とペットの共生推進協議会)

第16条の 6 市長の附属機関として、名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、人と動物の共生に向けた施策に関する重

要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 3 協議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は 2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
- 10 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 協議会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ協議会の定めるところにより、当該部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条の次に次の 1条を加える。

第25条 第 5条の 2第 1項若しくは第 2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 5万円以下の過料に処する。

第 2条 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の 3中「第 3項」の次に「前段」を加える。

第17条第 1項中「若しくは第 1種動物取扱業」を「、第 1種動物取扱業」に改め、「者」の次に「（営んでいた者を含む。）若しくは法第25条第 1項に規定する事態を生じさせている者」を加える。

第18条の見出しを「（動物愛護管理監視員）」に改め、同条第1項中「含む。）」の次に「、法第24条の2第3項、法第25条第5項」を加え、「法第34条第1項」を「法第37条の3第1項」に、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改め、同条第2項中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から、第1条中目次の改正規定（「第5条」の次に「・第5条の2」を加える部分及び「第24条」を「第25条」に改める部分に限る。）、第2条第3号の次に1号を加える改正規定、第2章中第5条の次に1条を加える改正規定及び第24条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定は同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第5条の2第1項の規定は、一部施行日に現に同項に規定する同一敷地内にある住居等における飼養頭数が10以上（同一敷地内にある住居等の数が2以上である場合にあっては、これらの住居等における飼養頭数を合計した数が10以上）の犬及び猫を飼養又は保管している飼主についても適用する。この場合において、同項中「となったとき」とあるのは「であるとき」と、「その日から30日以内」とあるのは「令和2年10月31日まで」とする。

名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例
を廃止する等の条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第45号

名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関
する条例を廃止する等の条例

(名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条
例の廃止)

第 1条 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関す
る条例（平成12年名古屋市条例第53号）は、廃止する。

(名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条
例の一部改正)

第 2条 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第 1条中「条例は、」の次に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成
30年法律第46号）による改正前の」を加え、「。以下「法」という。」を削
る。

第 3条中「法」を「食品衛生法（以下「法」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 3年 6月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 2年 6月 1日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第46号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3項中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の 3ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第22号

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行細則（昭和49年名古屋市規則第 106号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4章 災害援護資金の貸付け（第 5条―第10条）」を「第 4章
第 5章
災害援護資金の貸付け（第 5条―第10条）
名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会（第11条―第15条）」に改める。

本則に次の 1章を加える。

第 5章 名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会
(委員長)

第11条 条例第11条第 1項に規定する名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市浄化槽法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第23号

名古屋市浄化槽法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第 115号）の一部を次のように改正する。

第11条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 3号の次に次の 1号を加える。

(3) の 2 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の資質の向上のための研修の実施に関する計画を記載した書類

第20条中「第 8条第 4項及び」を削る。

第11号様式表中

「

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名	氏 名	役 名

」

を

「

役員 の 氏名、 生年月日、住所及び役職名	フリガナ氏名 (生年月日)	住 所	役 職 名

」

に改め、同様式注に次の 1 項を加える。

- 4 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第12号様式表中「（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）」を「（条例第 3条第 1項第 3号に規定する役員をいう。）」に、「役名」を「役職名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市浄化槽法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市浄化槽法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている第12号様式用の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第24号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 2号様式、第 2号様式の 2、第12号様式の 2及び第12号様式の 3注意事項中「又は保健センター（以下「社会福祉事務所等」という。）」を削り、「社会福祉事務所等に」を「社会福祉事務所に」に改める。

第20号様式（裏）注意事項中「保健センター又は保健センター分室」を「社会福祉事務所」に改める。

(名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年

名古屋市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 3条中「保健センター」を「区役所の保健福祉センター又は区役所支所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式（表）中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式（裏）中
「荷かご」を「荷籠」に、「かぎ」を「鍵」に、

「

徴収	（	1,500円	3,000円	）	免除

を

」

「

徴収	（自転車	円	原動機付自転車	円）	免除

に改める。

」

第 4 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

☐ 自 転 車	1,500円
☐ 原動機付自転車	3,000円

を

」

「

☐ 自 転 車	円
☐ 原動機付自転車	円

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市健康増進法施行細則（昭和29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 8条を削る。

第 1号様式中

「

ナトリウム
mg

」を「

ナトリウム
(食塩相当量)
mg (g)

」に、

A
μg

を「

A
(レチノール活性当量)
μg (μgRAE)

」に改め

る。

第 7号様式（表）中「報 告 者」を

「施設設置者又は施設管理者

④」に、

「

ビ タ ミ ン A	μg	μg

を

」

「

ビ タ ミ ン A (レチノール活性当量)	μg ($\mu gRAE$)	μg ($\mu gRAE$)

に改める。

」

第 8号様式（表）中「報 告 者」を

「施設設置者又は施設管理者 ㊦」に、

「

ビ タ ミ ン A	μg	μg

を

」

「

ビ タ ミ ン A (レチノール活性当量)	μg ($\mu gRAE$)	μg ($\mu gRAE$)

に改め、同様式（裏）中

」

「

常食	人	加算食		人
軟食	人			人
流動食	人			人
				人
		非加算食		人

を

」

「

常食	食	加算食		食
軟食	食			食
流動食	食			食
				食
		非加算食		食

に改める。

」

第 9号様式（表）中「報 告 者」を

「施設設置者又は施設管理者 ㊦」に、

「

ビタミン A	μg	μg

を

「

ビタミン A (レチノール活性当量)	μg (μgRAE)	μg (μgRAE)

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市健康増進法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届及び報告書は、この規則による改正後の名古屋市健康増進法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第27号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1項中「 1人」を削り、同条第 2項中「居住し」を「居所又は所在地を有し」に改め、同条第 3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「場合の費用」の次に「（保証人が法人でないときは、入所時における使用料の額の12月分に相当する額を超えないものに限る。）」を加える。

第 3号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「住所
職業」を「居 所
（所在地）」
に、「氏名」を「氏 名
（名称）」に改め、「私は、」を削り、「場合の費用」の次に「（保証人が法人でないときは、入所時における使用料の額の12月分に相当する額を超えないものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に締結される保証契約に係る保証人について適用し、施行日前に締結された保証契約に係る保証人については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市老人福祉施設条例施行細則の規定に基づいて提出されている保証書のうち、施行日以後に締結される保証契約に係る保証書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第28号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、多目的グラウンドにあつては 5 月」を削る。

第15条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める手続によることができる。

第15条第 2 項中「前項」の次に「本文」を加える。

第19条の 2 を次のように改める。

第19条の 2 削除

第25条ただし書を次のように改める。

ただし、条例第18条の 3 第 1 項ただし書の規定により指定管理者を選定する場合は、この限りでない。

第29条を第34条とし、第28条の次に次の 5 条を加える。

(委員会の会長)

第29条 条例第18条の6第1項に規定する名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第30条 委員会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第31条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 第29条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第29条第2項及び第3項並びに前条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第32条 委員会の庶務は、緑政土木局において行う。

(委任)

第33条 第29条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

別表第1中「東山公園テニスコート、」を削り、

「

野球場（野並公園野球場、丹後公園野球場、稲永公園野球場及	1月1日から12月31日まで	午前 午後	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時30分まで

び新海池公園野球場に限る。) テニスコート (庄内緑地テニスコート、木ヶ崎公園テニスコート、細口池公園テニスコート及び稲永公園テニスコートに限る。)		昼間 夜間	午前 8 時30分から 午後 4 時30分まで 午後 5 時から午後 8 時30分まで
テニスコート (東山公園テニスコートに限る。)	1 月 4 日から12月28日まで。 ただし、毎月第 2 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除く。		午前 8 時30分から 午後 8 時30分まで
多目的グラウンド	1 月 2 日から12月31日まで		午前 8 時30分から 午後 9 時30分まで

」

を

「

野球場 (野並公園野球場、丹後公園野球場、稲永公園野球場及び新海池公園野	1 月 1 日から12月31日まで	午前 午後 昼間	午前 8 時30分から 正午まで 午後 1 時から午後 4 時30分まで 午前 8 時30分から

球場に限る。) テニスコート (庄内緑地テニ スコート、木ヶ 崎公園テニスコ ート、細口池公 園テニスコート 及び稲永公園テ ニスコートに限 る。)		夜間	午後 4 時30分まで 午後 5 時から午後 8 時30分まで

」

に、

「

庭園本館	1 月 4 日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） 及び毎月第 3 水曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、第 4 水曜日） を除く。	午前 午後 昼間	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで 午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで

」

を

「

庭園本館	1 月 4 日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が国民の祝日に関する法 律（昭和23年法律第 178 号） に規定する休日（以下「祝	午前 午後 昼間	午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで 午前 9 時30分から

	日法による休日」という。)に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) 及び毎月第 3 水曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 水曜日)を除く。		午後 4 時30分まで

」

に改める。

別表第 2 2 条例別表第 2 備考第 3 号による指定有料公園施設の使用料の表中「(東山公園テニスコートを除く。)」を削る。

別表第 4 瑞穂公園の項、鶴舞公園の項及び東山公園の項を削る。

別表第 6 を削る。

第 7 号様式中「使用料又は利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第29号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。
別表市長印の項中

「

やまと 古字	方 21	河 川 水 路 等	河川法、特定 都市河川浸水 被害対策法及 び名古屋市水 路等の使用に 関する条例に 基づく承認、 許可及び協議 事務専用	緑政土木 局 河川部 河川管理 課長	を
		名 古 屋 市 長 印			
		事 務 専 用			

」

「

やまと 古字	方 21	河 川 水 路 等	河川法、特定 都市河川浸水 被害対策法及 び名古屋市水 路等の使用に 関する条例に 基づく承認、 許可及び協議 事務専用	緑政土木 局 河川部 河川管理 課長	
		名 古 屋 市 長 印			
		事 務 専 用			
やまと 古字	方 21	鳥獣保護管理	鳥獣の保護及 び管理並びに 狩猟の適正化 に関する法律 第 9 条に基づ く許可専用	緑政土木 局 都市農業 課長	
		名 古 屋 市 長 印			
		許 可 専 用			

に改

」

め、同項管守者の欄中「緑地事業課長」を「緑地維持課長」に改め、同項中

「

やまと 古字	方 21	中 小 企 業 振 興	一般文書用	中小企業 振興セン ター 経営支援 課長	
		名 古 屋 市 長 印			
		センター専用			

を

」

「

やまと 古字	方 21	中 小 企 業	一般文書用	経済局 産業労働 部 中小企業 振興課長	
		名 古 屋 市 長 印			
		振 興 課 専 用			

に改

」

め、同表中

「

局長・室長 (局長に相当する職に限る。)印	やまと古字	方 21	名古屋市 (何) 局長 ((何) 室長)	一般文書用	庶務担当課長	

」

を

「

局長・室長（局長に相当する職に限る。）印	やまと古字	方 21	名古屋市 (何) 局長 ((何) 室長)	一般文書用	庶務担当課長	
	てん書	方 25	名古屋市 スポーツ 推進部 スポーツ 振興室長	表彰専用	スポーツ 市民局 スポーツ 推進部 スポーツ 振興室長	

」

に改め、同表保健所長印の項中

「

やまと古字	方 21	名古屋市 保健所長	一般文書用	健康福祉局 健康部 保健医療課長	

を

」

「

やまと 古字	方 21	名古屋市 保健所長	一般文書用	健康福祉局 健康部 保健医療課長	
やまと 古字	方 21	感染症対策・調査 名古屋市 保健所長 センター専用	一般文書用	衛生研究所 管理課長	

に改

」

め、同表区長印の項用途の欄中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務、」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表区長印の項用途の欄の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第30号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第51条及び第57条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第78条第 1 項ただし書中「次条第 2 項第 2 号」を「次条第 2 項各号」に改め、同条第 3 項ただし書中「当該年度」を「当該月」に改める。

第81条中「次の各号」を「次」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第 1 項の規定による施設等利用費の支給（同項第 2 号に係るものに限る。）に要する費用

第91条第 2 項中「により、取消しの通知を支出命令者に行い、支出命令者は市会計管理者へ通知」を「又は戻入通知取消書により、支出命令者へ取消しの通知を」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 支出命令者は、第 2 項の通知を受けたときは、市会計管理者にその旨を通知しなければならない。

第 127 条の 2 第 2 項中「前項の点検の結果について」を「市会計管理者が指定した歳入歳出外現金等について、前項の規定による点検の結果を」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

支出負担行為の整理区分表

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備 考
1. 報酬	支出決定のとき	支給しようとする額	支給内訳書	退職手当は括弧書によること。
2. 給料	支出決定のとき	支給しようとする額	支給内訳書	
3. 職員手当	支出決定のとき	支給しようとする額	支給内訳書 (請求書及び裁定書)	
4. 共済費	支出決定のとき	支給しようとする額	内訳書又は申請書	
5. 災害補償費	支出決定のとき	支給しようとする額	補償請求書 又は病院等の請求書	
6. 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支給しようとする額	支給内訳書	
7. 報償費	支出決定のとき (契約締結のとき)	支出しようとする額 (契約金額)	内訳書 (契約書、請求書又は見積書)	物品購入の場合は括弧書によること。
8. 旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	旅費計算に必要な書類 及び旅費計算書	
9. 交際費	支出決定のとき	支出しようとする額	積算の基礎を示す書類	物品購入の場合は括弧書に

	(契約締結のとき)	(契約金額)	(契約書、請書又は見積書)	よること。
10. 需用費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	光熱水費及び単価契約によるものは括弧書によることができる。
11. 役務費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	後納契約及び単価契約によるものは括弧書によることができる。
12. 委託料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	月単位で支払うもの及び単価契約によるものは括弧書によることができる。
13. 使用料及び賃借料	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	分割払(月単位で支払うものを含む。)のもの及び後納契約によるものは括弧書によることができる。
14. 工事請	契約締結の	契約金額	契約書、請	単価契約によ

負費	とき (請求のあったとき)	(請求のあった額)	書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	るものは括弧書によることができる。
15. 原材料費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	単価契約によるものは括弧書によることができる。
16. 公有財産購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	
17. 備品購入費	契約締結のとき (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書、請書又は見積書 (契約書、請書又は請求書)	単価契約によるものは括弧書によることができる。
18. 負担金、補助及び交付金	支出決定のとき (契約締結のとき)	支出しようとする額 (契約金額)	請求書、申請書、積算の基礎を示す書類又は決定通知書 (契約書、請書又は見積書)	契約を確定額で締結する場合は括弧書によること。
19. 扶助費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は交付内訳書	

20. 貸付金	貸付決定の とき (支出決定 のとき)	貸付を要す る額 (支出しよ うとする額)	契約書、貸 付申請書、 積算の基礎 を示す書類 又は決定通 知書 (決定通知 書又は内訳 書)	月単位で支払 うものは括弧 書によること ができる。
21. 補償、 補填及び 賠償金	支出決定の とき	支出しよ うとする額	承諾書又は 判決書謄本	
22. 償還金、 利子及び 割引料	支出決定の とき	支出しよ うとする額	借入書類の 写し、内訳 書又は請求 書	
23. 投資及 び出資金	投資又は出 資決定のと き	投資又は出 資を要する 額	申込証、払 込通知書又 は申請書	
24. 積立金	積立決定の とき	積立しよ うとする額	積算の基礎 を示す書類	
25. 寄附金	寄附決定の とき	寄附しよ うとする額	申請書又は 決定通知書	
26. 公課費	支出決定の とき	支出しよ うとする額	公課令書の 写し	
27. 繰出金	繰出決定の とき	繰出しよ うとする額	積算の基礎 を示す書類	

備考

- 1 歳出の節が扶助費であっても、経費の性質により19扶助費以外の他の
区分によることができる場合は、それによること。

- 2 長期継続契約のうち支出負担行為を契約締結のときで整理する場合において、翌年度以降の歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該年度の初日とすること。
- 3 この表に定めるところにより難い支出負担行為の整理区分については、市長が定める。

第68号様式中

「
支出命令書
支出振替命令書
振替命令書
年 月 日命令（通知）の更正命令書
戻入通知書
還付命令書」を

「
支出命令書
支出振替命令書
年 月 日命令の振替命令書に改める。
更正命令書
還付命令書」

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則の規定は、令和2年度に係る会計手続から適用し、令和元年度に係る会計手続については、なお従前の例による。

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条本文中「第 2 号」の次に「、第 4 号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

なごや子ども・子育て支援協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

なごや子ども・子育て支援協議会規則の一部を改正する規則

なごや子ども・子育て支援協議会規則（平成20年名古屋市規則第 118号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「派遣された者」の次に「、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第 1 項の規定により地方公務員共済組合の業務に専ら従事する者」を加え、「及び職員の配偶者同行休業に関する条例」を「、職員の配偶者同行休業に関する条例」に改め、「配偶者同行休業をしている者」の次に「及び職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4 号）第 2 条第 1 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしている者」を加え、同項中第 14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 地方公務員等共済組合法第18条第 1 項の規定により地方公務員共済組合の業務に専ら従事する者のうち、当該地方公務員共済組合が給与を負担するもの

第5条第1項に次の1号を加える。

- (16) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条第1項（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしている者のうち、特に任命権者が必要と認めるもの

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1項の表総務部企画広報の項を次のように改める。

企画広報	1 局内重要事項の企画、調査 及び総合調整に関すること。 2 消防広報の総括に関するこ と。 3 組織及び制度に関すること。 4 消防関係諸規程の制定手続 及び公告式に関すること。	2

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例施行細則及び名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業清算金規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例施行細則及び名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業清算金規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例施行細則（平成19年名古屋市規則第18号）
- (2) 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業清算金規則（平成27年名古屋市規則第 102 号）

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第33号）中別表の改正規定のうち上名古屋荘及び菊元荘の項を改める部分の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

上名古屋 荘	西区上名古屋三丁目	高層 耐火	7 階建	平成 7 年度	33
菊 元 荘	西区新道二丁目	高層 耐火	9 階建	昭和45年度	36

を

」

「

上名古屋 荘	西区上名古屋三丁目	高層 耐火	7 階建	平成 7 年度	33

に

」

改める。

別表第 1 2 改良住宅の表中

「

城 北 荘	北区名城二丁目・三丁目	中層 耐火	4 階建	昭和35年度	12	を
				昭和36年度	36	
				昭和37年度	100	
				昭和38年度	120	
				昭和41年度	24	
			5 階建	昭和41年度	50	
				昭和42年度	100	
菊 元 荘	西区新道二丁目	高層 耐火	7 階建	昭和47年度	133	
		高層 耐火	9 階建	昭和45年度	72	

「

城 北 荘	北区名城二丁目・三丁目	中層 耐火	4 階建	昭和35年度	12	に
				昭和36年度	36	
				昭和37年度	100	
				昭和38年度	120	
				昭和41年度	24	
			5 階建	昭和41年度	50	
				昭和42年度	100	
城 北 荘	北区名城二丁目・三丁目	高層 耐火	7 階建	昭和47年度	133	

」

改める。

別表第 2 1 店舗の表中

「

城 北 荘	4棟	101 号から 110 号まで	11,200円
	10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
	16棟	101 号から 109 号まで	6,300円
菊 元 荘		101 号から 112 号まで	15,200円

を

」

「

城 北 荘	4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
	10棟	100 号から 103 号まで、 105 号から 108 号まで及 び 110 号から 113 号まで	6,700円
	16棟	101 号から 109 号まで	6,300円

に

」

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

「

上 名 古 屋 荘	1 号、3 号から 10 号ま で、12 号から 20 号ま で、22 号から 24 号ま で、26 号及び 27 号	9,200 円
菊 元 荘	18 号から 26 号まで	9,000 円

を

」

「

上 名 古 屋 荘	1 号、3 号から 10 号ま で、12 号から 20 号ま で、22 号から 24 号ま で、26 号及び 27 号	9,200 円

に

」

改め、同表神戸荘の項中

「	19号から56号まで	を	「	19号から21号まで、23号から28号まで及び30号から56号まで	に改め、同表
」			」		

伝馬荘の項中

「	13号から24号まで、26号から39号まで、41号から58号まで、60号から67号まで、69号から74号まで、76号から101号まで、103号から105号まで、107号から111号まで及び113号から115号まで	を	「	13号から24号まで、26号から39号まで、41号から58号まで、60号から67号まで、69号から74号まで、76号から101号まで、103号から105号まで、107号から111号まで及び113号から115号まで	に改める。
」			」		

別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表中

「	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1413 719 1601">城 北 荘</td><td data-bbox="719 1413 1082 1601">A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで</td><td data-bbox="1082 1413 1313 1601">8,300 円</td></tr> <tr> <td data-bbox="293 1601 719 1686">菊 元 荘</td><td data-bbox="719 1601 1082 1686">1 号から17号まで</td><td data-bbox="1082 1601 1313 1686">9,000 円</td></tr> </table>	城 北 荘	A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで	8,300 円	菊 元 荘	1 号から17号まで	9,000 円	を
城 北 荘	A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで	8,300 円						
菊 元 荘	1 号から17号まで	9,000 円						
」								

「	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1796 719 1989">城 北 荘</td><td data-bbox="719 1796 1082 1989">A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで</td><td data-bbox="1082 1796 1313 1989">8,300 円</td></tr> </table>	城 北 荘	A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで	8,300 円	に
城 北 荘	A 1 号から A10号まで 及び C 1 号から C 28号 まで	8,300 円			
」					

改め、同表神戸荘の項中

「
1 号から18号まで
」を「
1 号から14号まで及び
16号から18号まで
」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市衛生研究所条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

名古屋市衛生研究所条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市衛生研究所条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「昭和19年名古屋市条例第14号」を「令和 2年名古屋市条例第38号」に改める。

第 2条（見出しを含む。）中「試験研究等」を「試験検査等」に改める。

第 3条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 4条中「前条に規定する額」を「同条に規定する額」に改める。

第 5条及び第 6条を次のように改める。

（後納）

第 5条 条例第 3条ただし書の特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試験検査等の結果によらなければ手数料の額が算定できないとき。
- (2) 官公署の依頼によるとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(減免)

第 6条 条例第 4条の特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一時に同種類の試験検査等を多数依頼するとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定により保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が依頼するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

第 7条及び第 8条を削る。

第 9条中「第 6条に規定する」を「第 5条ただし書の」に改め、同条中第 3号を削り、第 4号を第 3号とし、同条を第 7条とする。

第10条第 1項中「試験研究等」を「試験検査等」に改め、同条第 2項中「試験研究等」を「試験検査等」に、「、条例及び規則」を「等」に改め、同条を第 8条とする。

第11条を削り、第12条を第 9条とする。

別表第 2を削る。

別表第 1中

「

3 製作料		1 件	1,000円以内
4 文書料	成績書、鑑定書、証明書、 附属文書等の副本	1 通 又は 1 枚	300円
	英文による成績書、鑑定 書、証明書等	1 通	500円

」

を

「

3 証明書等の交付手数料	成績書、鑑定書、証明書、附属文書等の副本	1 通又は 1 枚	300円
	英文による成績書、鑑定書、証明書等	1 通	500円

」

に改め、同表を別表とする。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 1条の次に次の 1条を加える。

（多数の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出を要しない者）

第 1条の 2 条例第 5条の 2第 1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1条に規定する学校を設置する者
- (3) 獣医療法（平成 4年法律第46号）第 2条第 2項に規定する診療施設を開
設した者又は管理する者
- (4) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第15条第 1項の規定による
指定を受けた者
- (5) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養

し、又は保管している者

第 2条中「次の各号」を「省令第 9条第 1号イからニまで」に改め、同条各号を削る。

第12条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1号中「 400円」を「 500円」に改め、同条の次に次の 7条を加える。

(推進計画の策定に必要な事項)

第12条の 2 条例第16条の 5第 2項の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 人と動物の共生に向けた施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、人と動物の共生に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(会長)

第12条の 3 条例第16条の 6第 1項に規定する名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第12条の 4 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 協議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第12条の 5 条例第16条の 6第10項に規定する部会（以下「部会」という。）は、協議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第12条の 6 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条の 7 協議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第12条の 8 第12条の 3から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第14条の見出しを「(動物愛護管理監視員)」に改め、同条中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改め、同条第 2号中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

本則に次の 1条を加える。

(過料)

第15条 条例第25条の規定により科すべき過料の額は、5万円とする。

2 条例第25条の規定により過料を科する場合においては、市長は、過料決定通知書(第 5号様式)を発し、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第 5号)に定める納入通知書により徴収する。

3 条例第25条の規定により過料を科そうとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は別に定める様式の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

第 4号様式中「動物愛護監視員証明書」を「動物愛護管理監視員証明書」に改め、「含む。）」の次に「、同法第24条の 2第 3項、同法第25条第 5項」を加え、同様式の次に次の 1様式を加える。

第 5号様式

第 号 年 月 日	
過料決定通知書	
氏 名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	
名古屋市長 印	
次のとおり決定しましたので通知します。 なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。	
決 定 の 要 旨	
適 用 条 項	名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第25条
過料を科する事由	

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、第14条（第 2 号を除く。）の改正規定及び第 4 号様式の改正規定は同年 6 月 1 日から、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定、第12条第 1 号の改正規定、第14条第 2 号の改正規定、本則に 1 条を加える改正規定及び第 4 号様式の次に 1 様式を加える改正規定並びに次項の規定は同年10月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第12条第 1 号の規定は、一部施行日以後の飼養管理について適用し、一部施行日前の飼養管理については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている動物愛護監視員証明書であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

名古屋市スポーツ推進委員規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

名古屋市スポーツ推進委員規則

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、小学校の通学区域ごとに 3 人を置く。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、特別の事由があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(職務)

第 2 条 委員は、本市におけるスポーツの推進のため、次に掲げる職務を行う。

(1) 市民に対し、スポーツの実技の指導を行うとともに、スポーツについての市民の理解を深めること。

(2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

(3) 関係機関の行うスポーツ事業に協力すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(責務)

第 3 条 委員は、その職務を行うために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員の庶務は、スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室において処理する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

名古屋市スポーツ推進審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）第 4 条の規定に基づき、名古屋市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

い。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市告示第175号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人あさひ 会	名古屋市守山区城土町 338番地	令和2年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第176号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

萩ヶ丘東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝一丁目267番 外

3 縦覧期間

令和2年3月24日から同年4月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

萩ヶ丘東地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和 2 年 4 月 21 日（火） 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西 12E 会議室（名古屋市役所西庁舎 12 階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 177号

ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分公告の日まで、名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所に於いて、午前 8時45分から午後 5時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和 2年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）平成12年 3月30日から平成34年 3月31日まで

（変更後）平成12年 3月30日から令和 8年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市中村区運河町、下米野町 1丁目、下広井町 1丁目、平池町 4丁目、牧野町字六反田、名駅南一丁目、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部
名古屋市中川区西日置町字一畝町田、字上鵜垂、字北鵜垂及び字流の各全部

名古屋市中川区運河町、運河通 1丁目、月島町、西日置町字長島、福住町、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部

- 4 土地区画整理事業の名称
名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号
- 6 事業計画決定の年月日
平成12年 3月30日
- 7 変更の年月日
令和 2年 3月24日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第178号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者から（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法書及びその内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年3月25日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 - (2) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村秀章
名古屋市港区港町1番11号
- 2 対象事業の名称及び種類
(仮称) 大江川下流部公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで
- 4 方法書の提出年月日
令和2年3月17日（火）
- 5 方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市南区前浜通3丁目10番地

南区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の10

名古屋市南生涯学習センター（以下「南生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和2年3月25日（水）から同年4月23日（木）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては3月25日（水）から4月6日（月）まで、同月13日（月）及び同月20日（月）を、南生涯学習センターにあつては3月25日（水）から同月31日（火）まで及び4月8日（水）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 南生涯学習センター

午前9時00分から午後9時00分まで（ただし、日曜日にあつては午後5時00分まで。）

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 2 年 5 月 8 日（金）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 179号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
わかば調剤薬局	名古屋市守山区大字上志段味字海東 468番地の 2	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 180号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
医療法人フジタ 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43番地の 640	介護老人保健施設フジタ 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43番地の 640	令和 2年 2月 21日

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
社会福祉法人福寿 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43番地の 641	特別養護老人ホームさわやか の郷 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山	令和 2年 2月 4日

43番地の 641

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 181号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター千種
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区菊坂町 2丁目16番地
	新	名古屋市千種区観月町 1丁目55番地の 2
変更年月日		令和 2年 2月 1日

介護事業者の名称		株式会社アンビス
介護事業者の所在地	旧	東京都中央区八重洲一丁目 9— 8
	新	東京都中央区京橋一丁目 1番 1号
介護事業所の名称		訪問介護ステーションアンビス本陣

介護事業所の所在地	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年 2月 1日

介護事業者の名称	合資会社東谷籐品製作所
介護事業者の所在地	名古屋市熱田区花表町15番16号
介護事業所の名称	えびす訪問介護
介護事業所の所在 地	旧 名古屋市熱田区花表町15番16号 新 名古屋市熱田区花表町15番 5号
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	すみれ歯科
介護事業所の所在 地	旧 名古屋市北区志賀町 1丁目 4番地の 1 新 名古屋市北区萩野通 2丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日	令和元年 9月26日

介護事業者の名称	株式会社アンビス
介護事業者の所在 地	旧 東京都中央区八重洲一丁目 9― 8 新 東京都中央区京橋一丁目 1番 1号
介護事業所の名称	訪問看護ステーションアンビス本陣
介護事業所の所在地	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年 2月 1日

介護事業所の名称	朝日医院
介護事業所の所在 地	旧 名古屋市中川区尾頭橋三丁目14番20号 新 名古屋市中川区尾頭橋三丁目16番 6号
変 更 年 月 日	令和 2年 3月18日

介護事業者の名称		株式会社シャイン
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区如来町 113番地
	新	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 502番地
介護事業所の名称		ひかり訪問看護ステーション天白
介護事業所の所在地		名古屋市天白区鴻の巣二丁目 502番地
変更年月日		令和 2年 2月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		すみれ歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区志賀町 1丁目 4番地の 1
	新	名古屋市北区萩野通 2丁目 7番地の 1
変更年月日		令和元年 9月26日

介護事業所の名称		朝日医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区尾頭橋三丁目14番20号
	新	名古屋市中川区尾頭橋三丁目16番 6号
変更年月日		令和 2年 3月18日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		すみれ歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区志賀町 1丁目 4番地の 1
	新	名古屋市北区萩野通 2丁目 7番地の 1
変更年月日		令和元年 9月26日

介護事業所の名称		朝日医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区尾頭橋三丁目14番20号
	新	名古屋市中川区尾頭橋三丁目16番 6号
変更年月日		令和 2年 3月18日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社千笑のわ
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区洲山町 1丁目 5番地の12
介護事業所の名称		ケアプラン千笑のわ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区洲山町 1丁目 5番地の12
	新	名古屋市瑞穂区洲山町 1丁目 8番地の 5
変更年月日		平成30年 7月 1日

介護事業者の名称		合資会社東谷籐品製作所
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区花表町15番16号
介護事業所の名称		えびすケアプラン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区花表町15番16号
	新	名古屋市熱田区花表町18番 8号
変更年月日		令和元年12月 1日

介護事業者の名称		医療法人一色診療所
介護事業者の所在地		名古屋市中川区下之一色町字波花93番地
介護事業所の名称		医療法人一色診療所居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区下之一色町字波花 122番地の 1
	新	名古屋市中川区下之一色町字波花93番地
変更年月日		平成26年 6月16日

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター千種
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区菊坂町 2丁目16番地
	新	名古屋市千種区観月町 1丁目55番地の 2

変 更 年 月 日	令和 2年 2月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社アンビス	
介護事業者の所在地	旧	東京都中央区八重洲一丁目 9― 8
	新	東京都中央区京橋一丁目 1番 1号
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護ステーションアンビス本陣	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 2年 2月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合資会社東谷籐品製作所	
介護事業者の所在地	名古屋市熱田区花表町15番16号	
介 護 事 業 所 の 名 称	えびす訪問介護	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区花表町15番16号
	新	名古屋市熱田区花表町15番 5号
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 182号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
村瀬内科クリニック	名古屋市熱田区二番二丁目25番 4号	令和 2年 4月 1日
服部整形外科クリニック	名古屋市熱田区一番二丁目 9番19号	令和 2年 3月20日
なかむら眼科	名古屋市名東区社口一丁目 410番地	令和 2年 3月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月

		日
村瀬内科クリニック	名古屋市熱田区二番二丁目25番 4号	令和 2年 4月 1日
服部整形外科クリニック	名古屋市熱田区一番二丁目 9番19号	令和 2年 3月20日
なかむら眼科	名古屋市名東区社口一丁目 410番地	令和 2年 3月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
村瀬内科クリニック	名古屋市熱田区二番二丁目25番 4号	令和 2年 4月 1日
服部整形外科クリニック	名古屋市熱田区一番二丁目 9番19号	令和 2年 3月20日
なかむら眼科	名古屋市名東区社口一丁目 410番地	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 183号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡市葵区本通十丁目 8番地 の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センター大幸東 名古屋市東区砂田橋三丁目 2 番	令和 2年 3月31日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡市葵区本通十丁目 8番地 の 1	アサヒサンクリーンヘルパー ステーションちとせ 名古屋市港区七番町 5丁目 3 番地の 1	令和 2年 3月31日
アサヒサンクリーン株式会社	アサヒサンクリーン在宅介護	令和 2年

静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	センターみなみ 名古屋市南区粕島町 3丁目35番地の 2	3月31日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センター名古屋 名古屋市名東区藤森西町2002番地の 1	令和 2年 3月31日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社シャイン 名古屋市北区如来町 113番地	ひかり訪問看護ステーション 名古屋市北区如来町 113番地	令和 2年 4月 1日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター千種 名古屋市千種区菊坂町 2丁目16番地	令和 2年 1月31日

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センターちとせ 名古屋市港区七番町 5丁目 3番地の 1	令和 2年 3月31日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9 番地	ニチイケアセンター千種 名古屋市千種区菊坂町 2 丁目 16 番地	令和 2 年 1 月 31 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第184号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年3月9日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和2年3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和元年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和元年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和元年度名古屋市基金特別会計補正予算（第4号）
- 5 令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第5号）
- 6 令和元年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,575,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,271,877,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		212,723,074	7,784,008	220,507,082
	1 負 担 金	178,165,108	109,895	178,275,003
	2 補 助 金	33,813,439	7,674,113	41,487,552
10 県 支 出 金		58,998,100	124,196	59,122,296
	1 負 担 金	41,527,424	321,426	41,848,850
	2 補 助 金	12,703,386	△	12,506,156
12 寄 附 金		305,700	70,000	375,700
	1 寄 附 金	305,700	70,000	375,700
13 繰 入 金		22,019,660	15,691	22,035,351
	1 他 会 計 繰 入 金	22,019,660	15,691	22,035,351
14 繰 越 金		53,280	2,396,208	2,449,488
	1 繰 越 金	53,280	2,396,208	2,449,488
15 諸 収 入		120,632,692	106,626	120,739,318
	7 雑 入	21,461,606	106,626	21,568,232
16 市 債		90,423,000	11,079,000	101,502,000
	1 市 債	90,423,000	11,079,000	101,502,000
歳 入 合 計	計	1,250,301,799	21,575,729	1,271,877,528

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		331,132,585	1,040,878	332,173,463
	1 社会福祉費	97,223,224	1,815,931	99,039,155
	2 老人福祉費	58,738,140	△	58,510,500
	3 生活保護費	88,880,463	△	87,843,464
	7 公衆衛生費	13,123,074		13,612,660
4 子ども青少年費		174,156,858	16,500	174,173,358
	1 子ども青少年費	174,156,858	16,500	174,173,358
5 環境費		54,043,946	2,138,191	56,182,137
	2 環境事業費	48,883,269	2,138,191	51,021,460
6 市民経費		101,137,094	60,772	101,197,866
	2 区役所費	15,371,030	60,772	15,431,802
8 緑政土木費		74,134,140	1,903,530	76,037,670
	2 道路橋りょう費	22,599,500	863,030	23,462,530
	3 街路費	8,903,716	200,000	9,103,716
	4 治水費	9,506,588	390,000	9,896,588
	5 緑政費	23,379,580	436,500	23,816,080
	6 農政費	1,394,590	14,000	1,408,590
9 住宅都市費		51,083,724	1,388,538	52,472,262
	2 住宅費	22,935,415	1,388,538	24,323,953

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 消 防 費		29,261,611	200,000	29,461,611
	1 消 防 費	29,261,611	200,000	29,461,611
11 教 育 費		186,229,478	14,827,320	201,056,798
	2 小 学 校 費	81,882,410	10,474,073	92,356,483
	3 中 学 校 費	43,731,080	3,972,334	47,703,414
	4 高 等 学 校 費	11,207,293	168,000	11,375,293
	5 幼 稚 園 費	1,793,115	149,960	1,943,075
	6 特 別 支 援 学 校 費	4,963,599	62,953	5,026,552
歳 出 合 計		1,250,301,799	21,575,729	1,271,877,528

第2表 繰越明許費補正

款		項		事業名	金額	千円
3	健康福祉費	1	社会福祉	民間障害者生活介護事業所のブロック塀撤去等補助		544
				民間障害者グループホーム等の整備補助		481,744
				民間認知症高齢者グループホームの非常用発電機等整備補助		32,920
4	子ども青少年費	2	老人福祉	民間特別養護老人ホームの整備補助		37,000
				賃貸方式による民間保育所の設置		52,242
				保育士確保支援事業		16,500
6	市民経済費	2	区役所	千種区役所改築基本計画の策定等		97,759
				緑区役所の空調設備改修		28,000
7	観光文化交流費	2	文化交流	市民御岳休暇村のエレベーター改修		39,600
		3	名古屋城	東門トイレの改修		20,000
				重要文化財等展示収蔵施設の整備		90,000
8	緑政土木費	1	土木管理	道路の復旧		13,000
		2	道路橋りよう	道路・橋りよりの整備		1,857,030
		3	街路	街路の整備		692,000
		4	治水	河川・排水路の整備		1,579,000
		5	緑政	公園の整備		937,500

款		項		事	業	名	金	額	千円
9	住 宅 都 市 費	1	都 市 計 画 費	久屋大通公園北部園地・中央園地における特定公園施設の譲り受け				1,158,693	
		2	住 宅 費	市営住宅の建設				1,388,538	
10	消 防 費	1	消 防 費	ヘリコプター映像電送システム地上設備の更新				200,000	
11	教 育 費	2	小 学 校 費	情報通信ネットワーク環境整備等				3,206,501	
				校舎等のリニューアル改修				6,340,900	
				校舎の保全改修・設備改修				148,655	
				運動場の改修				283,078	
				指定避難所の給排水機能確保策の推進				220,000	
				ブロック塀の撤去等				274,154	
				受水槽の改修				21,000	
3	中 学 校 費			情報通信ネットワーク環境整備等				1,395,240	
				校舎等のリニューアル改修				2,358,138	
				運動場の改修				106,092	
				指定避難所の給排水機能確保策の推進				60,000	
4	高 等 学 校 費			ブロック塀の撤去等				59,069	
				情報通信ネットワーク環境整備等				168,000	
				園舎のリニューアル改修				149,960	
6	特 別 支 援 学 校 費			情報通信ネットワーク環境整備等				62,953	
10	体 育 費			瑞穂公園全体計画の策定				1,400	

第3表 債務負担行為補正

1 追加分

事	項	期	間	限	度	額	千円
小学校校舎等のリニューアル改修工事		令和2年度から令和3年度まで					254,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事		令和2年度から令和3年度まで					141,000

2 変更分

事 項	補 正		前 度		補 正		後 度	
	期 間	限 度	額 千円	期 間	限 度	額 千円		
千種区役所改築基本計画の策定等 (平成31年第1号議決)	令和2年度から 令和3年度まで		67,600	令和2年度から 令和4年度まで		67,600		
瑞穂公園陸上競技場改築等事業者選 定支援業務委託 (平成31年第1号議決)	令和2年度		26,000	令和2年度から 令和3年度まで		42,000		

第4表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	方法	限度額 千円	起債の方法	利率
社会福祉施設整備費	663,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同	上	663,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同	上	714,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	714,000	補正前に同じ	補正前に同じ
廃棄物処理施設整備費	10,017,000	同上	同上	同	上	10,017,000	同上	同上	同	上	11,083,000	同上	同上	同上	同上	11,083,000	同上	同上
区役所整備費	271,000	同上	同上	同	上	271,000	同上	同上	同	上	296,000	同上	同上	同上	同上	296,000	同上	同上
公共土木事業費	23,812,000	同上	同上	同	上	23,812,000	同上	同上	同	上	24,311,000	同上	同上	同上	同上	24,311,000	同上	同上
公園緑地整備費	9,342,000	同上	同上	同	上	9,342,000	同上	同上	同	上	9,519,000	同上	同上	同上	同上	9,519,000	同上	同上
農業振興施設整備費	75,000	同上	同上	同	上	75,000	同上	同上	同	上	84,000	同上	同上	同上	同上	84,000	同上	同上
住宅建設費	2,750,000	同上	同上	同	上	2,750,000	同上	同上	同	上	3,510,000	同上	同上	同上	同上	3,510,000	同上	同上
消防施設整備費	995,000	同上	同上	同	上	995,000	同上	同上	同	上	1,104,000	同上	同上	同上	同上	1,104,000	同上	同上
義務教育施設整備費	6,339,000	同上	同上	同	上	6,339,000	同上	同上	同	上	14,516,000	同上	同上	同上	同上	14,516,000	同上	同上
高等学校整備費	245,000	同上	同上	同	上	245,000	同上	同上	同	上	329,000	同上	同上	同上	同上	329,000	同上	同上
幼稚園整備費	85,000	同上	同上	同	上	85,000	同上	同上	同	上	177,000	同上	同上	同上	同上	177,000	同上	同上
特別支援学校整備費	41,000	同上	同上	同	上	41,000	同上	同上	同	上	71,000	同上	同上	同上	同上	71,000	同上	同上

令和元年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,835,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険収入		181,944,479	620,000	182,564,479
	4 県 支 出 金	134,825,066	620,000	135,445,066
3 繰 越 金		1	131,116	131,117
	1 繰 越 金	1	131,116	131,117
歳 入	合 計	206,084,742	751,116	206,835,858

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険費		206,064,742	751,116	206,815,858
	1 事 業 費	206,064,742	751,116	206,815,858
歳 出	合 計	206,084,742	751,116	206,835,858

令和元年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第2号）

令和元年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

3,000,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正	額 千円	計 千円
3 市 債		3,258,000	△	961,000	2,297,000
	1 市 債	3,258,000	△	961,000	2,297,000
歳 入	合 計	3,961,310	△	961,000	3,000,310

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正	額 千円	計 千円
1 名古屋城天守閣 事業費		3,961,310	△	961,000	3,000,310
	1 事業費	3,672,843	△	961,000	2,711,843
歳 出	合 計	3,961,310	△	961,000	3,000,310

第2表 繰越明許費

款		項	事業費	事業	名	金額	千円
1	名古屋城天守閣事業費	1	事業費	天守閣木造復元の実施設計		131,000	

第3表 債務負担行為補正

事業	項目	補正		前		補正		後	
		期間	償還	限度	額	期間	限度	額	千円
天守閣木造復元の構台等仮設工事 (平成31年第7号議決)		令和2年度		1,142,000		—		—	

第4表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還	の	方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
名古屋城天守閣事業費	3,258,000 千円	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。			2,297,000 千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和元年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

124,243,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金収入		6,183,068	15,691	6,198,759
	3 基金積戻金	1,680,325	15,691	1,696,016
21 東山動植物園基金収入		—	70,000	70,000
	1 繰入金	—	70,000	70,000
歳 入	合 計	124,157,717	85,691	124,243,408

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金		6,183,068	15,691	6,198,759
	1 他会計繰出金	1,680,325	15,691	1,696,016
21 東山動植物園基金		—	70,000	70,000
	1 積立金	—	70,000	70,000
歳 出	合 計	124,157,717	85,691	124,243,408

令和元年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第5号）

令和元年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,118,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ503,873,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		228,328,000	10,118,000	238,446,000
	1 公 債	228,328,000	10,118,000	238,446,000
歳 入	合 計	493,755,252	10,118,000	503,873,252

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		147,598,000	10,118,000	157,716,000
	1 起 債 額 繰 出	147,598,000	10,118,000	157,716,000
歳 出	合 計	493,755,252	10,118,000	503,873,252

令和元年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度名古屋市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第2款 西部医療センター収益	19,479,170	200,000	19,679,170
第1項 医 業 収 益	16,757,896	200,000	16,957,896
収 入 合 計	36,038,317	200,000	36,238,317
支 出	千円	千円	千円
第2款 西部医療センター費	19,455,926	200,000	19,655,926
第1項 医 業 費 用	19,066,100	200,000	19,266,100
支 出 合 計	38,952,685	200,000	39,152,685

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋信用保証協会に対する信用保証料補助		令和2年度				1,103,000	

名古屋市告示第185号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年3月17日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和2年3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和2年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和2年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和2年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和2年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和2年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和2年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和2年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和2年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 9 令和2年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 10 令和2年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 11 令和2年度名古屋市基金特別会計予算
- 12 令和2年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 13 令和2年度名古屋市公債特別会計予算
- 14 令和2年度名古屋市病院事業会計予算
- 15 令和2年度名古屋市水道事業会計予算
- 16 令和2年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 17 令和2年度名古屋市下水道事業会計予算
- 18 令和2年度名古屋市自動車運送事業会計予算

19 令和 2 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

令和 2 年度名古屋市一般会計予算

令和 2 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,254,380,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		597,878,001
	1 市 民 税	292,738,000
	2 固 定 資 産 税	221,984,000
	3 軽 自 動 車 税	2,731,000
	4 市 た ば こ 税	15,496,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,626,000
	7 都 市 計 画 税	48,303,000
2 地 方 譲 与 税		6,481,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,294,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,491,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	190,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	458,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	48,000
3 県 税 交 付 金		80,174,200
	1 利 子 割 交 付 金	325,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,513,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,529,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	608,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	4,947,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,772,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	73,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200

款	項	金 額 千円
	9 環境性能割交付金	1,953,000
	10 軽油引取税交付金	13,454,000
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		9,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	9,000
5 地方特例交付金		2,900,000
	1 地方特例交付金	2,900,000
6 地方交付税		6,300,000
	1 地方交付税	6,300,000
7 交通安全対策特別交付金		800,000
	1 交通安全対策特別交付金	800,000
8 使用料及び手数料		43,397,257
	1 使用料	32,795,324
	2 手数料	5,847,572
	3 診療収入	2,536,579
	4 介護収入	1,391,789
	5 支援収入	825,993
9 国庫支出金		224,195,786
	1 負担金	188,939,436
	2 補助金	34,508,574
	3 委託金	747,776
10 県支出金		66,045,833
	1 負担金	46,321,806
	2 補助金	14,436,664
	3 委託金	5,287,363
11 財産収入		6,993,972
	1 財産運用収入	2,464,195
	2 財産売却収入	4,529,777

款	項	金 額	千円
12 寄 附 金		498,053	
	1 寄 附 金	498,053	
13 繰 入 金		24,093,320	
	1 他 会 計 繰 入 金	24,093,320	
14 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
15 諸 収 入		112,705,476	
	1 延滞金、加算金及び過料	184,329	
	2 預 金 利 子	7,989	
	3 他会計貸付金元利収入	751,100	
	4 貸 付 金 元 利 収 入	82,551,615	
	5 受 託 事 業 収 入	895,174	
	6 収 益 事 業 収 入	9,260,142	
	7 雑 入	19,055,127	
16 市 債		81,908,000	
	1 市 債	81,908,000	
歳 入	合 計	1,254,380,000	

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,305,709
	1 議 会 費	2,305,709
2 総 務 費		44,016,189
	1 総 務 管 理 費	20,807,798
	2 財 務 管 理 費	1,837,529
	3 選 挙 費	417,537
	4 統 計 調 査 費	1,414,402
	5 徴 税 費	15,995,291
	6 防 災 危 機 管 理 費	3,543,632
3 健 康 福 祉 費		337,802,343
	1 社 会 福 祉 費	103,743,128
	2 老 人 福 祉 費	60,173,539
	3 生 活 保 護 費	87,842,973
	4 国 民 年 金 費	963,247
	5 国 民 健 康 保 険 費	22,905,716
	6 介 護 保 険 費	32,285,822
	7 公 衆 衛 生 費	15,245,532
	8 環 境 衛 生 費	4,245,218
	9 保 健 所 費	9,814,215
	10 衛 生 研 究 所 費	582,953
4 子 ど も 青 少 年 費		181,252,242
	1 子 ど も 青 少 年 費	181,252,242
5 環 境 費		41,878,621
	1 環 境 保 全 費	5,212,695
	2 環 境 事 業 費	36,665,926
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		33,059,744

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	3,219,768
	2 区 役 所 費	17,694,057
	3 ス ポ ー ツ 費	12,145,919
7 経 済 費		76,887,177
	1 産 業 費	75,601,287
	2 工 業 研 究 所 費	1,285,890
8 観 光 文 化 交 流 費		13,963,717
	1 観 光 交 流 費	6,799,043
	2 文 化 交 流 費	5,214,238
	3 名 古 屋 城 費	1,950,436
9 緑 政 土 木 費		81,230,380
	1 土 木 管 理 費	8,398,937
	2 道 路 橋 り よ う 費	25,856,163
	3 街 路 費	7,701,610
	4 治 水 費	13,441,408
	5 緑 政 費	24,227,996
	6 農 政 費	1,604,266
10 住 宅 都 市 費		45,099,082
	1 都 市 計 画 費	20,357,991
	2 住 宅 費	24,741,091
11 消 防 費		28,983,965
	1 消 防 費	28,983,965
12 教 育 費		185,263,191
	1 教 育 総 務 費	13,037,401
	2 小 学 校 費	83,499,191
	3 中 学 校 費	41,766,290
	4 高 等 学 校 費	11,279,838

款	項	金 額 千円
	5 幼稚園費	1,756,184
	6 特別支援学校費	6,283,121
	7 大学費	10,550,382
	8 私学振興費	8,032,734
	9 生涯学習費	9,058,050
13 公債費		128,809,701
	1 公債費	128,809,701
14 諸支出金		53,727,939
	1 公営企業会計支出金	53,727,939
15 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		1,254,380,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所東庁舎の電気設備改修工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	1,131,000
第20回アジア競技大会選手村施設検討 調査負担金	令和 3 年度	12,000
総合リハビリテーションセンターの電 気設備等改修工事	令和 3 年度	386,000
植田寮改築の設計	令和 3 年度	75,000
食肉衛生検査システムの開発	令和 3 年度	6,000
中保健センターのエレベーター等更新 工事	令和 3 年度	47,000
旧港保育園の解体工事	令和 3 年度	24,000
青少年交流プラザの天井等落下防止対 策工事	令和 3 年度	42,000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラ スチック製容器包装）の収集委託	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	2,107,000
資源（空きびん）の収集委託	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	2,791,000
富田工場設備更新に係る環境影響評価 事後調査	令和 3 年度	11,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
南陽工場設備更新に係る環境影響評価 事後調査	令和 3 年度 から 令和 9 年度 まで	105, 000
南陽工場の焼却設備解体工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	3, 340, 000
山田工場の解体工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	2, 532, 000
愛岐処分場浸出水処理施設の改築	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	2, 640, 000
愛岐処分場管理事務所等の解体工事	令和 3 年度	12, 000
港作業場し尿輸送管更新の実施設計	令和 3 年度	47, 000
中区役所の非常用発電機整備	令和 3 年度	341, 000
中区役所のエレベーター等更新工事	令和 3 年度	172, 000
明倫コミュニティセンターの建設	令和 3 年度	91, 000
堀田コミュニティセンターの建設	令和 3 年度	145, 000

事 項	期 間	限 度	額 千円
中根コミュニティセンターの建設	令和 3 年度		104, 000
北スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 3 年度		104, 000
北スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度		391, 000
東スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 3 年度		118, 000
東スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度		309, 000
国際センターの電気設備改修工事	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで		263, 000
国際展示場コンベンション施設整備支援業務委託	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで		9, 000
市民ギャラリー栄のエレベーター等更新工事	令和 3 年度		60, 000
金山南ビル低層棟の天井等落下防止対策工事	令和 3 年度		348, 000
金山南ビル低層棟の中央監視装置更新工事	令和 3 年度		2, 000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	令和 3 年度		307, 000

事 項	期 間	限 度	額 千円
中村文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和 3 年度		80,000
久田良木川排水機場の排水路移設工事	令和 3 年度		141,000
舗装道の補修	令和 3 年度		800,000
側溝改良	令和 3 年度		130,000
新平田橋の耐震補強	令和 3 年度		70,000
高座橋の耐震補強	令和 3 年度		81,000
日ノ出橋の補修	令和 3 年度		80,000
交通安全施設の整備	令和 3 年度		300,000
正江橋の建設	令和 3 年度		470,000
枇杷島橋の改築	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで		1,475,000
大高西部ポンプ所のポンプ設備更新工事	令和 3 年度		68,000
排水施設整備	令和 3 年度		200,000
公園照明の賃借	令和 3 年度 から 令和12年度 まで		1,297,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
船頭場公園の整備	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	985, 000
東山動植物園獣舎等の整備	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	695, 000
東山動植物園動物病院の改築	令和 3 年度	416, 000
金山南ビルの天井等落下防止対策工事	令和 3 年度	387, 000
金山南ビルの中央監視装置更新工事	令和 3 年度	3, 000
名古屋駅東側駅前広場等の再整備	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	631, 000
市営住宅の建設	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	5, 580, 000
子ども適応相談センターの空調設備改修工事	令和 3 年度	100, 000
旧教育館の解体工事	令和 3 年度	450, 000
小学校の空調設備改修工事	令和 3 年度	615, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校の空調設備改修工事	令和 3 年度	212, 000
高等特別支援学校新設の設計	令和 3 年度	50, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	9,100,000 外に利息相当額	令和2年度 から 令和5年度 まで	6,500,000 外に利息相当額
大曽根土地地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 551千円を限度として補償する。	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 499千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,373,180千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和2年度 から 令和5年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,017,784千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和22年度 まで	283,388,000 外に利息相当額	令和2年度 から 令和23年度 まで	272,271,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和21年度 まで	52,691,000	令和2年度 から 令和22年度 まで	44,225,000

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成31年第1号議決)	令和元年度 から 令和8年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,935,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和2年度 から 令和9年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,765,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	183,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	243,000			
社会福祉施設整備費	92,000			
老人福祉施設整備費	569,000			
公衆衛生施設整備費	55,000			
保健所整備費	184,000			
子ども青少年施設整備費	747,000			
環境保全施設整備費	23,000			
廃棄物処理施設整備費	2,259,000			
区役所整備費	711,000			
地域振興施設整備費	243,000			
スポーツ施設整備費	4,791,000			
産業施設整備費	151,000			
工業研究所整備費	52,000			
観光交流施設整備費	2,715,000			
文化交流施設整備費	1,010,000			
名古屋城整備費	15,000			
公共土木事業費	28,019,000			
公園緑地整備費	9,845,000			
農業振興施設整備費	273,000			
住宅建設費	3,155,000			
消防施設整備費	803,000			
野外教育センター整備費	40,000			
義務教育施設整備費	4,884,000			
高等学校整備費	266,000			
幼稚園整備費	64,000			
特別支援学校整備費	452,000			
生涯学習施設整備費	831,000			
高速道路建設資金貸付金	245,000			
高速道路事業出資金	94,000			
市立大学施設整備補助金	561,000			
市立大学施設整備資金貸付金	2,140,000			
高速度鉄道事業補助金	1,201,000			
高速度鉄道事業出資金	2,992,000			
臨時財政対策債	12,000,000			
計	81,908,000			

令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,660,074 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		178,754,357
	1 保険料	43,582,668
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	46,000
	4 県支出金	134,637,472
	5 諸収入	488,216
2 繰入金		22,905,716
	1 他会計繰入金	22,905,716
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		201,660,074

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		201,640,074
	1 事業費	201,640,074
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		201,660,074

令和 2 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,668,031 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,832,704
	1 保 険 料	29,963,272
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	869,431
2 繰 入 金		28,835,326
	1 他 会 計 繰 入 金	28,835,326
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		59,668,031

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		59,648,031
	1 事 業 費	59,648,031
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		59,668,031

令和 2 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 2 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 203,882,683 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介護保険収入		167,674,131
	1 保険料	41,195,227
	2 手数料	25,378
	3 国庫支出金	46,122,928
	4 支払基金交付金	52,266,461
	5 県支出金	28,007,020
	6 諸収入	57,117
2 繰入金		34,647,979
	1 他会計繰入金	34,647,979
3 繰越金		1,560,573
	1 繰越金	1,560,573
歳 入 合 計		203,882,683

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介護保険費		203,862,683
	1 事業費	202,302,111
	2 他会計繰出金	1,560,572
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		203,882,683

令和2年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和2年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,207,259千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		867,259
	1 事 業 収 入	867,259
2 繰 入 金		45,000
	1 他 会 計 繰 入 金	45,000
3 繰 越 金		205,000
	1 繰 越 金	205,000
4 市 債		90,000
	1 市 債	90,000
歳 入	合 計	1,207,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,207,259
	1 事 業 費	1,207,259
歳 出	合 計	1,207,259

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	90,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

令和 2 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 2 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,743,377 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,038,653
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,646,312
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	332,288
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	433,977
	6 市 債	626,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,704,724
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	437,111
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,283,386
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	876,748
	6 市 債	107,000
歳 入 合 計		7,743,377

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,038,653
	1 事 業 費	2,011,491
	2 整 備 費	634,550
	3 他 会 計 繰 出 金	1,392,512
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,704,724
	1 市 場 費	1,815,296
	2 と 畜 場 費	964,903
	3 他 会 計 繰 出 金	924,425
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,743,377

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
北部市場駐車棟の電気設備改修工事	令和 3 年度	218, 000
北部市場駐車棟及び水産棟の消火設備改修工事	令和 3 年度	34, 000
南部市場情報システムの開発	令和 3 年度	141, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成31年第 6 号議決)	令和元年度 から 令和 4 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2, 800, 000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	626, 000 107, 000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	733, 000			

令和 2 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 2 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 677,409 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,200
	1 寄 附 金	100,000
	2 諸 収 入	200
2 繰 入 金		346,209
	1 他 会 計 繰 入 金	346,209
3 市 債		231,000
	1 市 債	231,000
歳 入 合 計		677,409

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		677,409
	1 事 業 費	524,139
	2 他 会 計 繰 出 金	153,270
歳 出 合 計		677,409

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	231,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 2 年度名古屋市土地区画整理組合 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 2 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 320,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		310,000
	1 貸付金収入	310,000
2 市債		10,000
	1 市債	10,000
歳入合計		320,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		320,000
	1 事業費	20,000
	2 他会計繰出金	300,000
歳出合計		320,000

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	10,000	普通貸借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

令和 2 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 2 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,040,397 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		86,600
	1 国庫支出金	62,600
	2 諸収入	24,000
2 繰入金		861,797
	1 他会計繰入金	861,797
3 市債		92,000
	1 市債	92,000
歳入合計		1,040,397

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,040,397
	1 事業費	274,216
	2 他会計繰出金	766,181
歳出合計		1,040,397

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
鳴海駅前市街地再開発事業	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	110,000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	92,000	普通貸借又は 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和2年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和2年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,222,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		365,215
	1 使 用 料	129,409
	2 他 会 計 繰 入 金	235,806
2 公 園 整 備 事 業 収 入		857,030
	1 他 会 計 繰 入 金	383,030
	2 市 債	474,000
歳 入	合 計	1,222,245

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		365,215
	1 事 業 費	365,215
2 公 園 整 備 事 業 費		857,030
	1 事 業 費	641,600
	2 他 会 計 繰 出 金	215,430
歳 出	合 計	1,222,245

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	474,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 2 年度名古屋市基金特別会計予算

令和 2 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,187,347 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		461,106
	1 基 金 収 入	685
	2 繰 入 金	75,600
	3 基 金 積 戻 金	384,820
	4 繰 越 金	1
2 市 営 住 宅 等 管 理 運 営 等 基 金 収 入		726,936
	1 基 金 収 入	4,065
	2 繰 入 金	380,350
	3 基 金 積 戻 金	342,520
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,049
	1 基 金 収 入	48
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		30,063
	1 基 金 収 入	1,574
	2 繰 入 金	10,000
	3 基 金 積 戻 金	18,488
	4 繰 越 金	1
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金 収 入		100,122
	1 基 金 収 入	121
	2 繰 入 金	100,000
	3 繰 越 金	1
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,629
	1 基 金 収 入	938

款	項	金 額 千円
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,690
	4 繰 越 金	1
7 国際交流事業積立基金収入		7,740
	1 基 金 収 入	4,002
	2 繰 入 金	2,000
	3 基 金 積 戻 金	1,737
	4 繰 越 金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		402,669
	1 基 金 収 入	773
	2 基 金 積 戻 金	401,895
	3 繰 越 金	1
9 リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金収入		10,001
	1 基 金 収 入	10,000
	2 繰 越 金	1
10 高速度鉄道建設積立基金収入		45
	1 基 金 収 入	44
	2 繰 越 金	1
11 環境保全基金収入		61,892
	1 基 金 収 入	645
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	60,246
	4 繰 越 金	1
12 中区役所等管理基金収入		131,865
	1 基 金 収 入	820
	2 基 金 積 戻 金	131,044
	3 繰 越 金	1

款	項	金 額 千円
13 介護給付費準備基金収入		3,926,763
	1 基金収入	4,033
	2 繰入金	1,560,572
	3 基金積戻金	2,362,157
	4 繰越金	1
14 災害対策事業基金収入		2,063,821
	1 基金収入	4,811
	2 繰入金	1,000
	3 基金積戻金	2,058,009
	4 繰越金	1
15 災害救助基金収入		1,901,900
	1 基金収入	1,900
	2 繰入金	1,900,000
16 区まちづくり基金収入		35,985
	1 基金収入	38
	2 繰入金	24,000
	3 基金積戻金	11,946
	4 繰越金	1
17 子ども・親総合支援基金収入		1,335,648
	1 基金収入	1,872
	2 基金積戻金	1,333,775
	3 繰越金	1
18 アセットマネジメント基金収入		429,576
	1 基金収入	2,084
	2 繰入金	158,185
	3 基金積戻金	269,306
	4 繰越金	1

款	項	金 額 千円
19 アジア競技大会基金収入		2,001
	1 基 金 収 入	2,000
	2 繰 越 金	1
20 東山動植物園基金収入		270,071
	1 基 金 収 入	70
	2 繰 入 金	200,000
	3 基 金 積 戻 金	70,000
	4 繰 越 金	1
21 公債償還基金収入		87,689,736
	1 基 金 収 入	602,231
	2 繰 入 金	47,286,540
	3 基 金 積 戻 金	39,800,964
	4 繰 越 金	1
22 財政調整基金収入		2,543,729
	1 基 金 収 入	43,728
	2 基 金 積 戻 金	2,500,000
	3 繰 越 金	1
歳 入 合 計		102,187,347

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		461,106
	1 他 会 計 繰 出 金	385,506
	2 積 立 金	75,600
2 市営住宅等管理運営等基金		726,936
	1 他 会 計 繰 出 金	346,586
	2 積 立 金	380,350
3 名古屋城整備積立基金		5,049
	1 積 立 金	5,049
4 名古屋城本丸御殿積立基金		30,063
	1 他 会 計 繰 出 金	18,488
	2 積 立 金	11,575
5 名古屋城天守閣積立基金		100,122
	1 積 立 金	100,122
6 文化振興事業積立基金		50,629
	1 他 会 計 繰 出 金	47,629
	2 積 立 金	3,000
7 国際交流事業積立基金		7,740
	1 他 会 計 繰 出 金	5,740
	2 積 立 金	2,000
8 大規模施設整備積立基金		402,669
	1 他 会 計 繰 出 金	401,895
	2 積 立 金	774
9 リニア関連名古屋駅周辺 地区まちづくり基金		10,001
	1 積 立 金	10,001
10 高速度鉄道建設積立基金		45
	1 積 立 金	45

款	項	金 額 千円
11 環 境 保 全 基 金		61,892
	1 他 会 計 繰 出 金	60,892
	2 積 立 金	1,000
12 中 区 役 所 等 管 理 基 金		131,865
	1 他 会 計 繰 出 金	131,865
13 介 護 給 付 費 準 備 基 金		3,926,763
	1 他 会 計 繰 出 金	2,362,157
	2 積 立 金	1,564,606
14 災 害 対 策 事 業 基 金		2,063,821
	1 他 会 計 繰 出 金	2,058,009
	2 積 立 金	5,812
15 災 害 救 助 基 金		1,901,900
	1 積 立 金	1,901,900
16 区 ま ち づ く り 基 金		35,985
	1 他 会 計 繰 出 金	11,946
	2 積 立 金	24,039
17 子 ども ・ 親 総 合 支 援 基 金		1,335,648
	1 他 会 計 繰 出 金	1,333,775
	2 積 立 金	1,873
18 アセットマネジメント基金		429,576
	1 他 会 計 繰 出 金	269,306
	2 積 立 金	160,270
19 ア ジ ア 競 技 大 会 基 金		2,001
	1 積 立 金	2,001
20 東 山 動 植 物 園 基 金		270,071
	1 他 会 計 繰 出 金	70,000
	2 積 立 金	200,071

款	項	金 額 千円
21 公 債 償 還 基 金		87,689,736
	1 他 会 計 繰 出 金	39,800,964
	2 積 立 金	47,888,772
22 財 政 調 整 基 金		2,543,729
	1 他 会 計 繰 出 金	2,500,000
	2 積 立 金	43,729
歳 出	合 計	102,187,347

令和 2 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 2 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,500,789 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		7,973,957
	1 繰 入 金	437,959
	2 振 替 収 入	6,707,998
	3 市 債	828,000
2 都市開発用地取得資金収入		4,526,831
	1 繰 入 金	512,965
	2 振 替 収 入	3,313,866
	3 市 債	700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		12,500,789

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		7,973,758
	1 取 得 費	831,221
	2 他 会 計 繰 出 金	7,142,537
2 都市開発用地取得費		4,526,831
	1 取 得 費	703,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,823,831
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		12,500,789

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	828,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,528,000			

令和 2 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 2 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 452,606,905 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		198,973,000
	1 公 債	198,973,000
2 繰 入 金		253,603,903
	1 他 会 計 繰 入 金	253,603,903
3 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		452,606,905

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		127,953,000
	1 起 債 額 繰 出	127,953,000
2 公 債 費		324,653,905
	1 公 債 償 還 金	276,582,505
	2 公 債 事 務 費	784,860
	3 他 会 計 繰 出 金	47,286,540
歳 出 合 計		452,606,905

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	71,020,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和 2 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	155,125 人 (1 日 425 人)	216,513 人 (1 日 891 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	286,740 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	67,525 人 (1 日 185 人)	79,380 人 (1 日 270 人)
計	386,900 人 (1 日 1,060 人)	582,633 人 (1 日 2,341 人)

(2) 主要な建設改良事業 西部医療センター天井等落下防止対策工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、東部医療センター旧棟取り壊し工事費 289,844 千円の財源の一部にあてるため、企業債 289,000 千円を借り入れる。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	16,811,130
第 1 項	医 業 収 益	14,767,378
第 2 項	医 業 外 収 益	2,042,752
第 3 項	特 別 利 益	1,000
第 2 款	西部医療センター収益	20,346,617
第 1 項	医 業 収 益	17,311,804
第 2 項	医 業 外 収 益	3,025,018

第 3 項	特 別 利 益	9,795
		千円
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	347,714
第 1 項	医 業 収 益	10,572
第 2 項	医 業 外 収 益	336,142
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	37,505,461

支 出

千円

第 1 款	東 部 医 療 セ ン タ ー 費	18,486,844
第 1 項	医 業 費 用	17,956,234
第 2 項	医 業 外 費 用	235,766
第 3 項	特 別 損 失	294,844
第 2 款	西 部 医 療 セ ン タ ー 費	20,216,276
第 1 項	医 業 費 用	19,826,055
第 2 項	医 業 外 費 用	384,221
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	460,790
第 1 項	医 業 費 用	447,068
第 2 項	医 業 外 費 用	12,722
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	39,164,910

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,818,173 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	491,143
		千円
第 1 項	企 業 債	198,000
第 2 項	一般会計補助金	285,821
第 3 項	基 金 収 入	2
第 4 項	基 金 繰 入 金	1,320
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	6,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	1,375,270
第 1 項	企 業 債	523,000
第 2 項	一般会計補助金	837,236
第 3 項	国 庫 補 助 金	1,656
第 4 項	基 金 収 入	4
第 5 項	基 金 繰 入 金	1,000
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	12,374
第 3 款	緑市民病院資本収入	188,412
第 1 項	企 業 債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	88,412
収 入 合 計		2,054,825

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	763,400
第 1 項	建 設 改 良 費	278,164
第 2 項	償 還 金	451,234
第 3 項	投 資	34,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2,858,495
第 1 項	建 設 改 良 費	920,536
第 2 項	償 還 金	1,900,955
第 3 項	投 資	37,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	251,103
第 1 項	建 設 改 良 費	100,000

第 2 項 債 還 金	151,103
支 出 合 計	3,872,998

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター旧棟取り壊し等工事	令和 3 年度から令和 4 年度まで	1,718,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費及び東部医療センター旧棟取り壊し工事費にあてるため	
限 度 額	1,110,000 千円	
	病 院 事 業 整 備 費	821,000 千円
	東部医療センター旧棟取り壊し工事費	289,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の
流用

(他会計からの負担金)

第9条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあて
るため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、940,936千円、81,199千
円、11,600千円及び63,232千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受け
る金額は、3,700,440千円及び1,211,469千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	磁気共鳴断層診断装置	1 台
		注射薬自動払出装置	1 台

令和2年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 277,765,000 立方メートル
(1日 761,000 立方メートル)
給水戸数 1,341,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	51,788,562
第1項	営業収益	50,556,932
第2項	営業外収益	1,221,630
第3項	特別利益	10,000

支 出

千円

第1款	水道経営費	51,618,562
第1項	営業費用	44,619,249
第2項	営業外費用	6,939,313
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,314,806千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,822,360
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	114,000
第3項	県補助金	113,138
第4項	他会計貸付金返還金	136,278
第5項	基金収入	2,375
第6項	基金繰入金	20,000
第7項	その他資本収入	1,936,569

支 出		千円
第1款	資本的支出	28,137,166
第1項	建設改良費	21,512,681
第2項	償還金	6,622,110
第3項	投資	2,375

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	令和3年度から令和4年度まで	8,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,700,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、53,301 千円、111,934 千円及び 66,793 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、114,000 千円である。

令和2年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,396,500 立方メートル
(1日 64,100 立方メートル)
事業所数 115 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,057,385
第1項	営業収益	932,559
第2項	営業外収益	124,326
第3項	特別利益	500

支 出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,047,385
第1項	営業費用	959,972
第2項	営業外費用	85,913
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 520,074 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,126
第1項	出 資 金	2,126
第2項	その他資本収入	11,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	533,200
第1項	建設改良費	396,922
第2項	他会計借入金返還金	136,278

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	令和3年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,126 千円である。

令和2年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,112 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間441,650,000 立方メートル
(1日 1,210,000 立方メートル)
水洗便所の改造 700 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	77,617,896
第1項	営業収益	70,676,120
第2項	営業外収益	6,936,776
第3項	特別利益	5,000
支 出		千円
第1款	下水道経営費	76,191,896
第1項	営業費用	67,060,668
第2項	営業外費用	9,091,228
第3項	特別損失	30,000

第 4 項 予 備 費 10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 39,080,195 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 4,255 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	37,330,844
第 1 項 企 業 債	25,000,000
第 2 項 国 庫 補 助 金	11,001,250
第 3 項 そ の 他 資 本 収 入	1,309,379
第 4 項 水洗便所改造資金貸付事業収入	20,215

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	76,406,784
第 1 項 建 設 改 良 費	49,318,893
第 2 項 償 還 金	27,071,931
第 3 項 水洗便所改造資金貸付事業費	15,960

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	令和 3 年度から令和 6 年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限 度 額 25,009,000 千円

下 水 道 事 業 建 設 費 25,000,000 千円

水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金 9,000 千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び
地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において
は、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元
金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、
財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還
又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融
資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措
置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会
計からこの会計へ負担する金額は、30,531,810 千円、3,583,208 千円、97,207
千円、94,825 千円、30,000 千円、24,000 千円及び 67,647 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受
ける金額は、2,625 千円である。

令和2年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 908 両
運 転 キ ロ 年間 36,281,000 キロメートル
(1日 99,400 キロメートル)
乗 車 人 員 年間 130,962,000 人
(1日 358,800 人)
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	27,110,049
第1項	営 業 収 益	22,691,810
第2項	営 業 外 収 益	4,418,239

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,950,359
第1項	営 業 費 用	26,118,037
第2項	営 業 外 費 用	440,843
第3項	特 別 損 失	381,479
第4項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,314,329千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	1,875,904
第1項	企業債	1,566,000
第2項	出資金	300,000
第3項	その他資本収入	9,904
支 出		千円
第1款	資本的支出	4,190,233
第1項	建設改良費	1,617,146
第2項	企業債償還金	1,363,087
第3項	借入金返還金	1,200,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
運行総合情報システムの改修	令和3年度	490,000千円
マナカ情報中継システムの改修	令和3年度	16,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

限 度 額	1,566,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、124,075千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,144,903千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,404,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、410,657千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

154,303 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、300,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,100,000 千円と定める。

令和2年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 680両(117編成)
 運転キロ年間 69,240,500キロメートル
 (1日 189,700キロメートル)
 乗車人員年間 501,400,500人
 (1日 1,373,700人)
- (2) 主要な建設改良事業 車両購入及び駅施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	102,100,358
第1項	営業収益	93,864,085
第2項	営業外収益	8,236,273

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	86,617,657
第1項	営業費用	75,567,367
第2項	営業外費用	10,704,491
第3項	特別損失	335,799
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,617,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 36,981,380 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	18,942,031
第1項	企業債	11,702,000
第2項	出資金	2,992,000
第3項	貸付金返還金	600,000
第4項	一般会計補助金	2,224,175
第5項	国庫補助金	1,094,561
第6項	県補助金	30,000
第7項	その他資本収入	299,295

支 出		千円
第1款	資本的支出	54,306,411
第1項	建設改良費	15,883,053
第2項	企業債償還金	38,113,358
第3項	出資金	300,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和3年度から令和5年度まで	10,000,000 千円
マナカ情報中継システムの改修	令和3年度	109,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限 度 額	11,702,000 千円		
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	10,085,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	1,617,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、210,359 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,350,000 千円及び 75,638 千円で

ある。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、838,002 千円である。
- 3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,379,038 千円である。

（他会計からの出資金）

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,992,000 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

名古屋市告示第 186号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・2・42号大津町線に 係る図書	平成 9年 5月28日から 令和 3年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 2年 3月25日から令和 3年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第187号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年3月17日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和2年3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第7号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正		前		補 正		後	
	期 間	限 度	額 千円	期 間	限 度	額 千円		
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助 (令和 2 年第80号議決)	令和2年度		1, 103, 000	令和2年度		1, 454, 000		

名古屋市告示第188号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和2年3月26日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	上志段味第104号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原112番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原183番地先まで	0.339	6.65 ～ 7.00	第 1 図 附 図
	2	上志段味第105号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原126番の15地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川186番地先まで	0.287	6.00	
	3	上志段味第106号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原126番の9地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原185番地先まで	0.227	6.00	

4	上志段味第107号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原190番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰388番地先まで	0.016	6.00
5	上志段味第108号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原162番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原190番の2地先まで	0.166	6.00
6	上志段味第109号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原203番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原198番地先まで	0.104	6.00
7	上志段味第110号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚222番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚222番の2地先まで	0.035	12.00
8	上志段味第111号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰374番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰377番地先まで	0.039	6.00
9	上志段味第112号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東469番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字海東467番の1地先まで	0.033	12.00
10	上志段味第113号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の4地先から 名古屋市守山区大字上志段味字川原132番の3地先まで	0.247	10.00
11	上志段味第114号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の11地先から 名古屋市守山区大字上志段味字川原137番の1地先まで	0.214	7.00
12	上志段味第115号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の18地先から 名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚224番地先まで	0.273	12.00

13	上志段味第116号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の18地先まで	0.142	11.00
14	上志段味第117号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原132番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚216番地先まで	0.212	12.00
15	上志段味線第3号	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚222番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根540番の2地先まで	0.406	23.00 ～ 26.00
16	上志段味第118号線	名古屋市守山区大字上志段味字川原112番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚208番地先まで	0.240	6.00
17	上志段味第119号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原171番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原172番の1地先まで	0.028	6.00
18	上志段味第120号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原172番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原171番の11地先まで	0.030	6.00
19	上志段味第121号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原171番の11地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原201番地先まで	0.030	6.00
20	上志段味第122号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原201番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原201番の3地先まで	0.030	6.00
21	上志段味第123号線	名古屋市守山区大字上志段味字細川原201番の4地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰386番地先まで	0.059	6.00

22	上志段味第124号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東400番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字細川原198番地先まで	0.163	6.00
23	上志段味第125号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前581番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根前604番の4地先まで	0.238	6.00
24	上志段味第126号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1506番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1494番地先まで	0.072	6.00
25	上志段味第127号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字前山1384番地先まで	0.256	6.00
26	上志段味第128号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番の5地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1525番地先まで	0.098	6.00
27	上志段味第129号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1527番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1480番の3地先まで	0.086	6.00
28	上志段味第130号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1478番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字前山1417番地先まで	0.118	6.00
29	上志段味第131号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1482番の1地先まで	0.256	12.00
30	上志段味第132号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1611番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1626番の4地先まで	0.135	6.00

31	上志段味第133号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1573番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1637番地先まで	0.226	6.00
32	上志段味第134号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1611番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1643番の1地先まで	0.143	6.00
33	上志段味第135号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1643番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1640番の3地先まで	0.037	9.00
34	上志段味第136号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前581番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1573番地先まで	0.159	6.00
35	上志段味第137号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1564番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1595番地先まで	0.072	6.00
36	上志段味第138号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前589番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1548番地先まで	0.115	6.00
37	上志段味第139号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前594番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1533番地先まで	0.144	6.00
38	上志段味第140号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1533番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1541番地先まで	0.045	6.00
39	上志段味第141号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1487番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1643番の1地先まで	0.146	6.00

40	上志段味第142号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1477番地先まで	0.073	6.00	第 2 附 図
41	上志段味第143号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山1414番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字前山1389番地先まで	0.093	9.00	
1	大高瀬木南第1号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先から 名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先まで	0.038	6.50	
2	大高瀬木南第2号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先から 名古屋市緑区大高町字洞之腰43番地先まで	0.260	6.00 ～ 6.03	
3	大高瀬木南第3号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の2地先から 名古屋市緑区大高町字洞之腰11番の1地先まで	0.281	6.00	
4	大高瀬木南第4号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷10番の2地先から 名古屋市緑区大高町字北炭焼20番の1地先まで	0.075	6.00	
5	大高瀬木南第5号線	名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の2地先から 名古屋市緑区大高町字下西峡37番の2地先まで	0.047	6.00 ～ 6.01	
6	大高瀬木南第6号線	名古屋市緑区大高町字下西峡39番の1地先から 名古屋市緑区大高町字下西峡40番の1地先まで	0.029	6.00	
7	大高瀬木南第7号線	名古屋市緑区大高町字洞之腰29番の2地先から 名古屋市緑区大高町字銭瓶谷4番地先まで	0.020	6.00	

8	大高洞之腰第1号線	名古屋市緑区大高町字洞之腰3番の1地先から 名古屋市緑区大高町字洞之腰3番の1地先まで	0.019	平均 3.60	第3図 附
1	岩塚一里山第1号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の21地先から 名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の36地先まで	0.143	6.00	
2	岩塚一里山第2号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の93地先から 名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の39地先まで	0.103	6.00	
3	岩塚一里山第3号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の93地先から 名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の105地先まで	0.181	6.00	
4	岩塚一里山第4号線	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の37地先から 名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の39地先まで	0.036	6.00	
1	高針台二丁目第1号線	名古屋市名東区高針台二丁目1201番の5地先から 名古屋市名東区高針台二丁目1203番地先まで	0.045	6.00	第4図 附

2 路線の認定及び道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	42	上志段味自転車歩行者道第5号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1467番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先まで	0.048	6.00	第1図 附

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
ア	吉田線	起点 名古屋市緑区大高町字洞之腰43番地先 終点 名古屋市緑区大高町字銭瓶谷51番の2地先	第 5 附 図
ア	瀬古高見3号線	起点 名古屋市守山区瀬古東一丁目534番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東一丁目535番地先	第 6 附 図
ア	巻山線	起点 名古屋市緑区桶狭間巻山2039番地先 終点 名古屋市緑区桶狭間巻山2034番地先	第 7 附 図

4 路線の廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
1	吉田線支線第5号	起点 名古屋市緑区大高町字南休8番の1地先 終点 名古屋市緑区大高町字南休1番の3地先	第 5 附 図
1	吉田線支線第4号	起点 名古屋市緑区大高町字柿木峽6番の1地先 終点 名古屋市緑区大高町字南休11番の1地先	

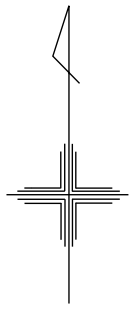
5 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	茨谷線	名古屋市緑区大高町字柿木峽15番の1地先から	前	0.003	2.02 ～ 2.09	第 2 附 図
			名古屋市緑区大高町字柿木峽15番の1地先まで	後	0.004	2.02 ～ 3.95	
	A	城前線第16号	名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の30地先から	前	0.006	5.87 ～ 6.00	第 3 附 図
			名古屋市中村区岩塚町字一里山1番の29地先まで	後	0.006	6.00	

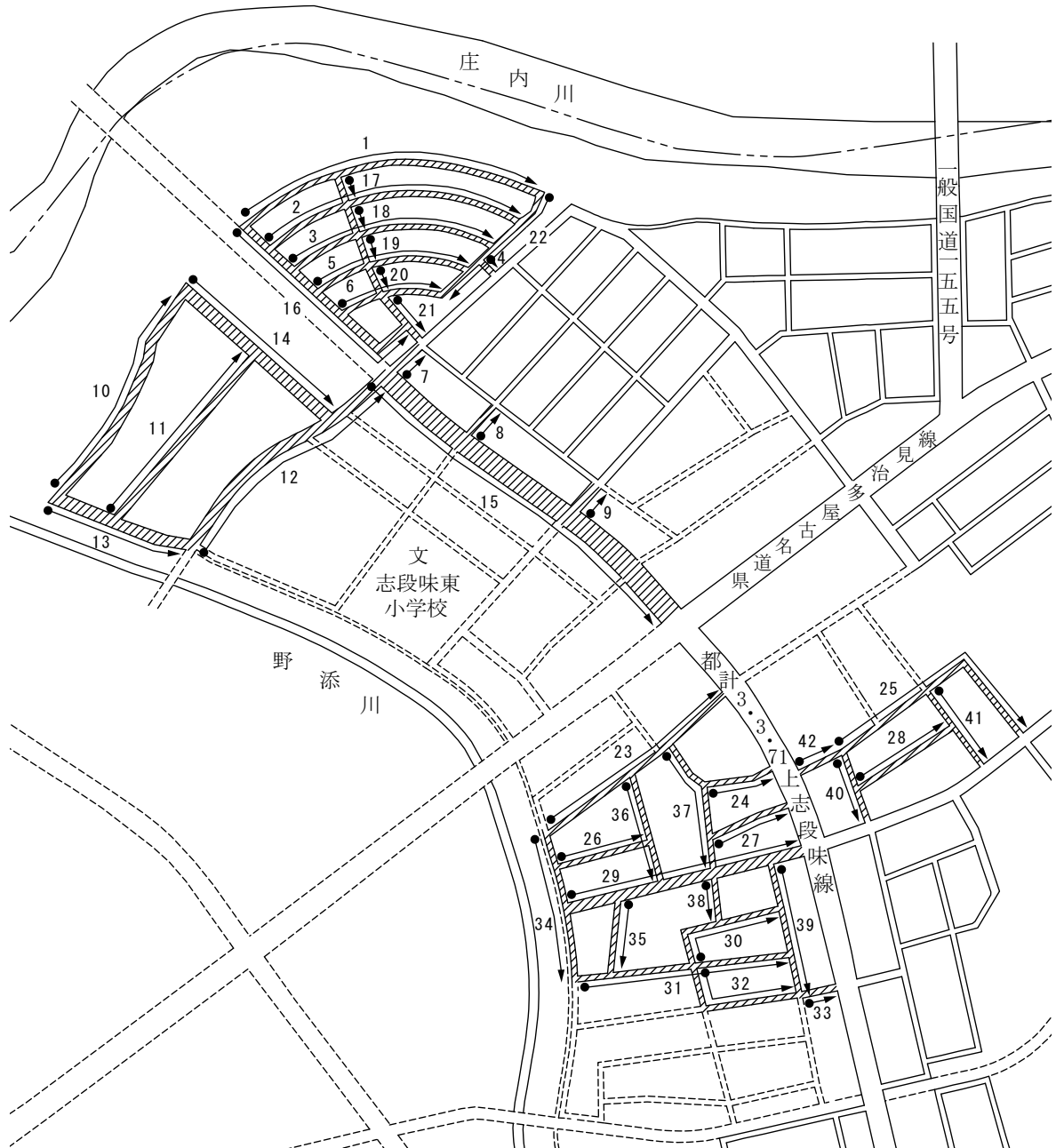
	B	岩塚南部第31号線	名古屋市中村区岩塚町字一里 山1番の23地先から	前	0.001	6.50	隔切りの拡幅
			名古屋市中村区岩塚町字一里 山1番の23地先まで	後	0.001	6.50	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

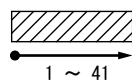
第1 附図



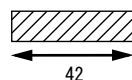
春日井市



凡 例

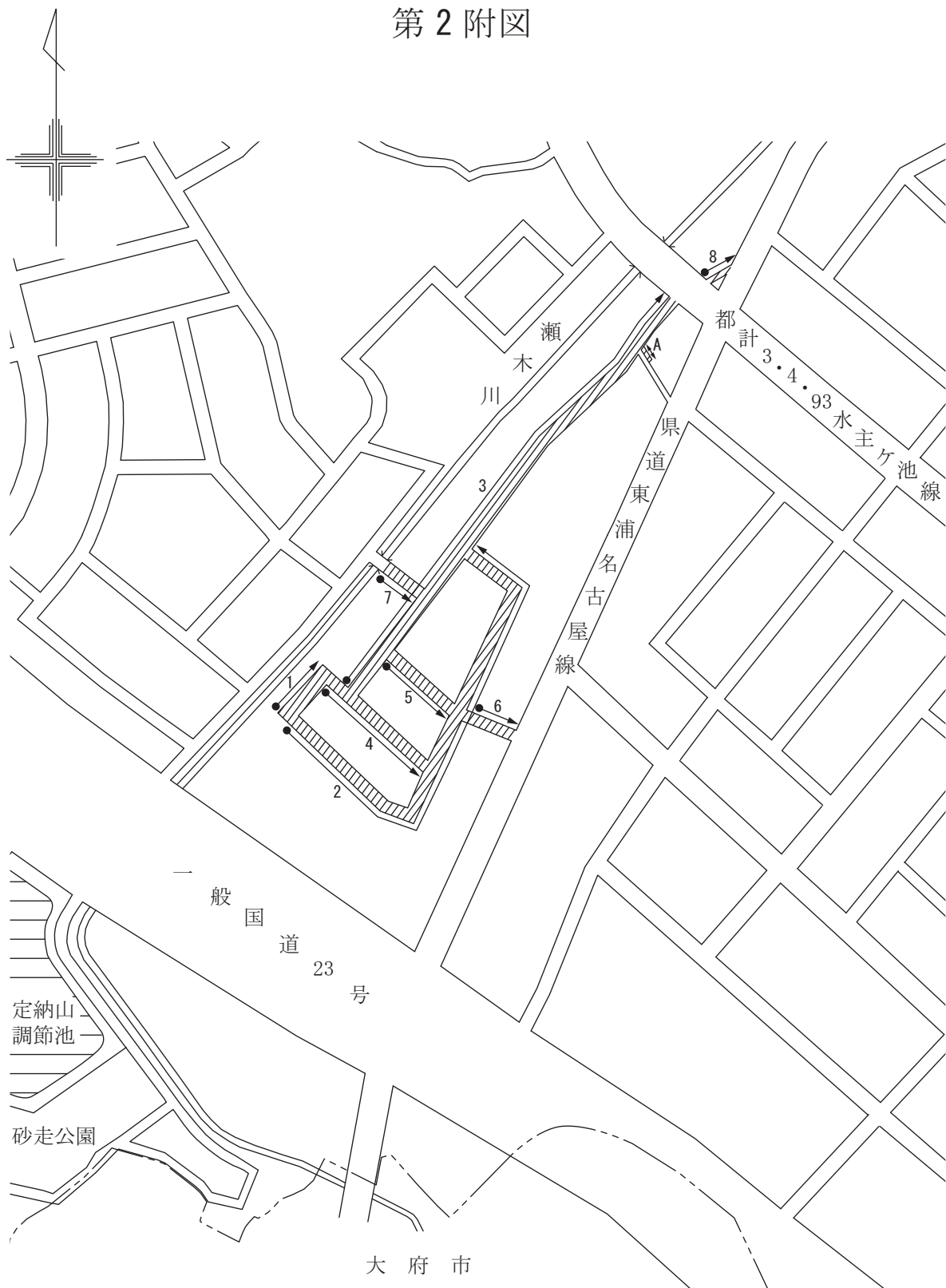


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

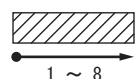
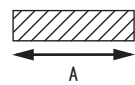


市道に認定し道路の区域を
決定する部分

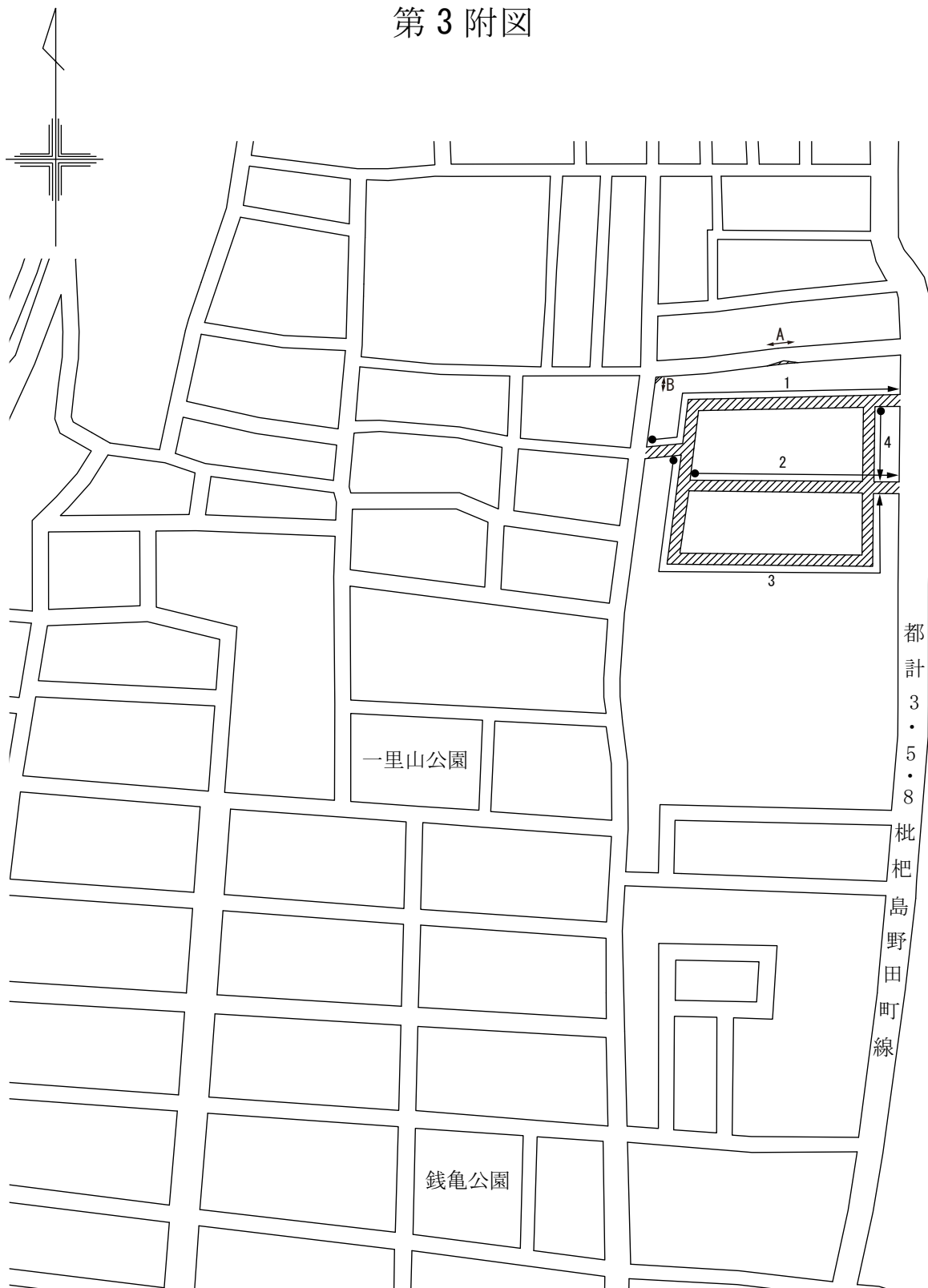
第 2 附図



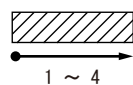
凡 例

- 
 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 
 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

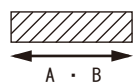
第3 附図



凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

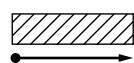


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第4 附図

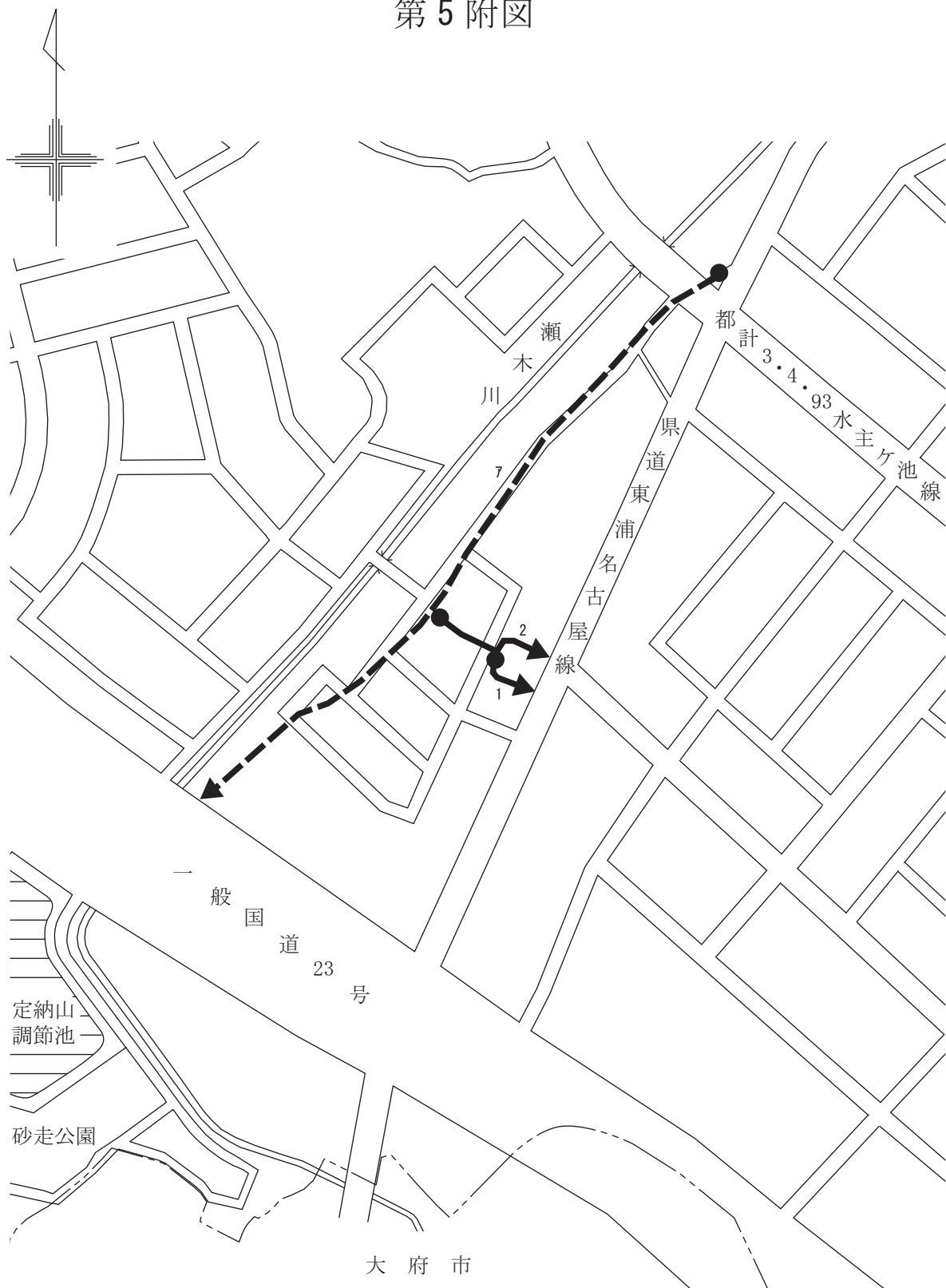


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 5 附図



凡 例

- ---> 一部廃止し供用廃止する部分
- ——> 廃止する路線

第 6 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第7 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

名古屋市告示第189号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和2年3月26日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	上志段味自転車歩行者道第5号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1467番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地先まで	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

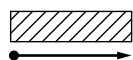


附 図

春日井市



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 190号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
近藤医院	名古屋市東区出来町一丁目10番27号	令和 2年 1月 1日
やまかわこどもク リニック	名古屋市西区八筋町 158番地の 1	令和 2年 2月 1日
こんどう女性クリ ニック	名古屋市中区新栄一丁目 3番	令和 2年 3月 2日
田中外科	名古屋市港区入場一丁目 123番地	令和 2年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
安部歯科医院	名古屋市東区大曾根二丁目 605番	令和 2年 2月 1日
伊藤歯科クリニック	名古屋市西区赤城町 7番地	令和 2年 1月 1日
医療法人SDCしだみ歯科	名古屋市守山区大字上志段味字山の田1029番地の 4	令和元年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
阪神調剤薬局池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	令和 2年 2月 1日
阪神調剤薬局名古屋通信前店	名古屋市東区泉二丁目 2番30号	令和 2年 2月 1日
福ふく調剤薬局石川橋店	名古屋市昭和区菊園町 3丁目20番地	令和 2年 2月 1日
阪神調剤薬局尾頭橋店	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番23号	令和 2年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション和快	名古屋市中村区宿跡町 3丁目36番地	令和 2年 3月 1日
愛恩訪問看護ステーション極楽	名古屋市名東区極楽四丁目 904番地	令和 2年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 191号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	大高はなえみクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区大高台三丁目 508番地
	新	名古屋市緑区大高台三丁目 805番地
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	あいだ小児矯正歯科	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目 7番地
	新	名古屋市昭和区川原通 8丁目15番地
変 更 年 月 日	令和元年12月13日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 192号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
近藤医院	名古屋市東区出来町一丁目10番27号	令和 2年 1月 1日
やまかわこどもク リニック	名古屋市西区八筋町 158番地の 1	令和 2年 2月 1日
小栗内科胃腸科	名古屋市中区金山一丁目12番14号	令和元年12月29日
村瀬内科クリニッ ク	名古屋市熱田区二番二丁目25番46号	令和 2年 4月 1日
服部整形外科クリ ニック	名古屋市熱田区一番二丁目 9番19号	令和 2年 3月20日

すずき内科クリニック	名古屋市中川区外新町 2丁目45番地	令和 2年 2月21日
糖尿病・甲状腺春田駅前うめだクリニック	名古屋市中川区春田三丁目73番地	令和 2年 2月 1日
田中外科	名古屋市港区入場一丁目 123番地	令和 2年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
安部歯科医院	名古屋市東区大曾根二丁目 605番	令和 2年 2月 1日
伊藤歯科クリニック	名古屋市西区赤城町 7番地	令和 2年 1月 1日
しだみ歯科	名古屋市守山区大字上志段味字山の田1029番地の 4	令和元年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
フラワー薬局金山店	名古屋市中区金山四丁目 6番19号	令和 2年 3月 1日
そよ風薬局瀬古店	名古屋市守山区瀬古一丁目 720番地の 2	令和 2年 3月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

ひかり訪問看護ステーション	名古屋市北区如来町 113番地	令和 2年 4月 1日
訪問看護ステーション和快	名古屋市西区江向町 3丁目 7番地	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 193号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
みのデンタルクリ ニック	名古屋市北区田幡二丁目12番 7号	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 194号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
糖尿病・甲状腺春 田駅前うめだクリ ニック	名古屋市中川区春田三丁目73番地	令和 2年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋みなみ歯科 ・矯正歯科	名古屋市南区忠次一丁目 2番 9号	令和 2年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 195号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	朝日医院	
所 在 地	旧	名古屋市中川区尾頭橋三丁目14番20号
	新	名古屋市中川区尾頭橋三丁目16番 6号
変 更 年 月 日	令和 2年 3月18日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 196号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
トータルサポート クリニック栄生	名古屋市中村区栄生町11番 9号	令和 2年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 197号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
なかむら眼科	名古屋市名東区社口一丁目 410番地	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 198号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
G A R O鍼灸マッ サージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番 地の 1	令和 2年 1月27日
平野 順也		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 2月 1日
石川 豊		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 199号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
さくらリバース治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 1月24日
石川 豊		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		

大橋接骨院	名古屋市北区八代町 1丁目74番地の 2	令和元年12月28日
大橋 保明		
菅沼接骨院	名古屋市天白区一つ山 1丁目17番地の 1	令和 2年 1月31日
菅沼 英明		
石井ほねつぎ	名古屋市南区内田橋一丁目21番11号	令和 2年 3月31日
石井 文章		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 200号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

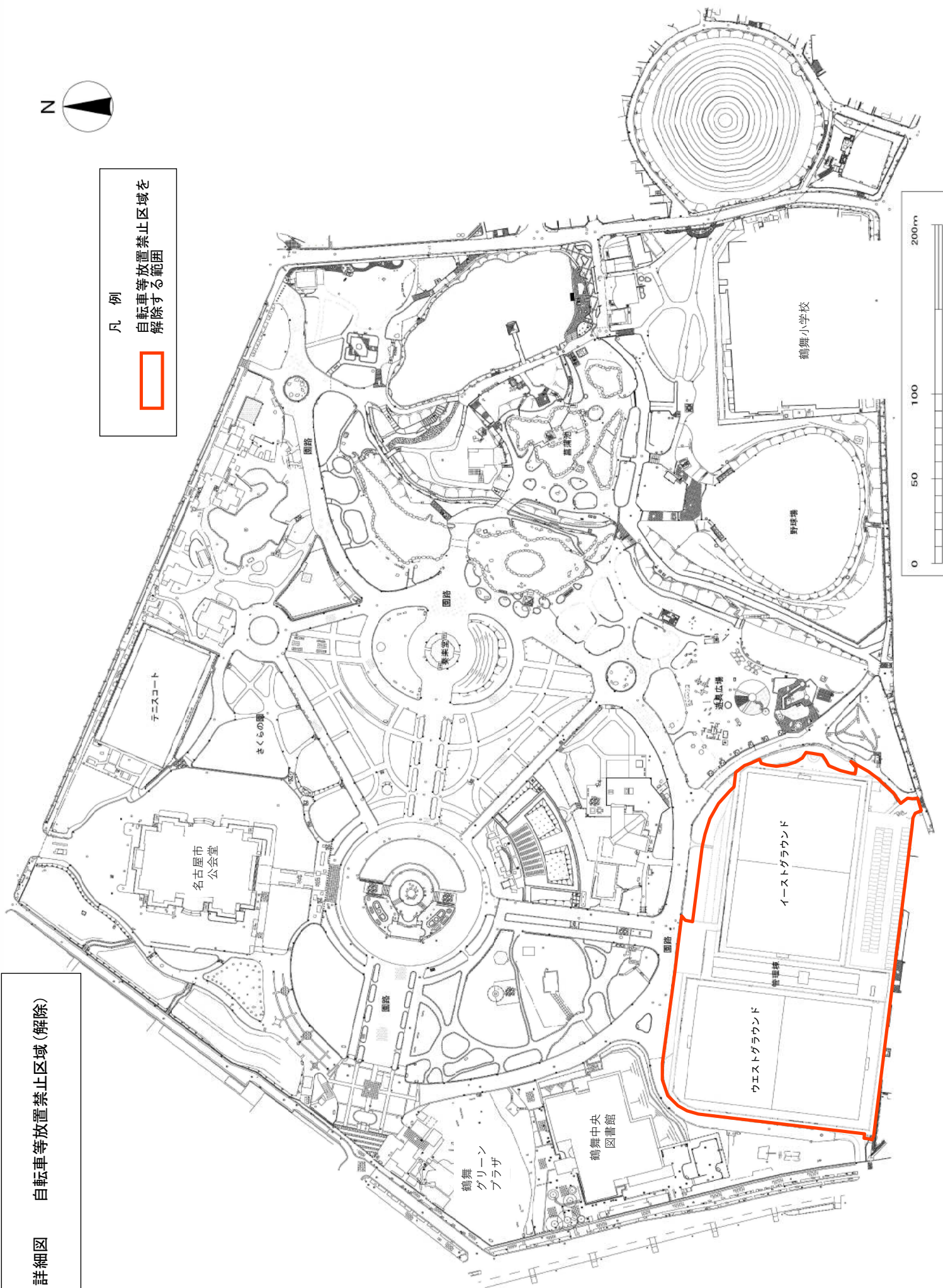
自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和 2年 4月 1日	鶴舞駅周辺自転車等放置禁止区域	鶴舞公園多目的グラウンド	別図のとおり

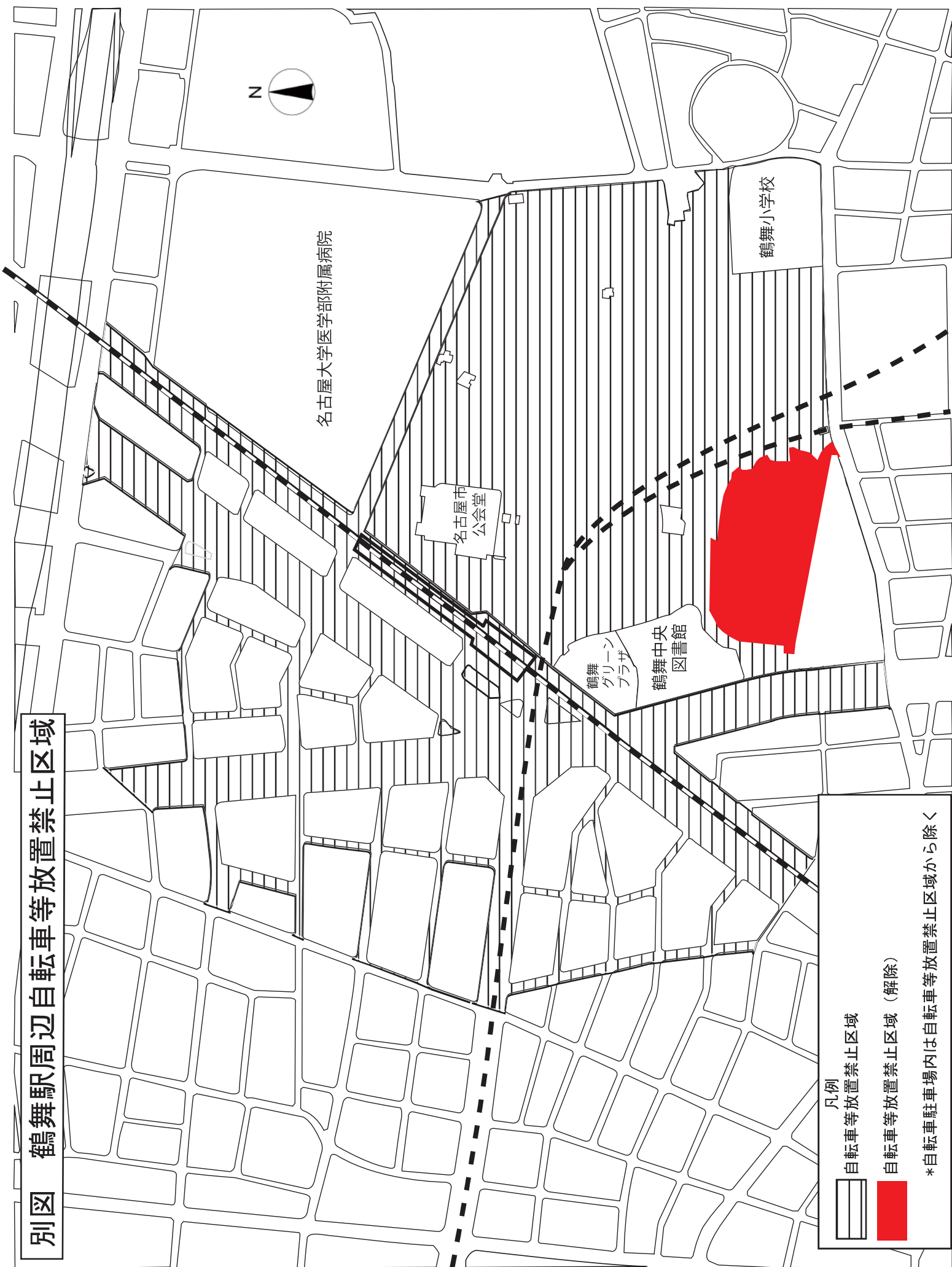
名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

凡 例

自転車等放置禁止区域を
解除する範囲



別図 鶴舞駅周辺自転車等放置禁止区域



名古屋市告示第201号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人メイク・ ア・ウィッシュオブ ジャパン	東京都千代田区一番町 10番地の10	令和2年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 202号

市民緑地の管理期間の変更について

平成27年名古屋市告示第 736号の一部を次のように変更します。

令和 2年 3月26日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成22年 3月31日から平成32年 3月31日まで」を「平成22年 3月31日から令和 7年 3月31日まで」に変更します。

6 関係図面の縦覧期間及び縦覧できる時間帯中「平成22年 7月26日から平成32年 3月31日まで」を「平成22年 7月26日から令和 7年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 203号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 2年 4月 3日（金）から同月12日（日）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 204号

名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所します。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する期日

令和 2年 4月 6日（月）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 205号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、令和 2年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	4月 1日から当分の間、開場しません。
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日は、午前10時から午後 6時30分まで 12月29日から同月31日までは午前 9時30分から午後 7時まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	4月 1日から当分の間、開場しません。
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分から午後 6時まで

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は 4月 1日から 当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時 まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は 4月 1日から 当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時 30分まで

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月27日を除きます。）並 びに 5月 6日、 7月23日、 8月14日、 同月15日、 1月 1日、同月 2日及び 同月 4日
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日並びに 5月 4日から同月 6日 まで、 7月23日、 8月10日、同月14 日、同月15日、 9月21日、同月22日、 11月23日、 1月 1日、同月 2日、同 月 4日及び同月11日
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日並びに 5月 4日、同月 5日、 8月13日から同月15日まで、 1月 1 日及び同月 2日まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	日曜日（一部専門店は月曜日、火曜 日又は水曜日（12月27日から同月30 日までは除きます。））並びに 8月 13日から同月15日まで、 1月 1日、 同月 2日及び同月 4日

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 206号

防火管理に関する講習及び防災管理に関する講習に係る手数料の
収納事務の委託

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項に規定する防火管理に関する講習及び同令第47条第 1項に規定する防災管理に関する講習に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都港区虎ノ門二丁目 9番16号
一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 門山 泰明

2 収納を委託した手数料

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39条）第 2条
第 1項第30号から第36号までに規定する講習に係る手数料

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市選挙管理委員会告示第 2 号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 7 日執行の名古屋市議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊神 邦彦	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 12 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	伊神 邦彦			期間 平成 31 年 4 月 21 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	270,000 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	家 屋 費	105,000 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政治団体	600,000 円	(選挙事務所費	100,000 円)
名古屋政経研究会	政治団体	700,000 円	(集会会場費	5,000 円)
			通 信 費	100,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,319,600 円
			広 告 費	602,262 円
			文 具 費	19,928 円
			食 糧 費	67,444 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	293,287 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		615,521 円		
今 回 計		1,965,521 円	今 回 計	2,777,521 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,965,521 円	総 計	2,777,521 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	752,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 亮人	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 1 月 22 日から
出納責任者氏名	河邊 昭敏			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 22 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
立憲民主党愛知県連	政党	1,200,000 円	家 屋 費	745,200 円
池田三千代	団体職員	50,000 円	（選挙事務所費	745,200 円）
齋藤精一	無職	300,000 円	（集会会場費	0 円）
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	通 信 費	43,364 円
アピール21清瀧	政治団体	100,000 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	503,204 円
			広 告 費	1,500,887 円
			文 具 費	11,079 円
			食 糧 費	134,134 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	149,781 円
その他の寄附	5 件	43,800 円		
その他の収入		1,350,000 円		
今 回 計		3,093,800 円	今 回 計	3,087,649 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,093,800 円	総 計	3,087,649 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	335,124 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井 健太朗	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 20 日から
出納責任者氏名	武田 節			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	526,400 円
日本共産党名古屋千種・ 名東・守山地区委員会	政党	698,185 円	家 屋 費	65,000 円
伊藤洋子	無職	36,000 円	（選挙事務所費	50,000 円）
藤森美代子	無職	36,000 円	（集合会場費	15,000 円）
太田稔	無職	72,000 円	通 信 費	20,000 円
山口茂樹	無職	72,000 円	交 通 費	0 円
武田尚代	無職	36,000 円	印 刷 費	636,660 円
永福伸	無職	72,000 円	広 告 費	170,052 円
			文 具 費	12,188 円
			食 糧 費	31,318 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	12,147 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,022,185 円	今 回 計	1,473,765 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,022,185 円	総 計	1,473,765 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	391,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田邊 雄一	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 1 日から
出納責任者氏名	戸田 満			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第2総支部 政党支部		804,624 円	家 屋 費	465,562 円
			(選挙事務所費	465,562 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	8,600 円
			印 刷 費	759,240 円
			広 告 費	488,868 円
			文 具 費	21,245 円
			食 糧 費	230,073 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	94,261 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,646,124 円	今 回 計	2,067,849 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,646,124 円	総 計	2,067,849 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	430,920 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田邊 雄一	所属党派	公明党	令和 元年 5 月 8 日から
出納責任者氏名	戸田 満			期間 第 2 回分
				令和 元年 5 月 9 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第2総支部 政党支部		31,549 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	32,049 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		31,549 円	今 回 計	32,049 円
前 回 計		1,646,124 円	前 回 計	2,067,849 円
総 計		1,677,673 円	総 計	2,099,898 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	430,920 円

報告書受理年月日	令和元年5月15日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	手塚 将之	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 8 日から
出納責任者氏名	手塚 安祐美			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 11 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	地域政党	300,000 円	家 屋 費	150,000 円
			(選挙事務所費	150,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	17,600 円
			印 刷 費	665,470 円
			広 告 費	308,578 円
			文 具 費	540 円
			食 糧 費	1,539 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	72,374 円
その他の寄附	1 件	9,000 円		
その他の収入		360,301 円		
今 回 計		669,301 円	今 回 計	1,216,101 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		669,301 円	総 計	1,216,101 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	490,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 昌弘	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 25 日から
出納責任者氏名	牧野 里美			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	270,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	216,314 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	(選挙事務所費	216,314 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	13,179 円
			交 通 費	24,220 円
			印 刷 費	955,076 円
			広 告 費	335,556 円
			文 具 費	29,304 円
			食 糧 費	46,684 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	23,048 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,650,000 円	今 回 計	1,913,381 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,650,000 円	総 計	1,913,381 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	662,256 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（千種区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,585,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 昌弘	所属党派	国民民主党	令和 元年 5 月 16 日から
出納責任者氏名	牧野 里美			期間 第 2 回分
				令和 元年 5 月 21 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	166,702 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	15,255 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	181,957 円
前 回 計		1,650,000 円	前 回 計	1,913,381 円
総 計		1,650,000 円	総 計	2,095,338 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	662,256 円

報告書受理年月日	令和元年5月21日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	國政 直記	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 27 日から
出納責任者氏名	道家 悠希			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	145,500 円
立憲民主党愛知県連合	政党	1,200,000 円	家 屋 費	0 円
田中里佳	市会議員	100,000 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	574,560 円
			広 告 費	15,816 円
			文 具 費	19,418 円
			食 糧 費	44,671 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,540 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,300,000 円	今 回 計	805,505 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,300,000 円	総 計	805,505 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	518,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	國政 直記	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 18 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	道家 悠希			令和 元年 5 月 31 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	187,751 円
			(選挙事務所費	133,211 円)
			(集合会場費	54,540 円)
			通 信 費	249,391 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	290,520 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	727,662 円
前 回 計		1,300,000 円	前 回 計	805,505 円
総 計		1,300,000 円	総 計	1,533,167 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	518,400 円

報告書受理年月日	令和元年6月4日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	國政 直記	所属党派	立憲民主党	令和 元年 6 月 1 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	道家 悠希			期間 令和 元年 6 月 11 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	21,600 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	48,453 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	70,053 円
前 回 計		1,300,000 円	前 回 計	1,533,167 円
総 計		1,300,000 円	総 計	1,603,220 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	518,400 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年8月2日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 夕子	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 12 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	佐藤 重幸			平成 31 年 4 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	75,421 円
瓜生晋	建設業	30,000 円	(選挙事務所費	70,421 円)
早川恭世	会社員	20,000 円	(集合会場費	5,000 円)
太田勇造	不動産業	30,000 円	通 信 費	86,768 円
鬼頭正男	紙卸商	20,000 円	交 通 費	14,047 円
鬼頭寿女	紙卸商	20,000 円	印 刷 費	481,280 円
鞠山和子	無職	20,000 円	広 告 費	23,176 円
五島良樹	無職	100,000 円	文 具 費	2,245 円
二村京子	無職	50,000 円	食 糧 費	61,046 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	4,616 円
その他の寄附	11 件	92,000 円		
その他の収入		200,000 円		
今 回 計		882,000 円	今 回 計	748,599 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		882,000 円	総 計	748,599 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	421,200 円

報告書受理年月日	令和元年5月13日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 夕子	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 22 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 24 日まで
出納責任者氏名	佐藤 重幸			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	201,054 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
	その他の寄附	0 件 0 円		
	その他の収入	0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	201,054 円
前 回 計		882,000 円	前 回 計	748,599 円
総 計		882,000 円	総 計	949,653 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	421,200 円

報告書受理年月日	令和元年9月19日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 貴元	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 6 日から
出納責任者氏名	島 忠雄			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	192,000 円
自由民主党愛知県名古屋 市東区第三支部	政党支部	3,000,000 円	家 屋 費	1,290,030 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	（選挙事務所費	978,000 円）
野崎清孝	会社役員	100,000 円	（集 合 会 場 費	312,030 円）
太田勇造	会社役員	50,000 円	通 信 費	62,133 円
舟橋憲一郎	会社役員	20,000 円	交 通 費	0 円
鬼頭正男	会社役員	20,000 円	印 刷 費	791,724 円
精園喜昭	会社役員	100,000 円	広 告 費	639,915 円
金子慶太郎	会社役員	30,000 円	文 具 費	6,686 円
浅井玲子		50,000 円	食 糧 費	182,440 円
江之本和彦		20,000 円	休 泊 費	0 円
藤田正子		20,000 円	雑 費	94,597 円
加藤央	税理士	30,000 円		
吉田徹彦	自営業	30,000 円		
鹿島均	会社役員	30,000 円		
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円		

収 入

支 出

その他の寄附 4 件 35,000 円
 その他の収入 400,000 円
 今 回 計 4,085,000 円
 前 回 計 0 円
 総 計 4,085,000 円

今 回 計 3,259,525 円
 前 回 計 0 円
 総 計 3,259,525 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	561,408 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 貴元	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 20 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	島 忠雄			令和 元年 5 月 9 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	35,000 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	113,048 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	287,280 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			雑 費	91,991 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	527,319 円
前 回 計		4,085,000 円	前 回 計	3,259,525 円
総 計		4,085,000 円	総 計	3,786,844 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	561,408 円

報告書受理年月日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,488,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村瀬 和弘	所属党派	日本共産党	平成 31 年 2 月 17 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	小酒井 隆			平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	40,000 円
日本共産党名古屋東北西 中地区委員会	政党	225,980 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	4,500 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	569,140 円
			広 告 費	53,300 円
			文 具 費	5,000 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	8,900 円
その他の寄附	4 件	40,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		265,980 円	今 回 計	680,840 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		265,980 円	総 計	680,840 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	354,780 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 幸子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 1 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	鬼頭 隆資			平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	3,500 円
日本共産党名古屋東北西 中地区委員会	政党	203,060 円	(選挙事務所費	3,500 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	2,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	523,240 円
			広 告 費	40,480 円
			文 具 費	700 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,100 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		203,060 円	今 回 計	572,020 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		203,060 円	総 計	572,020 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	308,880 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田山 宏之	所属党派	減税日本	平成 31 年 2 月 28 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	田山 美希子			平成 31 年 4 月 9 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	3,614 円
			(選挙事務所費	3,614 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	1,000 円
			印 刷 費	546,080 円
			広 告 費	199,800 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	5,000 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		500,000 円		
今 回 計		800,000 円	今 回 計	755,494 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		800,000 円	総 計	755,494 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	410,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田山 宏之	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 10 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 15 日まで
出納責任者氏名	田山 美希子			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	373 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	415 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	788 円
前 回 計		800,000 円	前 回 計	755,494 円
総 計		800,000 円	総 計	756,282 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	410,400 円

報告書受理年月日	令和元年5月15日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 由美子	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 6 日から
出納責任者氏名	岡部 敦子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 1 総支部 政党支部		245,302 円	家 屋 費	171,000 円
			(選挙事務所費	171,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	4,342 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	713,772 円
			広 告 費	553,400 円
			文 具 費	6,175 円
			食 糧 費	28,278 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	54,854 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,086,802 円	今 回 計	1,531,821 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,086,802 円	総 計	1,531,821 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	445,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 由美子	所属党派	公明党	平成 31 年 4 月 22 日から
出納責任者氏名	岡部 敦子			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 22 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,559 円
その他の寄附	1 件	2,559 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,559 円	今 回 計	2,559 円
前 回 計		1,086,802 円	前 回 計	1,531,821 円
総 計		1,089,361 円	総 計	1,534,380 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	445,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月24日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 将也	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 1 月 11 日から
出納責任者氏名	佐藤 道雄			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	37,000 円
立憲民主党	政党	1,200,000 円	家 屋 費	1,171,324 円
アピール21	政治団体	100,000 円	(選挙事務所費	1,161,324 円)
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	(集合会場費	10,000 円)
			通 信 費	18,055 円
			交 通 費	1,720 円
			印 刷 費	514,587 円
			広 告 費	874,800 円
			文 具 費	11,925 円
			食 糧 費	7,622 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	418,158 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入	2 件	1,602,214 円		
今 回 計		2,952,214 円	今 回 計	3,055,191 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,952,214 円	総 計	3,055,191 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,048 円
	ポスターの作成	291,189 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 将也	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 17 日から
出納責任者氏名	佐藤 道雄			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 24 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	65,124 円
			(選挙事務所費	65,124 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	37,080 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	43,496 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入	0 件	0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	145,700 円
前 回 計		2,952,214 円	前 回 計	3,055,191 円
総 計		2,952,214 円	総 計	3,200,891 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,048 円
	ポスターの作成	291,189 円

報告書受理年月日	平成31年4月25日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,773,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺 義郎	所属党派	自由民主党	平成 31 年 1 月 31 日から 第 1 回分
出納責任者氏名	尾崎 誠二			平成 31 年 4 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	38,500 円
自民党名古屋市北区第3支部	政党支部	1,000,000 円	家 屋 費	809,280 円
自民党名古屋市北区支部	政党支部	500,000 円	(選挙事務所費	789,280 円)
松川武司	会社役員	200,000 円	(集合会場費	20,000 円)
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	通 信 費	879,746 円
中沢昌容	会社役員	200,000 円	交 通 費	0 円
久津屋宏平	会社役員	100,000 円	印 刷 費	809,136 円
遠山定重	会社役員	500,000 円	広 告 費	680,400 円
大竹将人	会社役員	100,000 円	文 具 費	0 円
佐竹準也	会社役員	20,000 円	食 糧 費	0 円
小林直樹	会社役員	100,000 円	休 泊 費	0 円
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円	雑 費	50,582 円
大橋琢磨	会社役員	50,000 円		
その他の寄附	3 件	30,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		3,950,000 円	今 回 計	3,267,644 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,950,000 円	総 計	3,267,644 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	358,020 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 朋子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 20 日から
出納責任者氏名	渡邊 義巳			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	225,000 円
日本共産党名古屋東北西 中地区委員会	政党	292,452 円	家 屋 費	15,000 円
奥村勝	無職	45,000 円	(選挙事務所費	15,000 円)
水谷英三	無職	45,000 円	(集合会場費	0 円)
長谷川温子	無職	67,500 円	通 信 費	30,000 円
山下みよ子	無職	67,500 円	交 通 費	0 円
奥田榮子	無職	15,000 円	印 刷 費	652,860 円
			広 告 費	47,532 円
			文 具 費	7,000 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	25,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		532,452 円	今 回 計	1,002,392 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		532,452 円	総 計	1,002,392 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	409,860 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅野 有	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	嶋田 憲三			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	1,125,000 円
三輪誠	理事長	300,000 円	家 屋 費	372,201 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	（選挙事務所費	352,001 円）
岡田俊雄	会社役員	30,000 円	（集会会場費	20,200 円）
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円	通 信 費	13,882 円
二村菊久	会社役員	500,000 円	交 通 費	0 円
龍華次郎	医師	100,000 円	印 刷 費	798,720 円
佐野丈範	会社役員	90,000 円	広 告 費	715,734 円
井上宏治	会社役員	90,000 円	文 具 費	18,235 円
岩井良憲	会社役員	90,000 円	食 糧 費	93,776 円
岡圭吾	会社員	90,000 円	休 泊 費	0 円
村瀬好毅	会社役員	90,000 円	雑 費	73,430 円
岩垣大輔	会社役員	90,000 円		
木村誠	会社役員	90,000 円		
堀内好文	会社役員	90,000 円		
福永公江	事務員	135,000 円		
岡美絵	事務員	135,000 円		
山岸伴美	事務員	135,000 円		
戸田昭雄	無職	50,000 円		
浅野公次	無職	50,000 円		
山田静子	無職	100,000 円		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上園 晋介	所属党派	国民民主党	平成 31 年 1 月 20 日から
出納責任者氏名	石村 久子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 12 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	70,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	120,172 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	(選挙事務所費	118,172 円)
岸田瑤子	無職	50,000 円	(集会会場費	2,000 円)
龍華二郎	医師	100,000 円	通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	430,920 円
			広 告 費	723,000 円
			文 具 費	29,881 円
			食 糧 費	116,839 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,238 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		135,000 円		
今 回 計		1,935,000 円	今 回 計	1,496,050 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,935,000 円	総 計	1,496,050 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	46,440 円
	ポスターの作成	297,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上園 晋介	所属党派	国民民主党	令和 元年 5 月 8 日から
出納責任者氏名	石村 久子			期間 第 2 回分
				令和 元年 5 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	36,720 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,080 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	648 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	38,448 円
前 回 計		1,935,000 円	前 回 計	1,496,050 円
総 計		1,935,000 円	総 計	1,534,498 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	46,440 円
	ポスターの作成	297,000 円

報告書受理年月日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鹿嶋 敏昭	所属党派	減税日本	平成 31 年 1 月 25 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	荻谷 美智代			平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政党	300,000 円	家 屋 費	256,200 円
			(選挙事務所費	256,200 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	962,809 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	2,160 円
			食 糧 費	85,485 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	12,608 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今 回 計		2,300,000 円	今 回 計	1,319,262 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,300,000 円	総 計	1,319,262 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	738,720 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鹿嶋 敏昭	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 26 日から
出納責任者氏名	荻谷 美智代			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 26 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	559 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	559 円
前 回 計		2,300,000 円	前 回 計	1,319,262 円
総 計		2,300,000 円	総 計	1,319,821 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	738,720 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鹿嶋 敏昭	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 10 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 10 日まで
出納責任者氏名	荻谷 美智代			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,559 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	2,559 円
前 回 計		2,300,000 円	前 回 計	1,319,821 円
総 計		2,300,000 円	総 計	1,322,380 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	738,720 円

報告書受理年月日	令和元年5月10日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	澤田 晃一	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 28 日から
出納責任者氏名	松井 修			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 1 総支部 政党支部		2,119,706 円	家 屋 費	1,454,991 円
			(選挙事務所費	1,454,991 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	690 円
			交 通 費	4,700 円
			印 刷 費	778,464 円
			広 告 費	683,861 円
			文 具 費	55,134 円
			食 糧 費	264,918 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	151,004 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		886,500 円		
今 回 計		3,006,206 円	今 回 計	3,393,762 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,006,206 円	総 計	3,393,762 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	435,024 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（西区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,256,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	澤田 晃一	所属党派	公明党	平成 31 年 4 月 26 日から
出納責任者氏名	松井 修			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 29 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 1 総支部 政党支部		23,102 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	23,102 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		23,102 円	今 回 計	23,102 円
前 回 計		3,006,206 円	前 回 計	3,393,762 円
総 計		3,029,308 円	総 計	3,416,864 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	435,024 円

報告書受理年月日	令和元年5月3日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鵜飼 春美	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 27 日から
出納責任者氏名	長谷川 俊博			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	710,000 円
立憲民主党愛知県連合	政党	1,400,000 円	家 屋 費	400,248 円
立憲民主党愛知県第5区 総支部	政党支部	500,000 円	(選挙事務所費	252,368 円)
大川正彦	無職	90,000 円	(集会会場費	147,880 円)
川本明彦	手話通訳士	80,000 円	通 信 費	120 円
			交 通 費	99,820 円
			印 刷 費	553,824 円
			広 告 費	1,231,242 円
			文 具 費	7,545 円
			食 糧 費	111,394 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	114,765 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,200,000 円		
今 回 計		3,270,000 円	今 回 計	3,228,958 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,270,000 円	総 計	3,228,958 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	264,384 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鵜飼 春美	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 20 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	長谷川 俊博			令和 元年 5 月 25 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	603,720 円
		0 円	(選挙事務所費	603,720 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	92,014 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	246,903 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		910,000 円		
今 回 計		910,000 円	今 回 計	942,637 円
前 回 計		3,270,000 円	前 回 計	3,228,958 円
総 計		4,180,000 円	総 計	4,171,595 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	264,384 円

報告書受理年月日	令和元年5月28日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	黒田 克明	所属党派	天空の党	平成 31 年 3 月 29 日から
出納責任者氏名	黒田 克明			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	0 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		0 円	総 計	0 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小出 昭司	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 4 日から
出納責任者氏名	三澤 宗邦			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	63,900 円
自由民主党愛知県名古屋市中村区第六支部	政党の支部	1,000,000 円	家 屋 費	539,422 円
			(選挙事務所費	539,422 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	555,120 円
			広 告 費	324,000 円
			文 具 費	6,782 円
			食 糧 費	8,133 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	24,179 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		200,000 円		
今 回 計		1,200,000 円	今 回 計	1,521,536 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,200,000 円	総 計	1,521,536 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	495,720 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小出 昭司	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 17 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	三澤 宗邦			期間 平成 31 年 4 月 22 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	77,209 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	77,209 円
前 回 計		1,200,000 円	前 回 計	1,521,536 円
総 計		1,200,000 円	総 計	1,598,745 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	495,720 円

報告書受理年月日	令和元年5月8日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小出 昭司	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 22 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	三澤 宗邦			令和 元年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
自由民主党愛知県名古屋市中村区第六支部	政党支部	300,000 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	43,200 円
			広 告 費	402,019 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		300,000 円	今 回 計	445,219 円
前 回 計		1,200,000 円	前 回 計	1,598,745 円
総 計		1,500,000 円	総 計	2,043,964 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	495,720 円

報告書受理年月日	令和元年5月9日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 高央	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 20 日から
出納責任者氏名	下山田 美津枝			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	72,000 円
自由民主党愛知県名古屋市中村区第五支部	政治団体	2,500,000 円	家 屋 費	476,128 円
			(選挙事務所費)	432,328 円)
			(集合会場費)	43,800 円)
			通 信 費	25,919 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	658,120 円
			広 告 費	1,186,812 円
			文 具 費	27,595 円
			食 糧 費	165,587 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	8,606 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		857,500 円		
今 回 計		3,357,500 円	今 回 計	2,620,767 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,357,500 円	総 計	2,620,767 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	476,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 高央	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 18 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	下山田 美津枝			令和 元年 5 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	7,389 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	13,095 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	20,484 円
前 回 計		3,357,500 円	前 回 計	2,620,767 円
総 計		3,357,500 円	総 計	2,641,251 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	476,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 高央	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 11 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	下山田 美津枝			令和 元年 5 月 22 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	44,663 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	44,663 円
前 回 計		3,357,500 円	前 回 計	2,641,251 円
総 計		3,357,500 円	総 計	2,685,914 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	476,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月24日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐野 勉	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 11 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	佐野 啓子			平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	378,000 円
佐野昇	会社役員	15,000 円	家 屋 費	15,000 円
			(選挙事務所費	15,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	698 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	731,420 円
			広 告 費	24,116 円
			文 具 費	660 円
			食 糧 費	2,436 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,484 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		550,000 円		
今 回 計		565,000 円	今 回 計	1,154,814 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		565,000 円	総 計	1,154,814 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	550,420 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐野 勉	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 10 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	佐野 啓子			令和 元年 5 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,341 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		10,000 円		
今 回 計		10,000 円	今 回 計	5,341 円
前 回 計		565,000 円	前 回 計	1,154,814 円
総 計		575,000 円	総 計	1,160,155 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	550,420 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月17日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐野 勉	所属党派	減税日本	令和 元年 6 月 20 日から 期間第 3 回分 令和 元年 6 月 20 日まで
出納責任者氏名	佐野 啓子			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

10,000 円

今 回 計

10,000 円

前 回 計

575,000 円

総 計

585,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

1,644 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

1,644 円

前 回 計

1,160,155 円

総 計

1,161,799 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	550,420 円

報告書受理年月日	令和元年6月21日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 満	所属党派	公明党	平成 30 年 12 月 5 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	永坂 準一			期間	平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	1,378,243 円
公明党名古屋第5総支部 政党支部		1,237,811 円	(選挙事務所費	1,378,243 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	675,540 円
			広 告 費	582,168 円
			文 具 費	9,672 円
			食 糧 費	167,214 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	17,783 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,246,500 円		
今 回 計		2,484,311 円	今 回 計	2,830,620 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,484,311 円	総 計	2,830,620 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	420,660 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,908,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井 博樹	所属党派	日本共産党	平成 31 年 2 月 24 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	奥村 善男			平成 31 年 4 月 13 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	30,250 円
日本共産党名古屋熱田・ 中村・中川地区委員会	政党	396,664 円	家 屋 費	60,000 円
			(選挙事務所費	50,000 円)
			(集合会場費	10,000 円)
			通 信 費	40,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	537,960 円
			広 告 費	63,192 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	11,102 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	16,640 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		396,664 円	今 回 計	759,144 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		396,664 円	総 計	759,144 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	302,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 愛子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 1 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	斉藤 直美			平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	2,500 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	22,000 円
日本共産党名古屋東北西 中地区委員会	政党	214,000 円	(選挙事務所費	22,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	5,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	635,560 円
			広 告 費	21,970 円
			文 具 費	1,890 円
			食 糧 費	1,805 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		214,000 円	今 回 計	690,725 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		214,000 円	総 計	690,725 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	421,200 円

報告書受理年月日	平成31年4月16日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	今枝 潔美	所属党派	無所属	平成 31 年 2 月 24 日から
出納責任者氏名	堀尾 弘子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	293,125 円
官田和典	無職	100,000 円	家 屋 費	1,205,149 円
安井博文	会社役員	100,000 円	(選挙事務所費	1,204,149 円)
清水恭一	会社役員	30,000 円	(集会会場費	1,000 円)
荒牧浩	自営業	100,000 円	通 信 費	21,193 円
			交 通 費	31,800 円
			印 刷 費	904,409 円
			広 告 費	1,228,273 円
			文 具 費	24,012 円
			食 糧 費	129,305 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	714,085 円
その他の寄附	6 件	55,000 円		
その他の収入		4,166,351 円		
今 回 計		4,551,351 円	今 回 計	4,551,351 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,551,351 円	総 計	4,551,351 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	712,800 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塚本 剛志	所属党派	立憲民主党	平成 30 年 12 月 1 日から
出納責任者氏名	塚本 舞美			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
立憲民主党愛知県連合	政党	1,200,000 円	家 屋 費	394,450 円
田中里佳	市会議員	100,000 円	（選挙事務所費	385,000 円）
塚本豊子	団体職員	300,000 円	（集合会場費	9,450 円）
塚本克司	無職	50,000 円	通 信 費	12,234 円
染矢直行	自営業	100,000 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	908,182 円
			広 告 費	471,593 円
			文 具 費	11,498 円
			食 糧 費	4,784 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	312,798 円
その他の寄附	1 件	10,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		2,760,000 円	今 回 計	2,115,539 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,760,000 円	総 計	2,115,539 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塚本 剛志	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 23 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	塚本 舞美			令和 元年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,559 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	2,559 円
前 回 計		2,760,000 円	前 回 計	2,115,539 円
総 計		2,760,000 円	総 計	2,118,098 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	令和元年5月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塚本 剛志	所属党派	立憲民主党	令和 元年 5 月 15 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	塚本 舞美			令和 元年 5 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	8,277 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	8,277 円
前 回 計		2,760,000 円	前 回 計	2,118,098 円
総 計		2,760,000 円	総 計	2,126,375 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月16日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塚本 剛志	所属党派	立憲民主党	令和 元年 5 月 16 日から 期間 第 4 回分 令和 元年 5 月 27 日まで
出納責任者氏名	塚本 舞美			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2,760,000 円

総 計

2,760,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

8,030 円

今 回 計

8,030 円

前 回 計

2,126,375 円

総 計

2,134,405 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	令和元年5月27日	第4回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	豊田 薫	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	豊田 孝夫			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 12 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
水谷 巍	お寺の住職	30,000 円	家 屋 費	330,600 円
藤澤豊治	左官業	20,000 円	（選挙事務所費	308,100 円）
			（集合会場費	22,500 円）
			通 信 費	0 円
			交 通 費	11,600 円
			印 刷 費	690,777 円
			広 告 費	339,930 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	4,104 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	84,480 円
その他の寄附	2 件	15,000 円		
その他の収入		850,000 円		
今 回 計		915,000 円	今 回 計	1,461,491 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		915,000 円	総 計	1,461,491 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	512,380 円

報告書受理年月日	平成31年4月16日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	豊田 薫	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 8 日から
出納責任者氏名	豊田 孝夫			期間第 2 回分
				令和 元年 5 月 8 日まで

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

80,000 円

今 回 計

80,000 円

前 回 計

915,000 円

総 計

995,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

73,511 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

73,511 円

前 回 計

1,461,491 円

総 計

1,535,002 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	512,380 円

報告書受理年月日	令和元年5月8日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	豊田 薫	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 30 日から 期間第 3 回分 令和 元年 5 月 30 日まで
出納責任者氏名	豊田 孝夫			

収 入

主たる寄附

（氏名、団体名）

（職業）

（寄附額）

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

995,000 円

総 計

995,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

（選挙事務所費

0 円）

（集会会場費

0 円）

通 信 費

2,421 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

2,421 円

前 回 計

1,535,002 円

総 計

1,537,423 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	512,380 円

報告書受理年月日	令和元年5月30日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中田 千津子	所属党派	自由民主党	平成 31 年 1 月 15 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	中田 康文			期間 平成 31 年 4 月 15 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	1,183,500 円
名古屋市医師連盟委員長	政治団体	50,000 円	家 屋 費	207,096 円
堀江俊通	自営	15,000 円	(選挙事務所費	48,096 円)
自由民主党愛知県名古屋 市北区第三支部	政党	50,000 円	(集合会場費	159,000 円)
岡部快圓	自営	100,000 円	通 信 費	0 円
伊東富三郎	自営	20,000 円	交 通 費	65,000 円
東郷哲也	会社員	15,000 円	印 刷 費	745,200 円
名古屋市中区歯科医師連 盟	政治団体	50,000 円	広 告 費	658,785 円
坂野越子	無職	30,000 円	文 具 費	0 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党	500,000 円	食 糧 費	159,588 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	10,052 円
その他の寄附	4 件	40,000 円		
その他の収入		2,600,000 円		
今 回 計		3,470,000 円	今 回 計	3,029,221 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,470,000 円	総 計	3,029,221 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	332,640 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中田 千津子	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 16 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	中田 康文			令和 元年 5 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	136,741 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	136,741 円
前 回 計		3,470,000 円	前 回 計	3,029,221 円
総 計		3,470,000 円	総 計	3,165,962 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	332,640 円

報告書受理年月日	令和元年5月10日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	則竹 勅仁	所属党派	無所属	平成 31 年 2 月 5 日から
出納責任者氏名	則竹 勅仁			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
小堀誠	会社社長	100,000 円	家 屋 費	130,000 円
早野誠	会社社長	30,000 円	（選挙事務所費	130,000 円）
加藤幸一	会社社長	20,000 円	（集合会場費	0 円）
石川正子	会社員	200,000 円	通 信 費	0 円
成谷喜一郎	会社社長	300,000 円	交 通 費	8,500 円
			印 刷 費	796,640 円
			広 告 費	205,668 円
			文 具 費	5,627 円
			食 糧 費	9,948 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	42,349 円
その他の寄附	5 件	50,000 円		
その他の収入		300,000 円		
今 回 計		1,000,000 円	今 回 計	1,198,732 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,000,000 円	総 計	1,198,732 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	則竹 勅仁	所属党派	無所属	平成 31 年 4 月 26 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	則竹 勅仁			期間	平成 31 年 4 月 26 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	16,200 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	16,200 円
前 回 計		1,000,000 円	前 回 計	1,198,732 円
総 計		1,000,000 円	総 計	1,214,932 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,160,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	則竹 勅仁	所属党派	無所属	令和 元年 5 月 20 日から 令和 元年 5 月 20 日まで
出納責任者氏名	則竹 勅仁			第 3 回分

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	22,114 円
			(選挙事務所費	22,114 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	3,944 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	10,343 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	36,401 円
前 回 計		1,000,000 円	前 回 計	1,214,932 円
総 計		1,000,000 円	総 計	1,251,333 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	736,560 円

報告書受理年月日	令和元年5月20日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大村 光子	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 9 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	柴田 耐子			平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
西田三郎	会社役員	15,000 円	家 屋 費	16,470 円
渡辺一弘	自営業	15,000 円	(選挙事務所費	16,470 円)
磯山恭子	主婦	15,000 円	(集合会場費	0 円)
減税日本	政党	300,000 円	通 信 費	0 円
大村忍	会社役員	100,000 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	653,810 円
			広 告 費	20,927 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	82,262 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	45,000 円
その他の寄附	10 件	32,500 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,477,500 円	今 回 計	818,469 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,477,500 円	総 計	818,469 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	521,640 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村 文悟	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 1 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	日比野 真紀			期間 平成 31 年 4 月 5 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
名古屋政経研究会	政治団体	2,000,000 円	家 屋 費	102,432 円
立憲民主党愛知県連	政党	2,000,000 円	(選挙事務所費	102,432 円)
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	668,520 円
			広 告 費	612,565 円
			文 具 費	11,101 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	54,058 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		4,050,000 円	今 回 計	1,448,676 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,050,000 円	総 計	1,448,676 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	496,800 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村 文悟	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 19 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	日比野 真紀			期間	平成 31 年 4 月 25 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	282,360 円
		0 円	家 屋 費	145,821 円
			(選挙事務所費	145,821 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	1,278,720 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	1,706,901 円
前 回 計		4,050,000 円	前 回 計	1,448,676 円
総 計		4,050,000 円	総 計	3,155,577 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	496,800 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥村 文悟	所属党派	立憲民主党	令和 元年 5 月 23 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	日比野 真紀			令和 元年 5 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	39,721 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	39,721 円
前 回 計		4,050,000 円	前 回 計	3,155,577 円
総 計		4,050,000 円	総 計	3,195,298 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	496,800 円

報告書受理年月日	令和元年5月29日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	柴田 民雄	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 8 日から
出納責任者氏名	西山 巖			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
日本共産党昭和天白緑地 区委員会	政党	339,036 円	家 屋 費	15,000 円
			(選挙事務所費	15,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	1,943 円
			交 通 費	4,890 円
			印 刷 費	542,376 円
			広 告 費	118,620 円
			文 具 費	11,149 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,354 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		339,036 円	今 回 計	696,332 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		339,036 円	総 計	696,332 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	297,216 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西川 学	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 1 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	山崎 千鶴枝			期間	平成 31 年 4 月 11 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	114,000 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党	500,000 円	家 屋 費	2,300 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	2,300 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	677,760 円
			広 告 費	23,164 円
			文 具 費	7,956 円
			食 糧 費	234,640 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,500,000 円	今 回 計	1,059,820 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,500,000 円	総 計	1,059,820 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	617,760 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（昭和区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,219,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西川 学	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 12 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	山崎 千鶴枝			令和 元年 5 月 20 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	109,080 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	109,080 円
前 回 計		1,500,000 円	前 回 計	1,059,820 円
総 計		1,500,000 円	総 計	1,168,900 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	617,760 円

報告書受理年月日	令和元年5月23日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	尾関 雅美	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 5 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	和田 一成			平成 31 年 4 月 10 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	30,000 円
日本共産党名古屋港南瑞穂地区委員会	政党	435,004 円	家 屋 費	52,000 円
			(選挙事務所費)	50,000 円)
			(集合会場費)	2,000 円)
			通 信 費	20,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	528,660 円
			広 告 費	119,924 円
			文 具 費	8,000 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	20,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		435,004 円	今 回 計	778,584 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		435,004 円	総 計	778,584 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	283,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	土居 芳太	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 25 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	中村 勇介			期間	平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	210,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	61,585 円
土居よしもとを支援する 会	政治団体	73,239 円	(選挙事務所費	60,285 円)
			(集合会場費	1,300 円)
			通 信 費	3,207 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	645,300 円
			広 告 費	1,249,121 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	289,444 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	11,463 円
その他の寄附	1 件	10,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		2,683,239 円	今 回 計	2,470,120 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,683,239 円	総 計	2,470,120 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	321,300 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	久田 邦博	所属党派	立憲民主党	平成 30 年 12 月 22 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	久田 永利子			平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
立憲民主党愛知連合会	政党	2,000,000 円	家 屋 費	231,428 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	(選挙事務所費	231,428 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	44,132 円
			交 通 費	2,500 円
			印 刷 費	1,249,814 円
			広 告 費	657,164 円
			文 具 費	52,366 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	75,466 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		250,000 円		
今 回 計		2,300,000 円	今 回 計	2,312,870 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,300,000 円	総 計	2,312,870 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	677,350 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 和秀	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 23 日から
出納責任者氏名	朝隈 純一郎			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 21 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	113,750 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党	500,000 円	家 屋 費	313,060 円
自由民主党瑞穂区支部	政党	900,000 円	(選挙事務所費	283,060 円)
			(集合会場費	30,000 円)
			通 信 費	8,681 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	686,248 円
			広 告 費	879,072 円
			文 具 費	11,628 円
			食 糧 費	243,045 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	194,702 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		2,400,000 円	今 回 計	2,450,186 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,400,000 円	総 計	2,450,186 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,048 円
	ポスターの作成	626,200 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 和秀	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 19 日から
出納責任者氏名	朝隈 純一郎			第 2 回分
				平成 31 年 4 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	350,625 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	350,625 円
前 回 計		2,400,000 円	前 回 計	2,450,186 円
総 計		2,400,000 円	総 計	2,800,811 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,048 円
	ポスターの作成	626,200 円

報告書受理年月日	平成31年4月25日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 和秀	所属党派	自由民主党	令和 元年 7 月 25 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	朝隈 純一郎			令和 元年 7 月 26 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	67,188 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	43,007 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	29,111 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	139,306 円
前 回 計		2,400,000 円	前 回 計	2,800,811 円
総 計		2,400,000 円	総 計	2,940,117 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,048 円
	ポスターの作成	626,200 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年7月30日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前田 恵美子	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 12 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	前田 有一			平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	139,000 円
前田 高志	会社員	1,000,000 円	家 屋 費	10,300 円
佐藤 敦	会社役員	99,600 円	(選挙事務所費	9,000 円)
不破 佳奈子	無職	72,000 円	(集会会場費	1,300 円)
小山 勝	無職	24,000 円	通 信 費	10,000 円
河村 展ちよ	無職	27,000 円	交 通 費	0 円
伊神 愛聖	会社員	16,000 円	印 刷 費	653,000 円
			広 告 費	68,256 円
			文 具 費	3,000 円
			食 糧 費	63,694 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	44,506 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,238,600 円	今 回 計	991,756 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,238,600 円	総 計	991,756 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	571,320 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（瑞穂区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,406,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前田 恵美子	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 26 日から
出納責任者氏名	前田 有一			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 26 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	305,316 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	305,316 円
前 回 計		1,238,600 円	前 回 計	991,756 円
総 計		1,238,600 円	総 計	1,297,072 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	571,320 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅林 憲太	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 11 日から
出納責任者氏名	橋本 達郎			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	383,439 円
			(選挙事務所費	383,439 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	20,300 円
			印 刷 費	684,300 円
			広 告 費	244,566 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	26,012 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	92,730 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		920,000 円		
今 回 計		1,220,000 円	今 回 計	1,451,347 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,220,000 円	総 計	1,451,347 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	510,860 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅林 憲太	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 17 日から
出納責任者氏名	橋本 達郎			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	205,200 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	205,200 円
前 回 計		1,220,000 円	前 回 計	1,451,347 円
総 計		1,220,000 円	総 計	1,656,547 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	510,860 円

報告書受理年月日	平成31年4月24日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅林 憲太	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 18 日から
出納責任者氏名	橋本 達郎			第 3 回分
				平成 31 年 4 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	9,659 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	9,659 円
前 回 計		1,220,000 円	前 回 計	1,656,547 円
総 計		1,220,000 円	総 計	1,666,206 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	510,860 円

報告書受理年月日	平成31年4月25日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅林 憲太	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 24 日から 期間第 4 回分 令和 元 年 5 月 13 日まで
出納責任者氏名	橋本 達郎			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

支 出

人 件 費0 円

家 屋 費0 円

(選挙事務所費0 円)

(集会会場費0 円)

通 信 費32,406 円

交 通 費0 円

印 刷 費0 円

広 告 費0 円

文 具 費0 円

食 糧 費0 円

休 泊 費0 円

雑 費0 円

その他の寄附0 件0 円

その他の収入0 円

今 回 計0 円今 回 計32,406 円

前 回 計1,220,000 円前 回 計1,666,206 円

総 計1,220,000 円総 計1,698,612 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	510,860 円

報告書受理年月日	令和元年5月15日	第4回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西田 敏子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 9 日から
出納責任者氏名	的場 賀壽子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	80,000 円
日本共産党名古屋熱田中村中川地区委員会	政党	332,058 円	家 屋 費	52,500 円
梅田俊一	無職	20,000 円	（選挙事務所費	52,500 円）
太田武宏	無職	20,000 円	（集合会場費	0 円）
高木予枝子	無職	20,000 円	通 信 費	30,000 円
長澤やよい	無職	20,000 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	601,560 円
			広 告 費	54,478 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	10,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		412,058 円	今 回 計	828,538 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		412,058 円	総 計	828,538 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	356,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 慎之助	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	成田 達也			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	4,000 円
			印 刷 費	749,152 円
			広 告 費	23,020 円
			文 具 費	7,650 円
			食 糧 費	93,978 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	37,955 円
その他の寄附	1 件	10,000 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今 回 計		2,010,000 円	今 回 計	915,755 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,010,000 円	総 計	915,755 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	58,752 円
	ポスターの作成	680,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 慎之助	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 7 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	成田 達也			令和 元年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	114,000 円
			(選挙事務所費	114,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	114,000 円
前 回 計		2,010,000 円	前 回 計	915,755 円
総 計		2,010,000 円	総 計	1,029,755 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	58,752 円
	ポスターの作成	680,400 円

報告書受理年月日	令和元年5月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	服部 慎之助	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 8 日から
出納責任者氏名	成田 達也			期間 第 3 回分
				令和 元年 5 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	49,680 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	8,457 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	58,137 円
前 回 計		2,010,000 円	前 回 計	1,029,755 円
総 計		2,010,000 円	総 計	1,087,892 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	58,752 円
	ポスターの作成	680,400 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月20日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森 智雄	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 18 日から
出納責任者氏名	森 美佐紀			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	540,000 円
立憲民主党愛知県連合	政党	1,200,000 円	家 屋 費	213,500 円
			(選挙事務所費	205,000 円)
			(集会会場費	8,500 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	334,642 円
			印 刷 費	407,462 円
			広 告 費	640,008 円
			文 具 費	1,973 円
			食 糧 費	246,540 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	93,626 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,500,000 円		
今 回 計		2,700,000 円	今 回 計	2,477,751 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,700,000 円	総 計	2,477,751 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	148,262 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森 智雄	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 20 日から
出納責任者氏名	森 美佐紀			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 24 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	499,284 円
			(選挙事務所費	424,764 円)
			(集会会場費	74,520 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	69,897 円
			広 告 費	298,080 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	7,383 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		700,000 円		
今 回 計		700,000 円	今 回 計	874,644 円
前 回 計		2,700,000 円	前 回 計	2,477,751 円
総 計		3,400,000 円	総 計	3,352,395 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	148,262 円

報告書受理年月日	平成31年4月24日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（熱田区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,763,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森 智雄	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 25 日から 期間 第 3 回分 令和 元 年 5 月 14 日まで
出納責任者氏名	森 美佐紀			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

100,000 円

今 回 計

100,000 円

前 回 計

3,400,000 円

総 計

3,500,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費

0 円)

(集会会場費

0 円)

通 信 費

137,663 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

5,150 円

今 回 計

142,813 円

前 回 計

3,352,395 円

総 計

3,495,208 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	148,262 円

報告書受理年月日	令和元年5月17日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	赤松 哲次	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 1 月 31 日から
出納責任者氏名	村嶋 嘉将			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	540,000 円
立憲民主党愛知県連合		2,000,000 円	家 屋 費	776,354 円
立憲民主党愛知県第五区 総支部		500,000 円	(選挙事務所費	771,354 円)
			(集会会場費	5,000 円)
			通 信 費	107,446 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	819,320 円
			広 告 費	618,030 円
			文 具 費	12,965 円
			食 糧 費	270,874 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	418,902 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,563,891 円		
今 回 計		4,063,891 円	今 回 計	3,563,891 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		4,063,891 円	総 計	3,563,891 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	453,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	赤松 哲次	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 23 日から
出納責任者氏名	村嶋 嘉将			第 2 回分
				平成 31 年 4 月 24 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	37,136 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	7,903 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		45,039 円		
今 回 計		45,039 円	今 回 計	45,039 円
前 回 計		4,063,891 円	前 回 計	3,563,891 円
総 計		4,108,930 円	総 計	3,608,930 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	453,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	赤松 哲次	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 27 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	村嶋 嘉将			令和 元年 5 月 28 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	3,598 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	3,598 円
前 回 計		4,108,930 円	前 回 計	3,608,930 円
総 計		4,108,930 円	総 計	3,612,528 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	453,600 円

報告書受理年月日	令和元年5月29日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅井 正仁	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 14 日から
出納責任者氏名	奥村 敏彦			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	55,000 円
自由民主党愛知県支部	政党	500,000 円	家 屋 費	150,000 円
山田憲司	会社役員	250,000 円	(選挙事務所費	150,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	707,400 円
			広 告 費	227,856 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	170,100 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	929 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		10,485 円		
今 回 計		760,485 円	今 回 計	1,311,285 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		760,485 円	総 計	1,311,285 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	550,800 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅井 正仁	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 20 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	奥村 敏彦			令和 元年 5 月 7 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,439 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	2,439 円
前 回 計		760,485 円	前 回 計	1,311,285 円
総 計		760,485 円	総 計	1,313,724 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	550,800 円

報告書受理年月日	令和元年5月8日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江上 博之	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 15 日から
出納責任者氏名	小玉 新吉			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	76,500 円
日本共産党名古屋熱田中 村中川地区委員会	政党	539,699 円	家 屋 費	189,220 円
			(選挙事務所費)	169,220 円)
			(集会会場費)	20,000 円)
			通 信 費	20,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	569,160 円
			広 告 費	53,364 円
			文 具 費	1,000 円
			食 糧 費	27,699 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	7,820 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		20,984 円		
今 回 計		560,683 円	今 回 計	944,763 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		560,683 円	総 計	944,763 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	324,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡本 善博	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 20 日から
出納責任者氏名	杉田 峰子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	248,750 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	家 屋 費	1,226,400 円
名古屋市歯科医師連盟	政治団体	2,000,000 円	(選挙事務所費	1,166,400 円)
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円	(集会会場費	60,000 円)
名古屋市中川区歯科医師連盟	政治団体	200,000 円	通 信 費	0 円
日本歯科医師連盟	政治団体	350,000 円	交 通 費	0 円
			印 刷 費	340,200 円
			広 告 費	554,040 円
			文 具 費	11,598 円
			食 糧 費	76,191 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	84,458 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,700,000 円	今 回 計	2,541,637 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,700,000 円	総 計	2,541,637 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	18,775 円
	ポスターの作成	89,640 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡本 善博	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 8 日から
出納責任者氏名	杉田 峰子			期間 第 2 回分
				令和 元年 5 月 9 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	63,764 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,559 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	66,323 円
前 回 計		2,700,000 円	前 回 計	2,541,637 円
総 計		2,700,000 円	総 計	2,607,960 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	18,775 円
	ポスターの作成	89,640 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 まり子	所属党派	幸福実現党	平成 31 年 2 月 19 日から
出納責任者氏名	加藤 まり子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
入野洋子	医師	500,000 円	家 屋 費	54,060 円
			(選挙事務所費	54,060 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	4,200 円
			印 刷 費	222,800 円
			広 告 費	87,429 円
			文 具 費	432 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	53,848 円
その他の寄附	1 件	4,060 円		
その他の収入		1,005,000 円		
今 回 計		1,509,060 円	今 回 計	422,769 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,509,060 円	総 計	422,769 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 まり子	所属党派	幸福実現党	令和 元年 5 月 9 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 30 日まで
出納責任者氏名	加藤 まり子			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
幸福実現党	政治団体	1,000,000 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	19,440 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	432 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,000,000 円	今 回 計	19,872 円
前 回 計		1,509,060 円	前 回 計	422,769 円
総 計		2,509,060 円	総 計	442,641 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	令和元年5月31日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木下 優	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 6 日から
出納責任者氏名	太田 勲			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 5 総支部 政党支部		1,109,602 円	家 屋 費	894,602 円
			(選挙事務所費	894,602 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	41,760 円
			交 通 費	7,300 円
			印 刷 費	797,040 円
			広 告 費	426,606 円
			文 具 費	40,941 円
			食 糧 費	154,778 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	64,959 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,951,102 円	今 回 計	2,427,986 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,951,102 円	総 計	2,427,986 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	501,120 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木下 優	所属党派	公明党	平成 31 年 4 月 24 日から
出納責任者氏名	太田 勲			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 24 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	8,460 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	1 件	8,460 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		8,460 円	今 回 計	8,460 円
前 回 計		1,951,102 円	前 回 計	2,427,986 円
総 計		1,959,562 円	総 計	2,436,446 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	501,120 円

報告書受理年月日	平成31年4月25日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木下 優	所属党派	公明党	令和 元年 5 月 20 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 21 日まで
出納責任者氏名	太田 勲			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

1 件

5,502 円

その他の収入

0 円

今 回 計

5,502 円

前 回 計

1,959,562 円

総 計

1,965,064 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集合会場費)

0 円)

通 信 費

5,502 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

5,502 円

前 回 計

2,436,446 円

総 計

2,441,948 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	501,120 円

報告書受理年月日	令和元年5月23日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	久野 美穂	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 5 日から
出納責任者氏名	久野 俊明			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	58,950 円
立憲民主党愛知県連合	政党	2,500,000 円	家 屋 費	185,000 円
立憲民主党愛知県連合 第5区総支部	政党	500,000 円	(選挙事務所費	185,000 円)
久野浩平		185,000 円	(集会会場費	0 円)
高橋英人	会社員	13,474 円	通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,039,932 円
			広 告 費	811,966 円
			文 具 費	108 円
			食 糧 費	263,753 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	8,416 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		500,000 円		
今 回 計		3,698,474 円	今 回 計	2,368,125 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,698,474 円	総 計	2,368,125 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	825,660 円
	ポスターの作成	60,080 円

報告書受理年月日	平成31年4月11日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高木 善英	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	高木 恵子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	28,000 円
			(選挙事務所費	25,000 円)
			(集合会場費	3,000 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	678,920 円
			広 告 費	58,110 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	83,502 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		10,000 円		
今 回 計		310,000 円	今 回 計	848,532 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		310,000 円	総 計	848,532 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	554,040 円

報告書受理年月日	平成31年4月15日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 敦史	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から 期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 10 日まで
出納責任者氏名	中川 幹			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政党	300,000 円	家 屋 費	100,000 円
			(選挙事務所費	100,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	792 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,012,443 円
			広 告 費	148,176 円
			文 具 費	2,183 円
			食 糧 費	42,554 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	3,117 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		150,000 円		
今 回 計		450,000 円	今 回 計	1,309,265 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		450,000 円	総 計	1,309,265 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	838,253 円

報告書受理年月日	平成31年4月10日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中川区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,554,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中川 敦史	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 16 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 16 日まで
出納責任者氏名	中川 幹			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

450,000 円

総 計

450,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

3,097 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

16,339 円

今 回 計

19,436 円

前 回 計

1,309,265 円

総 計

1,328,701 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,160 円
	ポスターの作成	838,253 円

報告書受理年月日	令和元年5月17日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 一登	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 4 日から
出納責任者氏名	刀禰 勝之			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	675,000 円
国民民主党名古屋市港区支部	政党	2,400,000 円	家 屋 費	20,000 円
名政会	政治団体	600,000 円	（選挙事務所費	0 円）
新しい政治を作る会	政治団体	700,000 円	（集合会場費	20,000 円）
国民民主党愛知県支部総連合会	政党	1,600,000 円	通 信 費	0 円
金濱里美	無職	90,000 円	交 通 費	27,380 円
工藤章美	無職	90,000 円	印 刷 費	807,840 円
			広 告 費	1,056,194 円
			文 具 費	7,507 円
			食 糧 費	179,052 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	41,155 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		5,480,000 円	今 回 計	2,814,128 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		5,480,000 円	総 計	2,814,128 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	518,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	澤田 仁実	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	橋本 達郎			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
高橋健治	無職	15,000 円	家 屋 費	300,000 円
減税日本	政治団体	300,000 円	(選挙事務所費	300,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	720,190 円
			広 告 費	383,130 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	1,257 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	22,399 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		550,000 円		
今 回 計		865,000 円	今 回 計	1,426,976 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		865,000 円	総 計	1,426,976 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	546,750 円

報告書受理年月日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	澤田 仁実	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 22 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	橋本 達郎			平成 31 年 4 月 22 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	13,009 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	43,039 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	56,048 円
前 回 計		865,000 円	前 回 計	1,426,976 円
総 計		865,000 円	総 計	1,483,024 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	546,750 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野 公壽	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 20 日から
出納責任者氏名	坂野 嘉紀			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	617,500 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	家 屋 費	174,500 円
清水修二	クリーニング業	30,000 円	(選挙事務所費	145,000 円)
鳥山徳松	農業	30,000 円	(集合会場費	29,500 円)
鳥山宣之	不動産業	50,000 円	通 信 費	0 円
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円	交 通 費	50,100 円
			印 刷 費	257,720 円
			広 告 費	223,732 円
			文 具 費	8,562 円
			食 糧 費	49,865 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	3 件	20,000 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今 回 計		2,280,000 円	今 回 計	1,381,979 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,280,000 円	総 計	1,381,979 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	129,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野 公壽	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 19 日から
出納責任者氏名	坂野 嘉紀			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	60,446 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	60,446 円
前 回 計		2,280,000 円	前 回 計	1,381,979 円
総 計		2,280,000 円	総 計	1,442,425 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	129,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野 公壽	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 24 日から 期間第 3 回分 令和 元 年 5 月 10 日まで
出納責任者氏名	坂野 嘉紀			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2,280,000 円

総 計

2,280,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

13,206 円

今 回 計

13,206 円

前 回 計

1,442,425 円

総 計

1,455,631 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	129,600 円

報告書受理年月日	令和元年5月17日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口 清明	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 20 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	猪飼 洋之助			平成 31 年 4 月 11 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	60,000 円
日本共産党名古屋港南瑞穂地区委員会	政党	489,460 円	家 屋 費	50,000 円
			(選挙事務所費)	50,000 円)
			(集合会場費)	0 円)
			通 信 費	50,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	442,800 円
			広 告 費	160,660 円
			文 具 費	3,000 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	20,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		489,460 円	今 回 計	786,460 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		489,460 円	総 計	786,460 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	297,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月15日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口 清明	所属党派	日本共産党	平成 31 年 4 月 12 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	猪飼 洋之助			令和 元年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
日本共産党名古屋港南瑞穂地区委員会	政党	39,280 円	(選挙事務所費)	0 円)
			(集合会場費)	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	99,360 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		39,280 円	今 回 計	99,360 円
前 回 計		489,460 円	前 回 計	786,460 円
総 計		528,740 円	総 計	885,820 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	297,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月8日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉岡 正修	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 20 日から
出納責任者氏名	大井 昭夫			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 4 総支部	政党支部	1,777,270 円	家 屋 費	709,789 円
坂岡広行	会社員	135,000 円	(選挙事務所費	709,789 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	3,337 円
			交 通 費	1,900 円
			印 刷 費	604,800 円
			広 告 費	529,401 円
			文 具 費	53,667 円
			食 糧 費	199,756 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	98,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,912,270 円	今 回 計	2,200,650 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,912,270 円	総 計	2,200,650 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	432,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉岡 正修	所属党派	公明党	令和 元年 5 月 20 日から
出納責任者氏名	大井 昭夫			期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 21 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第4総支部 政党支部		31,697 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	8,302 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	23,395 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		31,697 円	今 回 計	31,697 円
前 回 計		1,912,270 円	前 回 計	2,200,650 円
総 計		1,943,967 円	総 計	2,232,347 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	432,000 円

報告書受理年月日	令和元年5月24日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（港区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,058,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田 茂	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	吉田 幸代			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	547,500 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	家 屋 費	1,131,400 円
愛知県宅建政治連盟	政治団体	100,000 円	(選挙事務所費	1,118,400 円)
立松里美	パート	90,000 円	(集合会場費	13,000 円)
山守知奈美	パート	90,000 円	通 信 費	0 円
			交 通 費	20,020 円
			印 刷 費	326,640 円
			広 告 費	867,192 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	145,902 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	40,629 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		3,500,000 円		
今 回 計		3,830,000 円	今 回 計	3,079,283 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,830,000 円	総 計	3,079,283 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	257,018 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	榎沢 利彦	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 11 日から
出納責任者氏名	榎沢 利彦			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 10 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	280,000 円
榎沢利彦後援会	後援団体	300,000 円	家 屋 費	20,000 円
			(選挙事務所費	20,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	15,724 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	743,140 円
			広 告 費	28,965 円
			文 具 費	8,223 円
			食 糧 費	4,953 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	32,366 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		206,871 円		
今 回 計		506,871 円	今 回 計	1,133,371 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		506,871 円	総 計	1,133,371 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	569,700 円

報告書受理年月日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂井 大輔	所属党派	公明党	平成 31 年 1 月 8 日から
出納責任者氏名	内藤 安五郎			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第4総支部	政党支部	1,993,330 円	家 屋 費	405,996 円
福島富貴子	無職	90,000 円	(選挙事務所費	405,996 円)
坂倉幸夫	飲食店	90,000 円	(集会会場費	0 円)
			通 信 費	120 円
			交 通 費	9,300 円
			印 刷 費	657,288 円
			広 告 費	890,100 円
			文 具 費	47,081 円
			食 糧 費	288,596 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	286,121 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,173,330 円	今 回 計	2,584,602 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,173,330 円	総 計	2,584,602 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	44,928 円
	ポスターの作成	439,560 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 祐介	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 20 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	関谷 敏雄			平成 31 年 4 月 12 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	46,000 円
日本共産党名古屋港南瑞穂地区委員会	政党	444,224 円	家 屋 費	32,500 円
			(選挙事務所費)	30,000 円)
			(集合会場費)	2,500 円)
			通 信 費	50,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	454,680 円
			広 告 費	146,924 円
			文 具 費	3,000 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	20,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		444,224 円	今 回 計	753,104 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		444,224 円	総 計	753,104 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	308,880 円

報告書受理年月日	平成31年4月16日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 祐介	所属党派	日本共産党	令和 元 年 5 月 7 日から
出納責任者氏名	関谷 敏雄			期間 第 2 回分
				令和 元 年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
日本共産党名古屋港南瑞穂地区委員会	政党	39,280 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費)	0 円)
			(集合会場費)	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	99,360 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		39,280 円	今 回 計	99,360 円
前 回 計		444,224 円	前 回 計	753,104 円
総 計		483,504 円	総 計	852,464 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	308,880 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月8日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋本 浩幹	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 25 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	水野 聡史			期間 平成 31 年 4 月 15 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	216,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	390,600 円
			(選挙事務所費)	388,800 円)
			(集合会場費)	1,800 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	39,450 円
			印 刷 費	912,524 円
			広 告 費	696,948 円
			文 具 費	4,005 円
			食 糧 費	114,910 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,025 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		2,600,000 円	今 回 計	2,376,462 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,600,000 円	総 計	2,376,462 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	675,324 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤澤 忠将	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 1 日から
出納責任者氏名	今井 泉			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	517,580 円
自由民主党愛知県名古屋 市南区第二支部	政党	2,000,000 円	家 屋 費	295,488 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党	500,000 円	(選挙事務所費	52,488 円)
			(集合会場費	243,000 円)
			通 信 費	101,299 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	1,241,313 円
			広 告 費	1,148,018 円
			文 具 費	3,390 円
			食 糧 費	109,458 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	1,274 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		54,140 円		
今 回 計		2,554,140 円	今 回 計	3,417,820 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,554,140 円	総 計	3,417,820 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	803,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	横井 利明	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 20 日から
出納責任者氏名	近藤 裕次			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	767,104 円
横井美智子	法人職員	1,500,000 円	家 屋 費	501,010 円
並木ひろゑ	法人理事長	80,000 円	(選挙事務所費)	487,010 円)
名古屋医師連盟 委員長 服部達哉		50,000 円	(集会会場費)	14,000 円)
愛知県柔道整復師連盟 委員長 森川伸浩		100,000 円	通 信 費	0 円
南区歯科医師連盟 代表 者 今井力		100,000 円	交 通 費	27,780 円
岩田康江	団体役員	100,000 円	印 刷 費	976,976 円
名古屋浴場政治連盟 委 員長 武田和宏		100,000 円	広 告 費	1,013,000 円
石黒正彦	無職	50,000 円	文 具 費	3,960 円
久喜清外	住職	100,000 円	食 糧 費	106,506 円
太田貫道	無職	50,000 円	休 泊 費	0 円
河原正治	無職	20,000 円	雑 費	57,313 円
その他の寄附	5 件	50,000 円		
その他の収入		370,000 円		
今 回 計		2,670,000 円	今 回 計	3,453,649 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,670,000 円	総 計	3,453,649 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	736,136 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	横井 利明	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 23 日から
出納責任者氏名	近藤 裕次			第 2 回分
				平成 31 年 4 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	3,520 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		3,520 円		
今 回 計		3,520 円	今 回 計	3,520 円
前 回 計		2,670,000 円	前 回 計	3,453,649 円
総 計		2,673,520 円	総 計	3,457,169 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	736,136 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,942,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	横井 利明	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 13 日から
出納責任者氏名	近藤 裕次			第 3 回分
				令和 元年 5 月 13 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	174,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		162,113 円		
今 回 計		162,113 円	今 回 計	174,000 円
前 回 計		2,673,520 円	前 回 計	3,457,169 円
総 計		2,835,633 円	総 計	3,631,169 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	736,136 円

報告書受理年月日	令和元年5月15日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅野 共市	所属党派	無所属	平成 31 年 3 月 8 日から
出納責任者氏名	浅野 共市			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	86,400 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		100,000 円		
今 回 計		100,000 円	今 回 計	86,400 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		100,000 円	総 計	86,400 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小川 俊之	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 25 日から
出納責任者氏名	土屋 三保			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	48,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	235,908 円
名古屋市医師連盟	政治団体	50,000 円	（選挙事務所費	233,908 円）
			（集合会場費	2,000 円）
			通 信 費	800 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	577,320 円
			広 告 費	524,464 円
			文 具 費	6,028 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	2 件	15,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,665,000 円	今 回 計	1,392,520 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,665,000 円	総 計	1,392,520 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	382,320 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小川 俊之	所属党派	国民民主党	令和 元 年 5 月 7 日から 期間第 2 回分 令和 元 年 5 月 7 日まで
出納責任者氏名	土屋 三保			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

1,665,000 円

総 計

1,665,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

14,314 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

12,728 円

今 回 計

27,042 円

前 回 計

1,392,520 円

総 計

1,419,562 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	382,320 円

報告書受理年月日	令和元年5月9日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小川 俊之	所属党派	国民民主党	令和 元年 5 月 31 日から 期間 第 3 回分
出納責任者氏名	土屋 三保			令和 元年 5 月 31 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	21,840 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	21,840 円
前 回 計		1,665,000 円	前 回 計	1,419,562 円
総 計		1,665,000 円	総 計	1,441,402 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	382,320 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年5月31日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川口 正章	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 28 日から
出納責任者氏名	松宮 洋子			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	270,000 円
立憲民主党愛知県連合	政党	2,000,000 円	家 屋 費	271,692 円
			（選挙事務所費	271,692 円）
			（集合会場費	0 円）
			通 信 費	32,000 円
			交 通 費	30,560 円
			印 刷 費	1,012,638 円
			広 告 費	939,166 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	108,766 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	55,149 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		500,000 円		
今 回 計		2,500,000 円	今 回 計	2,719,971 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,500,000 円	総 計	2,719,971 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	840,598 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河本 有子	所属党派	減税日本	平成 31 年 1 月 31 日から
出納責任者氏名	村松 裕子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	45,000 円
村松裕子	無職	45,000 円	家 屋 費	396,000 円
			(選挙事務所費	396,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	942,672 円
			広 告 費	154,273 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,673 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,600,000 円		
今 回 計		1,645,000 円	今 回 計	1,543,618 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,645,000 円	総 計	1,543,618 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	812,592 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北野 由晴	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	柴田 隆司			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	228,150 円
		0 円	家 屋 費	200,000 円
			(選挙事務所費	200,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	8,000 円
			印 刷 費	893,602 円
			広 告 費	379,256 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	11,780 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	28,340 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,200,000 円		
今 回 計		1,200,000 円	今 回 計	1,749,128 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,200,000 円	総 計	1,749,128 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,194 円
	ポスターの作成	763,560 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	樽松 順子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 8 日から
出納責任者氏名	臼井 泰紀			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	333,000 円
日本共産党名古屋千種名 東守山地区委員会	政党	715,803 円	家 屋 費	40,500 円
臼井泰紀	無職	81,000 円	（選挙事務所費	31,000 円）
野々垣滋子	無職	18,000 円	（集合会場費	9,500 円）
戸谷富久美	無職	54,000 円	通 信 費	15,000 円
村松和子	無職	36,000 円	交 通 費	324,000 円
高見沢公子	無職	18,000 円	印 刷 費	650,160 円
			広 告 費	33,333 円
			文 具 費	1,540 円
			食 糧 費	22,800 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	3,550 円
その他の寄附	4 件	36,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		958,803 円	今 回 計	1,423,883 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		958,803 円	総 計	1,423,883 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	405,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金庭 宜雄	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 20 日から
出納責任者氏名	大久保 勝利			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	465,620 円
公明党名古屋第2総支部 政党支部		1,074,796 円	(選挙事務所費	465,620 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	6,762 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	709,020 円
			広 告 費	786,916 円
			文 具 費	14,629 円
			食 糧 費	159,769 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	130,575 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,916,296 円	今 回 計	2,273,291 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,916,296 円	総 計	2,273,291 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	445,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金庭 宜雄	所属党派	公明党	平成 31 年 4 月 24 日から
出納責任者氏名	大久保 勝利			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 25 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第2総支部 政党支部		19,026 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	7,423 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	11,603 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		19,026 円	今 回 計	19,026 円
前 回 計		1,916,296 円	前 回 計	2,273,291 円
総 計		1,935,322 円	総 計	2,292,317 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	445,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松井 良憲	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 11 日から
出納責任者氏名	山田 伸一			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 9 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	600,000 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党支部	500,000 円	家 屋 費	71,000 円
			(選挙事務所費)	70,000 円)
			(集会会場費)	1,000 円)
			通 信 費	37,000 円
			交 通 費	39,640 円
			印 刷 費	613,224 円
			広 告 費	314,647 円
			文 具 費	3,000 円
			食 糧 費	47,340 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,348 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,500,000 円	今 回 計	1,731,199 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,500,000 円	総 計	1,731,199 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	58,320 円
	ポスターの作成	270,864 円

報告書受理年月日	平成31年4月17日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋本 裕子	所属党派	幸福実現党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	橋本 裕子			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 11 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	15,120 円
			(選挙事務所費	15,120 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	300 円
			印 刷 費	212,800 円
			広 告 費	86,490 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	24,048 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,050,000 円		
今 回 計		1,050,000 円	今 回 計	338,758 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,050,000 円	総 計	338,758 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（守山区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,898,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋本 裕子	所属党派	幸福実現党	令和 元年 5 月 9 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	橋本 裕子			令和 元年 5 月 24 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
幸福実現党	政治団体	1,000,000 円	家 屋 費	0 円
			（選挙事務所費	0 円）
			（集合会場費	0 円）
			通 信 費	24,300 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	270 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,000,000 円	今 回 計	24,570 円
前 回 計		1,050,000 円	前 回 計	338,758 円
総 計		2,050,000 円	総 計	363,328 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	令和元年5月29日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩本 崇宏	所属党派	自由民主党	平成 31 年 2 月 26 日から
出納責任者氏名	岩本 信男			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 21 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
自由民主党愛知県支部連 合会	政党	500,000 円	家 屋 費	277,960 円
			(選挙事務所費	196,680 円)
			(集会会場費	81,280 円)
			通 信 費	7,560 円
			交 通 費	10,800 円
			印 刷 費	825,400 円
			広 告 費	22,679 円
			文 具 費	9,262 円
			食 糧 費	281,898 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,000 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,500,000 円	今 回 計	1,440,559 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,500,000 円	総 計	1,440,559 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	490,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月21日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩本 崇宏	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 22 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	岩本 信男			令和 元年 5 月 8 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	128,400 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	22,516 円
			交 通 費	7,280 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	328,720 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		600,000 円		
今 回 計		600,000 円	今 回 計	486,916 円
前 回 計		1,500,000 円	前 回 計	1,440,559 円
総 計		2,100,000 円	総 計	1,927,475 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	490,000 円

報告書受理年月日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩本 崇宏	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 9 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 24 日まで
出納責任者氏名	岩本 信男			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2,100,000 円

総 計

2,100,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

47,163 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

13,941 円

今 回 計

61,104 円

前 回 計

1,927,475 円

総 計

1,988,579 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	490,000 円

報告書受理年月日	令和元年5月27日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡本 康宏	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 27 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	鈴木 孝政			期間 平成 31 年 4 月 21 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	570,000 円
立憲民主党愛知県総支部 政党		1,200,000 円	家 屋 費	163,640 円
中島永三	自営業	200,000 円	（選挙事務所費	150,400 円）
アピール 2 1	政治団体	100,000 円	（集 合 会 場 費	13,240 円）
石川鏡子	無職	70,000 円	通 信 費	3,000 円
貴田純一	会社役員	100,000 円	交 通 費	15,220 円
宮川幹夫	会社役員	600,000 円	印 刷 費	907,130 円
原田剛多	会社役員	200,000 円	広 告 費	240,753 円
鈴木身和子	無職	90,000 円	文 具 費	3,024 円
			食 糧 費	219,911 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	146,791 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,560,000 円	今 回 計	2,269,469 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,560,000 円	総 計	2,269,469 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	697,410 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡本 康宏	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 22 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	鈴木 孝政			令和 元年 5 月 28 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	144,802 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	50,000 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	194,802 円
前 回 計		2,560,000 円	前 回 計	2,269,469 円
総 計		2,560,000 円	総 計	2,464,271 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	697,410 円

報告書受理年月日	令和元年6月4日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野澤 美希	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 1 月 21 日から
出納責任者氏名	荻野 直人			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 12 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	16,800 円
生方和一	会社取締役	100,000 円	家 屋 費	521,059 円
池森敏満	無職	20,000 円	（選挙事務所費	504,579 円）
斎藤縣三	NPO法人理事長	100,000 円	（集合会場費	16,480 円）
加藤力	会社経営	30,000 円	通 信 費	55,273 円
河辺昭敏	無職	30,000 円	交 通 費	20,300 円
宗次徳二	会社経営	20,000 円	印 刷 費	428,252 円
阪野智夫	無職	30,000 円	広 告 費	22,350 円
立憲民主党愛知県連合	政党	2,500,000 円	文 具 費	923 円
佐藤和之	医師	50,000 円	食 糧 費	185,569 円
伊藤啓子	NPO法人代表	30,000 円	休 泊 費	12,300 円
大井明	無職	20,000 円	雑 費	24,729 円
その他の寄附	46 件	250,840 円		
その他の収入		486,000 円		
今 回 計		3,666,840 円	今 回 計	1,287,555 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,666,840 円	総 計	1,287,555 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	368,172 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野澤 美希	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 13 日から
出納責任者氏名	荻野 直人			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 24 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	33,869 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	33,869 円
前 回 計		3,666,840 円	前 回 計	1,287,555 円
総 計		3,666,840 円	総 計	1,321,424 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	368,172 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野澤 美希	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 25 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 20 日まで
出納責任者氏名	荻野 直人			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3,666,840 円

総 計

3,666,840 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集合会場費)

0 円)

通 信 費

10,330 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

32,400 円

広 告 費

1,340,926 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

40,021 円

今 回 計

1,423,677 円

前 回 計

1,321,424 円

総 計

2,745,101 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	368,172 円

報告書受理年月日	令和元年5月20日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野澤 美希	所属党派	立憲民主党	令和 元年 5 月 21 日から 期間 第 4 回分 令和 元年 6 月 10 日まで
出納責任者氏名	荻野 直人			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3,666,840 円

総 計

3,666,840 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集合会場費)

0 円)

通 信 費

14,698 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

14,698 円

前 回 計

2,745,101 円

総 計

2,759,799 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	368,172 円

報告書受理年月日	令和元年6月10日	第4回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野澤 美希	所属党派	立憲民主党	令和 元年 6 月 11 日から 期間 第 5 回分 令和 元年 6 月 24 日まで
出納責任者氏名	荻野 直人			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3,666,840 円

総 計

3,666,840 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

10,113 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

10,113 円

前 回 計

2,759,799 円

総 計

2,769,912 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	368,172 円

報告書受理年月日	令和元年6月24日	第5回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	近藤 和博	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 28 日から
出納責任者氏名	上田 研一			期間 第 1 回分 平成 31 年 4 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第3総支部 政党支部		507,885 円	家 屋 費	172,220 円
			(選挙事務所費	172,220 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	730,080 円
			広 告 費	637,860 円
			文 具 費	13,542 円
			食 糧 費	121,717 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	58,008 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,349,385 円	今 回 計	1,733,427 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,349,385 円	総 計	1,733,427 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	7,510 円
	ポスターの作成	486,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月21日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	近藤 和博	所属党派	公明党	令和 元年 5 月 14 日から 期間第 2 回分 令和 元年 5 月 20 日まで
出納責任者氏名	上田 研一			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

支 出

人 件 費0 円

家 屋 費0 円

(選挙事務所費0 円)

(集会会場費0 円)

通 信 費0 円

交 通 費0 円

印 刷 費0 円

広 告 費0 円

文 具 費0 円

食 糧 費0 円

休 泊 費0 円

雑 費6,993 円

その他の寄附1 件6,993 円

その他の収入0 円

今 回 計6,993 円

前 回 計1,349,385 円

総 計1,356,378 円

今 回 計6,993 円

前 回 計1,733,427 円

総 計1,740,420 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	7,510 円
	ポスターの作成	486,000 円

報告書受理年月日	令和元年5月21日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐橋 亜子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 10 日から
出納責任者氏名	柳田 常樹			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
日本共産党昭和天白緑地区委員会	政党	346,401 円	家 屋 費	20,000 円
			(選挙事務所費	20,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	4,500 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	569,160 円
			広 告 費	130,253 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	6,568 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		346,401 円	今 回 計	730,481 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		346,401 円	総 計	730,481 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	324,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月19日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	竹村 依子	所属党派	幸福実現党	平成 31 年 3 月 4 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	竹村 依子			平成 31 年 4 月 16 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
竹村よりこ後援会	政治団体	374,000 円	家 屋 費	268,000 円
丹菊恵美子	主婦	21,000 円	（選挙事務所費	268,000 円）
世古廣子	主婦	22,000 円	（集合会場費	0 円）
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	212,800 円
			広 告 費	109,116 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	85,886 円
その他の寄附	8 件	57,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,474,000 円	今 回 計	675,802 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,474,000 円	総 計	675,802 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	竹村 依子	所属党派	幸福実現党	令和 元年 5 月 9 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	竹村 依子			令和 元年 5 月 23 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
幸福実現党	政治団体	1,000,000 円	家 屋 費	0 円
			（選挙事務所費	0 円）
			（集合会場費	0 円）
			通 信 費	23,760 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	324 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,000,000 円	今 回 計	24,084 円
前 回 計		1,474,000 円	前 回 計	675,802 円
総 計		2,474,000 円	総 計	699,886 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	令和元年5月28日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中里 高之	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 19 日から
出納責任者氏名	近藤 元帥			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 16 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	540,000 円
自民党名古屋市緑区第2支部		52,814 円	家 屋 費	229,314 円
			(選挙事務所費)	160,814 円)
			(集合会場費)	68,500 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	25,000 円
			印 刷 費	1,156,030 円
			広 告 費	723,578 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		2,900,000 円		
今 回 計		2,952,814 円	今 回 計	2,673,922 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,952,814 円	総 計	2,673,922 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	872,350 円

報告書受理年月日	平成31年4月16日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中里 高之	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 17 日から
出納責任者氏名	近藤 元帥			期間 第 2 回分
				平成 31 年 4 月 26 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	94,848 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	17,668 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	112,516 円
前 回 計		2,952,814 円	前 回 計	2,673,922 円
総 計		2,952,814 円	総 計	2,786,438 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	872,350 円

報告書受理年月日	平成31年4月26日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	増田 成美	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	深谷 桃子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 21 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	744,098 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今 回 計		2,300,000 円	今 回 計	744,098 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,300,000 円	総 計	744,098 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	684,018 円

報告書受理年月日	平成31年4月21日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	増田 成美	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 22 日から 期間第 2 回分 令和 元 年 5 月 22 日まで
出納責任者氏名	深谷 桃子			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2,300,000 円

総 計

2,300,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

50,000 円

(選挙事務所費

50,000 円)

(集会会場費

0 円)

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

43,200 円

広 告 費

270,198 円

文 具 費

3,240 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

20,520 円

今 回 計

387,158 円

前 回 計

744,098 円

総 計

1,131,256 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	684,018 円

報告書受理年月日	令和元年5月23日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（緑区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,933,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	余語 冴耶香	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 16 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	余語 冴耶香			平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	0 円
			（選挙事務所費	0 円）
			（集会会場費	0 円）
			通 信 費	0 円
			交 通 費	11,200 円
			印 刷 費	705,920 円
			広 告 費	420,603 円
			文 具 費	2,358 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	1,050 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,881 円		
今 回 計		1,141,881 円	今 回 計	1,141,131 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,141,881 円	総 計	1,141,131 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	570,240 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅井 康正	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 13 日から
出納責任者氏名	浅井 千秋			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	50,000 円
			(選挙事務所費	50,000 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	811,392 円
			広 告 費	45,056 円
			文 具 費	2,160 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	2 件	20,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		320,000 円	今 回 計	908,608 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		320,000 円	総 計	908,608 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,000 円
	ポスターの作成	715,392 円

報告書受理年月日	平成31年4月16日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅井 康正	所属党派	減税日本	平成 31 年 4 月 16 日から 期間第 2 回分 令和 元 年 5 月 16 日まで
出納責任者氏名	浅井 千秋			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

320,000 円

総 計

320,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集 合 会 場 費)

0 円)

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

4,969 円

今 回 計

4,969 円

前 回 計

908,608 円

総 計

913,577 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,000 円
	ポスターの作成	715,392 円

報告書受理年月日	令和元年5月16日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	浅井 康正	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 17 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 24 日まで
出納責任者氏名	浅井 千秋			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

320,000 円

総 計

320,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

2,571 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

2,571 円

前 回 計

913,577 円

総 計

916,148 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,000 円
	ポスターの作成	715,392 円

報告書受理年月日	令和元年5月24日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小林 祥子	所属党派	公明党	平成 30 年 11 月 22 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	林 明子			平成 31 年 4 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第2総支部 政党支部		1,258,698 円	家 屋 費	916,076 円
			(選挙事務所費	916,076 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	44,996 円
			交 通 費	2,200 円
			印 刷 費	699,300 円
			広 告 費	539,460 円
			文 具 費	7,748 円
			食 糧 費	210,607 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	87,979 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		2,100,198 円	今 回 計	2,508,366 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,100,198 円	総 計	2,508,366 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	445,500 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齊藤 愛子	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	河合 真理子			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	171,000 円
日本共産党名古屋千種・ 名東・守山地区委員会	政党	387,710 円	家 屋 費	24,240 円
石倉明美	パート （事務職）	63,000 円	（選挙事務所費	24,240 円）
平野玲子	パート （配達員）	17,000 円	（集合会場費	0 円）
渡辺恭子	無職	16,500 円	通 信 費	15,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	650,160 円
			広 告 費	38,194 円
			文 具 費	14,723 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	35,973 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		484,210 円	今 回 計	949,290 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		484,210 円	総 計	949,290 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	405,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	丹羽 宏	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 6 日から
出納責任者氏名	古川 真也			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	61,500 円
自民党愛知県支部連合会	政党	500,000 円	家 屋 費	106,250 円
自民党名東区第三支部	政党支部	36,600 円	(選挙事務所費	36,600 円)
水野善雄	無職	100,000 円	(集会会場費	69,650 円)
太田典男	会社会長	100,000 円	通 信 費	124,000 円
名古屋市名東区歯科医師 連盟		100,000 円	交 通 費	15,650 円
名古屋市医師連盟		50,000 円	印 刷 費	742,560 円
			広 告 費	248,027 円
			文 具 費	1,404 円
			食 糧 費	94,155 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	31,672 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		538,618 円		
今 回 計		1,425,218 円	今 回 計	1,425,218 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,425,218 円	総 計	1,425,218 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	596,160 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	丹羽 宏	所属党派	自由民主党	平成 31 年 4 月 18 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	古川 真也			令和 元年 5 月 2 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	49,374 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		49,347 円		
今 回 計		49,347 円	今 回 計	49,374 円
前 回 計		1,425,218 円	前 回 計	1,425,218 円
総 計		1,474,592 円	総 計	1,474,592 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	596,160 円

報告書受理年月日	令和元年5月2日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	日比 美咲	所属党派	国民民主党	平成 31 年 2 月 25 日から
出納責任者氏名	日比 昌美			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	290,000 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	1,600,000 円	家 屋 費	127,160 円
ひび美咲立志会	政治団体	500,000 円	（選挙事務所費	127,160 円）
仙石光之	無職	30,000 円	（集合会場費	0 円）
日比治美	会社役員	50,000 円	通 信 費	9,971 円
			交 通 費	58,137 円
			印 刷 費	928,886 円
			広 告 費	698,220 円
			文 具 費	4,733 円
			食 糧 費	121,991 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	107,109 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		2,180,000 円	今 回 計	2,346,207 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,180,000 円	総 計	2,346,207 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	679,536 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	日比 美咲	所属党派	国民民主党	平成 31 年 4 月 18 日から 期間第 2 回分 令和 元 年 5 月 8 日まで
出納責任者氏名	日比 昌美			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2,180,000 円

総 計

2,180,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集合会場費)

0 円)

通 信 費

111,401 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

111,401 円

前 回 計

2,346,207 円

総 計

2,457,608 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	679,536 円

報告書受理年月日	令和元年5月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村上 忠明	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 3 月 10 日から
出納責任者氏名	土田 和希人			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 22 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
立憲民主党愛知県連合	政党	2,000,000 円	家 屋 費	626,400 円
			(選挙事務所費	626,400 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	10,728 円
			交 通 費	4,800 円
			印 刷 費	971,664 円
			広 告 費	727,002 円
			文 具 費	41,698 円
			食 糧 費	51,482 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	53,956 円
その他の寄附	1 件	10,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		3,010,000 円	今 回 計	2,487,730 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,010,000 円	総 計	2,487,730 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	814,384 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,608,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村上 忠明	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 4 月 23 日から 期間第 2 回分 令和 元年 5 月 8 日まで
出納責任者氏名	土田 和希人			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3,010,000 円

総 計

3,010,000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

15,727 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

15,727 円

前 回 計

2,487,730 円

総 計

2,503,457 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	814,384 円

報告書受理年月日	令和元年5月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	太田 敏光	所属党派	無所属	平成 31 年 1 月 8 日から
出納責任者氏名	太田 敏光			第 1 回分
				平成 31 年 3 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費	0 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	137,700 円
			広 告 費	395,025 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	5,299 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		600,000 円		
今 回 計		600,000 円	今 回 計	538,024 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		600,000 円	総 計	538,024 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成31年4月8日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加納 靖子	所属党派	無所属	平成 31 年 3 月 4 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	鳥居 等			期間 平成 31 年 4 月 17 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	1,004,000 円
加藤貢	無職	100,000 円	家 屋 費	0 円
渡邊萬里	会社役員	100,000 円	（選挙事務所費	0 円）
加藤連	無職	20,000 円	（集合会場費	0 円）
大山育巳	会社員	90,000 円	通 信 費	0 円
加納義之	会社員	90,000 円	交 通 費	17,200 円
常川靖洋	会社員	90,000 円	印 刷 費	821,808 円
加納ちづ子	会社役員	90,000 円	広 告 費	0 円
加納美里	会社員	90,000 円	文 具 費	0 円
			食 糧 費	70,498 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	756 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,800,000 円		
今 回 計		2,470,000 円	今 回 計	1,914,262 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,470,000 円	総 計	1,914,262 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	765,008 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加納 靖子	所属党派	無所属	平成 31 年 4 月 17 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	鳥居 等			令和 元年 6 月 7 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	280,633 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	280,633 円
前 回 計		2,470,000 円	前 回 計	1,914,262 円
総 計		2,470,000 円	総 計	2,194,895 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	765,008 円

報告書受理年月日	令和元年6月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 孝之	所属党派	減税日本	平成 31 年 3 月 1 日から
出納責任者氏名	川本 道代			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
減税日本	政治団体	300,000 円	家 屋 費	26,710 円
			(選挙事務所費	26,710 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	657,320 円
			広 告 費	268,650 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	23,858 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	6,816 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今 回 計		1,300,000 円	今 回 計	983,354 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,300,000 円	総 計	983,354 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	521,640 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7, 589, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 孝之	所属党派	減税日本	令和 元年 5 月 8 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 8 日まで
出納責任者氏名	川本 道代			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

1, 300, 000 円

総 計

1, 300, 000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

2, 000 円

(選挙事務所費

2, 000 円)

(集会会場費

0 円)

通 信 費

6, 786 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

4, 557 円

今 回 計

13, 343 円

前 回 計

983, 354 円

総 計

996, 697 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60, 080 円
	ポスターの作成	521, 640 円

報告書受理年月日	令和元年5月13日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田口 一登	所属党派	日本共産党	平成 31 年 3 月 18 日から
出納責任者氏名	道下 清美			期間 第 1 回分
				平成 31 年 4 月 15 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	54,000 円
日本共産党昭和天白緑地 区委員会	政党	306,887 円	家 屋 費	15,000 円
			(選挙事務所費	15,000 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	16,255 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	547,560 円
			広 告 費	27,150 円
			文 具 費	6,671 円
			食 糧 費	1,628 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	1,103 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		306,887 円	今 回 計	669,367 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		306,887 円	総 計	669,367 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	302,400 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 里佳	所属党派	立憲民主党	平成 31 年 2 月 27 日から
出納責任者氏名	玉田 勝義			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 19 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
（氏名、団体名）	（職業）	（寄附額）	人 件 費	624,500 円
立憲民主党愛知県連合	政党	1,400,000 円	家 屋 費	150,000 円
市政を考える天白区民の会	資金管理団体	180,000 円	（選挙事務所費	150,000 円）
横地二三夫	会社役員	300,000 円	（集合会場費	0 円）
久保田幸輔	自営業	20,000 円	通 信 費	30,000 円
成田昭二	自営業	20,000 円	交 通 費	14,200 円
			印 刷 費	686,100 円
			広 告 費	301,201 円
			文 具 費	2,476 円
			食 糧 費	165,577 円
			休 泊 費	84,500 円
			雑 費	9,044 円
その他の寄附	2 件	20,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		1,940,000 円	今 回 計	2,067,598 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,940,000 円	総 計	2,067,598 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,000 円
	ポスターの作成	534,300 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	成田 隆行	所属党派	自由民主党	平成 31 年 3 月 8 日から
出納責任者氏名	成田 里沙			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 18 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	583,500 円
牧廣美	会社役員	100,000 円	家 屋 費	13,000 円
自民党愛知県支部連合会		500,000 円	(選挙事務所費	0 円)
森昭勝	会社役員	100,000 円	(集合会場費	13,000 円)
名古屋市医師連盟		50,000 円	通 信 費	0 円
愛知県宅建政治連盟		100,000 円	交 通 費	4,080 円
成田勝彦	無職	30,000 円	印 刷 費	1,100,120 円
			広 告 費	993,967 円
			文 具 費	4,708 円
			食 糧 費	49,428 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	35,751 円
その他の寄附	8 件	75,000 円		
その他の収入		2,200,000 円		
今 回 計		3,155,000 円	今 回 計	2,784,554 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		3,155,000 円	総 計	2,784,554 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	764,640 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7, 589, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	成田 隆行	所属党派	自由民主党	令和 元 年 5 月 3 日から 期間第 2 回分 令和 元 年 5 月 3 日まで
出納責任者氏名	成田 里沙			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3, 155, 000 円

総 計

3, 155, 000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

39, 752 円

(選挙事務所費)

39, 752 円)

(集合会場費)

0 円)

通 信 費

55, 902 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

0 円

今 回 計

95, 654 円

前 回 計

2, 784, 554 円

総 計

2, 880, 208 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60, 080 円
	ポスターの作成	764, 640 円

報告書受理年月日	令和元年5月9日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7, 589, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	成田 隆行	所属党派	自由民主党	令和 元年 5 月 22 日から 期間 第 3 回分 令和 元年 5 月 22 日まで
出納責任者氏名	成田 里沙			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

3, 155, 000 円

総 計

3, 155, 000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

0 円

(選挙事務所費)

0 円)

(集会会場費)

0 円)

通 信 費

0 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

884 円

今 回 計

884 円

前 回 計

2, 880, 208 円

総 計

2, 881, 092 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	60, 080 円
	ポスターの作成	764, 640 円

報告書受理年月日	令和元年5月27日	第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀田 太規	所属党派	国民民主党	平成 31 年 1 月 31 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	堀田 幸子			期間 平成 31 年 4 月 11 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	203,500 円
国民民主党愛知県総支部 連合会	政党	2,000,000 円	家 屋 費	852,087 円
増田紀子		100,000 円	(選挙事務所費	850,407 円)
			(集合会場費	1,680 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	10,730 円
			印 刷 費	681,800 円
			広 告 費	411,126 円
			文 具 費	12,295 円
			食 糧 費	61,715 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	217,006 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		600,000 円		
今 回 計		2,700,000 円	今 回 計	2,450,259 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,700,000 円	総 計	2,450,259 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,800 円
	ポスターの作成	625,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1選挙の種類平成31年4月7日執行名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7, 589, 800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀田 太規	所属党派	国民民主党	令和 元年 5 月 7 日から 期間 第 2 回分 令和 元年 5 月 13 日まで
出納責任者氏名	堀田 幸子			

収 入

主たる寄附

(氏名、団体名)

(職業)

(寄附額)

0 円

その他の寄附

0 件

0 円

その他の収入

0 円

今 回 計

0 円

前 回 計

2, 700, 000 円

総 計

2, 700, 000 円

支 出

人 件 費

0 円

家 屋 費

88, 467 円

(選挙事務所費

88, 467 円)

(集合会場費

0 円)

通 信 費

1, 026 円

交 通 費

0 円

印 刷 費

0 円

広 告 費

0 円

文 具 費

0 円

食 糧 費

0 円

休 泊 費

0 円

雑 費

16, 355 円

今 回 計

105, 848 円

前 回 計

2, 450, 259 円

総 計

2, 556, 107 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	56, 800 円
	ポスターの作成	625, 000 円

報告書受理年月日	令和元年5月14日	第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	三輪 芳裕	所属党派	公明党	平成 31 年 2 月 19 日から
出納責任者氏名	近藤 保			第 1 回分
				平成 31 年 4 月 6 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第 3 総支部 政党支部		944,976 円	家 屋 費	696,859 円
			(選挙事務所費	696,859 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	699,840 円
			広 告 費	471,370 円
			文 具 費	2,246 円
			食 糧 費	160,409 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	128,634 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		841,500 円		
今 回 計		1,786,476 円	今 回 計	2,159,358 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,786,476 円	総 計	2,159,358 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	414,720 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 名古屋市議会議員一般選挙（天白区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,589,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	三輪 芳裕	所属党派	公明党	令和 元年 5 月 2 日から
出納責任者氏名	近藤 保			期間 第 2 回分
				令和 元年 5 月 7 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
公明党名古屋第3総支部 政党支部		31,365 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	28,389 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	2,976 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		31,365 円	今 回 計	31,365 円
前 回 計		1,786,476 円	前 回 計	2,159,358 円
総 計		1,817,841 円	総 計	2,190,723 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	414,720 円

報告書受理年月日	令和元年5月8日	第2回報告分

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条生涯学習部の項中「スポーツ振興課」を削る。

第 3 条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童生徒の支援（他の部の主管に属するものを除く。）に関する事。

第 3 条指導部学校保健課の項に次の 1 号を加える。

(6) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関する事。

第 3 条生涯学習部生涯学習課の項第 5 号及び第 8 号中「課」を削り、同項第 9 号中「（他の課の主管に属するものを除く。）」を削り、同項第10号中「課」を削り、同号を同項第11号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 学校における部活動に関する事。

第 3 条生涯学習部スポーツ振興課の項を削る。

第9条第3項の表生涯学習部の項中

「

部活動振興	1 小学校における部活動の見直しの推進に すること。	1
スポーツ施 設	1 総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッ カー場、プール、名城庭球場、スポーツトレ ーニングセンター及び志段味スポーツランド に關すること。 2 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに 整備の計画及び実施に關すること。 3 スポーツ施設の管理等に關する合理化に關 すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に關すること。 5 瑞穂公園の管理に關すること。	1
瑞穂公園整 備推進	1 瑞穂公園の整備推進に關すること。 2 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議 會に關すること。	1
瑞穂公園陸 上競技場の 改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に關すること。	1

を

「

部活動振興	1 学校における部活動に關すること。 2 小学校における部活動の見直しの推進に關 すること。	1

に改

める。

第11条第6項中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士及び調理員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則（昭和57年名古屋市教育委員会規則第 1 号）
- (2) 名古屋市スポーツ推進委員規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第 5 号）
- (3) 名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第 4 号）
- (4) 名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第 7 号）
- (5) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号）
- (6) 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
- (7) 名古屋市港サッカー場条例施行規則（平成 5 年名古屋市教育委員会規則

第10号)

(8) 名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号）

(9) 名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）

(10) 名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 8 号

名古屋市美術館の臨時休館について

作品展示作業のため、名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、名古屋市美術館を令和 2 年 4 月 1 日から同年 4 月 24 日まで及び令和 2 年 11 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日まで臨時休館します。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市美術館総務課

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

「スポーツ振興課
第 1 条生涯学習部の項中 市民スポーツ係 を「部活動振興係」に改め
少年スポーツ係
施設係 」

る。

第 2 条総務部学校整備課主査（学校施設のアセットマネジメントの推進）の項を次のように改める。

主 査（学校施設リフレッシュプランの推進）

(1) 学校施設リフレッシュプランの推進に関する事。

第 2 条教務部教職員課の項中「主 査（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）」を「主 査（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）(2) 」に改め、同条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室子ども応援係の項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 相談等対応に係る情報処理システムに関する事。

(4) 総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー及びスクールポリスの人事及び労務の連絡調整（他の部の主管に属するものを除く。）に関する事。

第 2 条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室主査（企画調整）の項の次に次のように加える。

主 査（システム・制度改革）

- (1) 相談等対応に係る情報処理システムに関すること。
- (2) 子ども応援委員会制度に係る改革に関すること。

指導主事

- (1) 児童生徒の生物、心理及び社会面からの支援に関すること。
- (2) 総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー及びスクールポリスの間の連携協力の総括に関すること（主任指導主事に限る。）。
- (3) 重大事態発生時における児童生徒の支援組織の運営に関すること（主任指導主事に限る。）。

第2条指導部学校保健課小学校給食係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関すること。

第2条生涯学習部生涯学習課社会教育係の項第10号を削り、同課生涯学習係の項の次に次のように加える。

部活動振興係

- (1) 学校における部活動に関すること。
- (2) 部活動関係団体に関すること。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

第2条生涯学習部生涯学習課主査（女性教育）の項の次に次のように加える。

主 査（部活動振興）(2)

- (1) 小学校における部活動の見直しの推進に関すること。

第2条生涯学習部スポーツ振興課の項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「総務課管理係長 総務課守衛長」を「総務課管理係長」に、「に限る」を「に限る。」に、「職員部給与課労政係長 職員部給与課主査」を「職員部給与課労政係長」に、「職員部給与課労政係主事」を「職員部給与課労政係主事 職員部安全衛生課安全衛生係長」に改め、同表中

「

市民経済局	本庁	局長 理事 部長 参事 室長 課長 主幹 総務課管理係長 地域振興部区政課管理係長 地域振興部区政課推進係長

	市民活動推進センター	所長	を
	なごや人権啓発センター	所長	
	文化センター	館長	
	中小企業振興センター	所長 課長 主幹	
	消費生活センター	所長	
	中央卸売市場	場長 課長 主幹	
	工業研究所	所長 副所長 部長 参事 課長 室長 主幹	

スポーツ 市民局	本庁	局長 部長 室長 課長 主幹 総務課 庶務係長 地域振興部区政課管理係長 地域振興部区政課推進係長	に
	市民活動推進センター	所長	
	なごや人権啓発センター	所長	
	文化センター	館長	
経済局	本庁	局長 部長 参事 課長 室長 主幹 総務課庶務係長	
	中央卸売市場	場長 課長	
	工業研究所	所長 副所長 部長 参事 課長 室長 主幹	

改め、同表健康福祉局精神保健福祉センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同表同局の項中

「

生活衛生センター	所長 主幹

を
」

削り、同表同局衛生研究所の項中「事務長」を「課長 主幹」に改め、同表緑政土木局本庁の項中「課長 室長」を「課長」に改める。

別表第 3 教育委員会関係の表事務局の項中「室長主幹」を「室長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 4 号

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋競輪組合の項中「事務局次長」を「事務局次長 事務局参与」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 5 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「場合及び」を「場合並びに」に、「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第 1 項」の次に「並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条の 2」を加え、同条第 2 項中「場合及び」を「場合並びに」に、「並びに育休法」を「、育休法」に改め、「第18条第 1 項」の次に「並びに任期付職員条例第 2 条の 2」を加え、同条第 5 項中「又は育休法」を「、育休法」に改め、「第 6 条第 1 項第 1 号」の次に「又は任期付職員条例第 2 条の 2」を加える。

第13条第 3 号中「衛生職」の次に「、看護保健職（准看護師その他看護保健

に関する職を除く。）」を加え、同条第4号中「、看護保健職（准看護師その他看護保健に関する職を除く。）」を削る。

第15条第1項第1号中「書面の審査」の次に「（以下この条において「書面審査」という。）」を加え、同項第2号中「経歴、人事評価等昇任させようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを判定することができる書面の審査」を「書面審査」に改める。

第18条第2項中「行うものとする」を「行うことができる」に改める。

別表第2段階別職位表部長段階の項中「、中小企業振興センター所長」及び「（課長段階に属するものを除く。）」を削り、同表課長段階の項中「、消費生活センター所長」を削り、「精神保健福祉センター所長」の次に「、精神保健福祉センター副所長」を加え、「、生活衛生センター所長」、「、衛生研究所事務長」及び「、東部医療センター病院救急救命センター長」を削り、同表係長段階の項中「、守衛長」及び「、くすのき学園副園長」を削り、「東部医療センター病院の副部長」の次に「、東部医療センター病院臨床工学室副室長」を加える。

別表第3職員昇任基準年数表備考1中「備考3」の次に「、備考4、備考5」を加え、同表備考2中「適用し、免許資格職採用試験に合格し保育職又は司書職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を」を削り、同表備考9を同表備考12とし、同表備考8を同表備考11とし、同表備考7中「課長段階以上」を「課長段階以上の職」に、「係員段階」を「係員段階の職」に、「課長段階」を「課長段階の職」に改め、「ただし、医事職に属する職員の昇任については、昇任させようとする任用段階以下のそれぞれの段階へ昇任するための必要在職年数を通算した年数をもって、その者の昇任させようとする段階の必要在職年数とすることができる。」を削り、備考7を同表備考9とし、備考9の次に次のように加える。

10 備考9の規定にかかわらず、医事職に属する職員の課長段階以上の職への昇任については、昇任させようとする任用段階以下のそれぞれの段階の職へ昇任するための必要在職年数を通算した年数をもって、その者の昇任させようとする段階の必要在職年数とすることができる。この場合において、医師免許又は歯科医師免許の取得後の年数をもって、その者の昇任させようとする

る段階の必要在職年数とする。

同表備考 6 中「係長段階」を「係長段階の職」に改め、備考 6 を同表備考 8 とし、同表備考 5 中「備考 7」を「備考 9」に、「係長段階より課長段階」を「係長段階の職より課長段階の職」に、「係員段階より課長段階」を「係員段階の職より課長段階の職」に改め、備考 5 を同表備考 7 とし、同表備考 4 中「各職種」を「職種」に、「各任用段階」を「各任用段階の職」に改め、備考 4 を同表備考 6 とし、同表備考 3 中「免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、保育職又は司書職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴に応じた区分により」を削り、備考 3 を同表備考 4 とし、備考 4 の次に次のように加える。

- 5 免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、保育職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が転任前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、司書職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用する。

同表備考 2 の次に次のように加える。

- 3 免許資格職採用試験に合格し、保育職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が採用前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に合格し、司書職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用する。

別表第 3 附表 1 学歴区分表中短大卒の部短大 3 卒の項第 1 号中「卒業者」の次に「又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了者」を加え、同部短大 2 卒の項第 1 号中「卒業者」の次に「又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了者」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に実施した免許資格職採用試験に合格し採用された職員（保育職へ採用された者に限る。）の、職員昇任基準年数表（別表第 3）に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。
- 3 この規則施行の日前に実施した転任試験に合格した職員（保育職に転任した者に限る。）の、転任後における職員昇任基準年数表に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 6 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成25年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「（又は代理人）」を削り、同様式注第 1 項中「代表者を」を「代表者又は代理人を選任して措置の要求をする場合は、代表者又は代理人が記名押印すること。また、代表者を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 7 号

名古屋市人事委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会会議規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「定例会は、」の次に「原則として」を加える。

第 3 条第 1 項中「前条に定める場所で行う。」を「委員長が招集する。」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会達第 1 号

人事委員会事務局

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年人事委員会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

第54条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

- 1 この達は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）第54条第 4 項後段の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に基づき同項後段に規定する委託をする場合について適用する。
- 3 情報システム管理者及び所管課長は、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に基づき施行日以後に新規程第54条第 4 項後段に規定する委託をするときは、受託業者等と協議を行い、同項後段に規定する確認を行うよう努めるものとする。

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第1条第1項中「総務課」を「総務課
防災危機管理室」に、「契約監理課
情報システム課」を
「契約監理課」に、「資産活用課」を「資産活用課
情報システム課」
保全課
管路工事統括室」に改める。

第6条庶務系の項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「所属資産」の次に「及び総務部防災危機管理室所属資産」を加え、同号を同項第9号とし、同項第4号から同項第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 防災及び危機管理についての関係団体との連絡調整等に関すること。

第6条の次に次の1条を加える。

（総務部防災危機管理室）

第6条の2 総務部防災危機管理室の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理係

(1) 防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。

(2) 防災及び危機管理についての連絡調整等に関すること。ただし、前条庶務系の項第4号に規定するものを除く。

(3) 災害時における相互応援体制についての調査研究に関すること。

第9条事務管理系の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号

の次に次の１号を加える。

(4) 内部統制に関すること。

第９条の２を削る。

第10条を次のように改める。

(総務部契約監理課)

第10条 総務部契約監理課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

工事契約係

(1) 工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約に関すること（技術審査係の項に規定するものを除く。）。

(2) 所属資産の維持管理に関すること。

(3) 課内他係の主管に属しないこと。

委託契約係

(1) 委託契約に関すること（技術審査係の項に規定するものを除く。）。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。

(2) 物品の調達及び賃貸借の契約に関すること。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。

(3) 不用品の売却契約に関すること。

(4) その他契約に関すること。ただし、前項第１号並びに第１号ただし書及び第２号ただし書に規定するものを除く。

技術審査係

(1) 工事等の請負契約及び委託契約（以下「請負契約等」という。）に関する入札の参加資格の技術的な審査に関すること。

(2) 請負契約等に関する入札の技術資料の審査に関すること。

(3) その他技術審査に関すること。

第12条経営企画係の項中第３号から第５号までのただし書を削り、同項第６号中「局事業に係る施設又は設備（以下「施設等」という。）の」を削り、同号ただし書を削り、同項第７号中「局事業に係る」を削り、同号ただし書を削り、同項第９号を削り、同項第10号中「局事業の」を削り、同号を同項第９号とし、同項第11号から第13号までを１号ずつ繰り上げ、同項第14号中「局事業

に係る」を削り、同号ただし書を削り、同号を同項第13号とし、同項第15号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とし、同条技術調整係の項第4号中「局事業に係る施設等の」を削り、同項第5号及び第6号中「局事業に係る」を削り、同項第11号を削り、同項第10号中「局事業に係る」を削り、同号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「局事業の」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号中「局事業に係る」及び「（技術に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 流域連携事業の企画調整に関すること。

第12条技術調整係の項第12号を削る。

第16条の次に次の1条を加える。

（経営本部企画経理部情報システム課）

第16条の2 経営本部企画経理部情報システム課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

情報企画係

- (1) 情報化施策の推進、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報化推進のための調査研究に関すること。
- (3) 情報システムに係る業務の調整に関すること。
- (4) 電子情報の保護に関する基本的事項の検討及び調整に関すること。
- (5) 情報化推進に係る研修に関すること（個別業務システムに係る研修の実施に関するものを除く。）。
- (6) 所属資産の維持管理に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

情報管理係

- (1) 所管する情報システムの管理及び運用に関すること。
- (2) 所管する電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (3) データセンターの保守及び運用の管理に関すること。
- (4) 情報ネットワークの管理（制御系システムに係るものを除く。）及び運用に関すること。
- (5) 電子情報のセキュリティ対策の企画調整に関すること。

(6) 情報ネットワークの活用による情報の高度利用等の企画調整に関する
こと。

(7) 電話設備に関すること（賃借に関するものを除く。）。

第17条事務系の項第8号中「量水器」の次に「及び給水用品」を加え、同条
受付センター管理系の項中「総合電話窓口」を「受付センター」に改め、同条
に次の1項を加える。

営業システム係

- (1) 営業事務総合管理システム等の管理及び開発に関すること。
- (2) 営業事務総合管理システム等に係る研修の実施に関すること。
- (3) 営業事務総合管理システム等で利用する電子計算機の管理及び運用に関
すること。
- (4) 営業事務総合管理システム等で利用する電子計算機の帳票及びデータフ
ァイルの管理に関すること。

第18条料金系の項中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 水道料金等の徴収関係事務の総括に関すること。
- (5) 水道使用水量の計量業務及び下水道に排除された汚水の排出量の計測業
務の総括に関すること。
- (6) 集合住宅等に係る業務の総括に関すること。
- (7) 水道使用水量の検針業務及び水道料金等の徴収業務等の委託管理の総括
に関すること。

第18条徴収管理系の項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号
とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「口座振替」を「口座振替等」に改
め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条検針系の項を
削る。

第19条量水器系の項に次の2号を加える。

- (4) 局事業に係る器具の制作、改良及び修理に関すること。
- (5) 給水用品の受入れ及び庫出管理に関すること。

第23条技術システム系の項第6号中「施設等」を「施設又は設備（以下「施
設等」という。）」に改める。

第28条事務系の項第6号中「技術本部管路部保全課所属資産」の次に「、技

術本部管路部管路工事統括室所属資産」を加え、同条管理系の項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

- (5) 管路センター（下水部門を除く。）の体制に係る企画調整に関する事。
- (6) 管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。

第28条管理系の項第 7 号及び同条管路工事調整系の項を削る。

第29条の次に次の 1 条を加える。

（技術本部管路部管路工事統括室）

第29条の 2 技術本部管路部管路工事統括室の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

管路工事調整係

- (1) 管路工事の事務及び施工管理に係る総合調整に関する事。
- (2) 管路工事が起因となった事故対応の総括及び調整に関する事。
- (3) 管路工事の事故防止に係る他部及び部内他課公所との連絡調整に関する事。
- (4) 管路工事の施工管理の改善に係る他部及び部内他課公所との調整に関する事。
- (5) 管路工事の施工管理に係る研修及び事故防止に係る講習会に関する事。
- (6) 水道工事及び下水道工事の道路占有調整に関する事。
- (7) 水道工事及び下水道工事の道路占有に関連する事項の連絡調整に関する事。
- (8) 建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関する事。
- (9) 管路工事における効率的な設計に係る企画調整に関する事。

第30条設計第三系の項第 1 号中「第19条審査系の項第 2 号」を「第19条審査系の項第 4 号」に改める。

第32条第 2 項下水維持系の部分第 1 号中「所管区域（別表第 2 に定める係の所管区域をいう。以下この項において同じ。）における」を削り、同項下水工事系の部分中「所管区域における」を削る。

第34条処理管理系の項第 1 号中「（水質管理に係るものを除く。）」を削

り、同号ただし書を削り、同項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 水処理センター等の水質管理に係る総合的な企画調整に関すること。

(3) 下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第34条の2 浄水管理係の項第1号中「(水質管理に係るものを除く。)」を削り、同号ただし書を削り、同項中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 浄水場の水質管理に係る総合的な企画調整に関すること。

(3) 水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第35条を次のように改める。

(技術本部施設部水質管理課)

第35条 技術本部施設部水質管理課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

管理指導係

(1) 局事業における水質管理の総括に関すること。

(2) 局事業における水質管理に係る総合的な企画調整の総括に関すること。

(3) 局事業における水質に係る関係機関との連絡調整の総括に関すること。

(4) 局事業における水質情報の管理の総括に関すること。

(5) 局事業における水質試験の精度の管理の総括に関すること。

(6) 工場排水その他の悪質下水の排除の規制に関すること。

(7) 悪質下水の排除の規制に関する届出の受理に関すること。

(8) 特定施設及び除害施設の設置等の指導監督に関すること。

(9) 汚水の濃度の算定及びこれに伴う使用料の増徴額の算出に関すること。

(10) 工場排水その他の悪質下水の分析及び試験の管理及び総括に関すること。

(11) 所属資産の維持管理に関すること。

(12) 課内他係の主管に属しないこと。

水道水質管理係

(1) 水道事業等における水質管理に関すること。

(2) 水道事業等における水質試験に関すること。

- (3) 水道事業等における水質の向上のための調査、研究及び技術的指導に關すること。
- (4) 水道事業等における水質情報の管理に關すること。
- (5) 水道事業等における水質試験の精度の管理に關すること。

処理水質管理係

- (1) 下水道事業における水質管理に關すること。
- (2) 下水道事業における水質試験に關すること。
- (3) 下水の処理水質及び下水汚泥の処理の改善に關する調査、研究及び技術的指導に關すること。
- (4) 下水道事業における水質情報の管理に關すること。
- (5) 下水道事業における水質試験の精度の管理に關すること。
- (6) 工場排水その他の悪質下水の分析及び試験の実施（他機関に委託して実施するものを除く。）に關すること。

第37条第2項浄水係の部分第2号中「限る」の次に「。第4号において同じ」を加え、同部分第4号中「（小規模な設備系改良等工事に限る。）」を削る。

第40条第2項処理第一係・処理第二係の部分第2号中「限る」の次に「。第4号において同じ」を加え、同部分第4号中「（小規模な設備系改良等工事に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる課に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の課に対応する同表右欄の課又は室に勤務を命ぜられたものとみなす。

総務部情報システム課（情報管理係）	経営本部企画経理部情報システム課

総務部情報システム課（営業システム係）	経営本部営業部営業課
技術本部管路部配水課（管理係に所属する業務技師に限る。）	経営本部営業部給排水設備課
技術本部管路部配水課（管路工事調整係）	技術本部管路部管路工事統括室

（名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附則第2項中「経営本部営業部千種営業所工事係」を「経営本部営業部給排水設備課量水器係」に改める。

（名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正）

- 4 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部情報システム課長」を「企画経理部情報システム課長」に改める。

第60条第4項中「情報システム管理者」の次に「及び所管課公所長」を加え、「、電子計算機」を「、記録媒体」に、「賃貸人に返還」を「賃借している記録媒体を返却」に、「当該電子計算機の記録媒体」を「当該記録媒体」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課公所長が当該電子情報の消去を局以外の者に委託するときは、証明書等により委託業者が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

第60条第5項を削る。

（名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正）

- 5 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

別表経営本部営業部料金課の項中「料金係長 検針係長」を「料金係長」

に改め、同表経営本部営業部千種営業所（本部）の項を次のように改める。

経営本部営業部千種 営業所	経営本部営業部千種 営業所	営業係長 工事係長

別表経営本部営業部千種営業所（名東サービスステーション）の項及び技術本部管路部配水課（機材ものづくりセンター）の項を削り、同表中

「

技術本部施設部水質 管理課（本部）	技術本部施設部水質 管理課（本部）	水質企画係長 工場 排水指導係長 水質 管理第二係長
	水質管理第一係	水質管理第一係長

」

を

「

技術本部施設部水質 管理課（本部）	技術本部施設部水質 管理課（本部）	管理指導係長 処理 水質管理係長
	水道水質管理係	水道水質管理係長

」

に改め、同表技術本部施設部西部打出水処理事務所（本部）の項中「主査（露橋水処理センター管理）」を「主査（露橋水処理センター管理担当）」に改める。

（名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正）

- 6 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「経営本部営業部千種営業所 経営本部営業部千種営業所（名東サービスステーション）」を「経営本部営業部千種営業所」に、「技術本部建設部建設工事事務所 技術本部管路部配水課管理係（機材ものづくりセンター）」を「技術本部建設部建設工事事務所」に、「技術本部施設部水質管理課（水質管理第一係を除く。） 技術本部施設部水質管理課水質管理第一係」を「技術本部施設部水質管理課（水道水質管理係を除く。） 技術本部施設部水質管理課水道水質管理係」に改める。

(名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正)

- 7 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表水道事業電気主任技術者・営業部・営業課の項中

「	料金課東分室	を	「
	給排水設備課熱田分室		
	千種営業所		
	名東サービスステーション		
」		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	「
		を	

名古屋市交通局告示第4号

乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

令和2年3月25日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 変更系統

現 行		変 更 後	
系統記号	運行区間	系統記号	運行区間
北 巡 回	黒川～上飯田～黒川	北 巡 回	黒川～上飯田～黒川
富 田 巡 回	戸田～春田駅～戸田荘	富 田 巡 回	戸田～春田駅～戸田荘

2 新設停留所

名 称	位 置	
に 新 え 家	北 行	中川区新家三丁目501番地先
	南 行	中川区新家一丁目2904番地先

3 増設停留所

名 称	位 置	
光 音 寺 町	西 行	北区金城町三丁目4番8地先

4 変更経路

系 統 記 号	経 路
北 巡 回	(往路) 黒川－[現行と同一経路]－金城町三丁目－光音寺町 －又穂住宅東－城北つばさ高校－福德町－川中－[現行と同一経路]－黒川 (復路) 黒川－[現行と同一経路]－川中－福德町－城北つばさ高校－又穂住宅東－光音寺町－金城町三丁目－[現行と同一経路]－黒川

5 名称変更停留所

現 行	変 更 後
緑 丘 商 高	みどりがおかこうこう 緑 丘 高 校

6 実施時期

令和2年4月1日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第5号

なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

なごや観光ルートバスの運行にあたって、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行し、なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類を次のように定めます。なお、なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和元年名古屋市交通局告示第10号）は、令和2年3月31日限り廃止します。

令和2年3月27日

名古屋市交通局長 河野和彦

- 1 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行します。

- (1) 乗車券の名称

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット

- (2) 料金

ア 大人 500円

イ 小児 250円

- (3) 有効期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

- (4) 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

(5) 使用条件

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

(6) 発行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(7) 料金の払戻し

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの払戻しは行いません。

(8) 不正使用

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

(9) 様式

ア 大人券

(表)



(裏)



イ 小児券

(表)



(裏)



- 2 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I C カード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

3 その他

令和元年名古屋市交通局告示第10号により発行されたなごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、この告示により発行されたものとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を休止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1289号	中部配管 (株)	林 功	名古屋市南区塩屋町 3丁目16番地	令和 2年 2月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1478号	(有)堀田ビ ジネス商 会	堀田 和宏	名古屋市西区枇杷島 五丁目23番 1号	令和 2年 2月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 543号	(株)愛知管 工	栗山 正美	愛知県尾張旭市向町 二丁目 7番地の12	令和 2年 2月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を休止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1289号	中部配管 (株)	林 功	名古屋市南区塩屋町 3丁目16番地	令和 2年 2月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1478号	(有)堀田ビジネス商会	堀田 和宏	名古屋市西区枇杷島五丁目23番 1号	令和 2年 2月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年 3月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 543号	(株)愛知管 工	栗山 正美	愛知県尾張旭市向町 二丁目 7番地の12	令和 2年 2月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目401番 ほか8筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
タワーパーク錦	1台	—	91台	—
ナディアパーク駐車場	10台	11台	440台	変更なし
その他駐車場	250台	変更なし	2,747台	変更なし
計	261台	変更なし	3,278台	3,187台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
タワーパーク錦	午前0時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数

	変更前	変更後
タワーパーク 錦	1箇所	—
その他駐車場	32箇所	31箇所
計	33箇所	31箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

- (1) タワーパーク 錦については、令和 2年 4月26日
- (2) その他駐車場については、令和 2年 3月17日

4 変更しようとする理由

- (1) タワーパーク 錦については、契約廃止のため
- (2) その他駐車場については、出入口の数の誤記修正のため

5 届出の日

令和 2年 3月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
 中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月26日から同年 7月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

正

誤

令和2年 3月25日付け名古屋市公報第46号中の訂正について

ページ	件 名	誤		正	
74	名古屋市人事委員会 規則第1号 別表	勤務区分	勤務時間 の割振り	勤務区分	勤務時間 の割振り
		A	午前7時 45分から 午後4時 30分まで	A	午前7時 45分から 午後4時 15分まで で
		B	午前8時 15分から 午後5時 まで	B	午前8時 15分から 午後4時 45分まで
		C	午前9時 15分から 午後6時 まで	C	午前8時 45分から 午後5時 15分まで
		D	午前9時 45分から 午後6時 30分まで	D	午前9時 から午後 5時30分 まで
		E	午前7時 45分から 午後4時 15分まで	E	午前9時 30分から 午後6時 まで
		F	午前8時	F	午前10

			15分から 午後4時 45分まで				時から午 後6時30 分まで
		G	午前8時 45分から 午後5時 15分まで		G		午前7時 45分から 午後4時 30分まで
		H	午前9時 から午後 5時30分 まで		H		午前8時 15分から 午後5時 まで
		I	午前9時 30分から 午後6時 まで		I		午前9時 15分から 午後6時 まで
		J	午前10時 から午後 6時30分 まで		J		午前9時 45分から 午後6時 30分まで